

決算審査特別委員会報告書

(平成28年度串本町会計分)

決算審査特別委員会審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、平成29年第3回定例会の9月7日(木)に構成委員8名で設置され、同定例会に提案された、議案第110号 平成28年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定について外17件の特別会計・事業会計歳入歳出決算の認定について、閉会中の継続審査として付託されたものであります。

委員会は、当初平成29年10月17日から24日までの内、休日等を除く5日間を予定していましたが、台風21号の影響を受け開会時間を繰り上げたり審議時間を延長するなど、4日間に短縮を行いながらも慎重に審査を行いました。

地方自治法第98条第1項の規定による書面審査は、24日午前9時から行い、その後、病院事業会計の審査を行いすべての会計の審議を終了しました。その後、総括質疑として田嶋町長に出席していただき、約1時間かけて各委員から質疑を行いました。また、各会計の採決につきましては、町長の総括質疑終了後に行っています。

委員、当局の協力を得て24日午後0時8分に全ての会計についての審査を終了いたしました。

委員会の内容について、報告します。

田嶋町長からのあいさつの後、佐藤代表監査委員に決算監査の経過と結果について報告を求めました。

【一般会計・特別会計】

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成28年度串本町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査しました。

総論として、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調べは、関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りなく表示されていると認められた。

予算執行の状況については、一部に改善を要するものもあったが、それ以外はおおむね適正に処理されていると認められる。

指摘事項として、

①滞納整理について

滞納整理については、随時厳正に対応するべく要望をしてきたところである。税収入については、平成27年度に比べ現年及び滞納とも徴収率は増加しており、滞納者に対する調査や捜索の実施など所管課の努力が認められる。また、住宅使用料滞納者については法的制度である民事調停の活用にも取り組んでいる。

なお、さらなる徴収率の向上と滞納整理の取り組みを進められたい。また、不納欠損処理をはじめとする未収金の整理や私債権回収に当たっては、債権管理条例の制定への取り組みを含め、適正な債権管理を推進するよう一層努力されたい。

②国民健康保険事業特別会計について

国民健康保険事業特別会計は平成27年度決算の1,183万6,000円の黒字から7,392万5,000円の黒字と大幅に改善した。これは平成26年度から3カ年かけて実施する新たな赤字解消計画に基づき、国民健康保険税の見直しや保

險給付金の減少、一般会計から繰り入れを行ったことによるものと認められる。

急速な少子高齢化と医療技術の高度化による医療費の増加などにより、同会計は今後も厳しい財政運営を強いられることが予想される。財政の適正な均衡が保持されるよう努めるとともに、未納者対策や町民の健康づくりの推進などあらゆる対策を講じられたい。

【病院事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成28年度串本町病院事業会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認める。

本年度の純損失が2億8,984万5,156円の赤字計上となった。

結論として、平成28年度の患者の利用状況を前年度と比較すると、くしもと町立病院の入院延べ患者数は5,803人減少して3万3,435人、外来延べ患者数は6,792人減少して6万6,532人となったことに加え、平成28年度の5月9日から院外処方に全面的に移行したことから、医業収益は前年度より約29.8%減の15億4,112万3,000円、事業収益全体では前年度より25.7%減の19億719万6,000円となっている。また事業費用は、給与費が0.7%減の11億6,498万8,000円、医業収益減少に伴い材料費が55.8%減の3億3,980万7,000円となったことなどから事業費用全体では18.6%減の21億9,704万1,000円となっている。

本年度の決算では、医業収益減少により、医業損益、経常損益ともに悪化し、企業債の元利償還金がピークを迎えたことから、資金不足比率が6.7%となり純損失が生じている。昨年度に引き続き自己資本金の減少により欠損金の補てんを行っているが、欠損金処分計算書（案）のとおり処分を行うことは、実態を明瞭にあらわす財務諸表を作成しないといけなとする企業会計の一般原則に照らし合わせても、妥当な処理であると思慮する。あわせて地域包括ケア病床の導入や修学資金制度の周知など、新たな収益と人員の確保に向けた取り組みを積極的に進められたい。

【水道事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成28年度串本町水道事業特別会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認める。

本年度は、純利益が4,047万6,959円の黒字計上となった。

平成20年度より実施している漏水調査については、専門職員が常駐する内容での業務委託により、有収率の改善が見られた。80%の有収率を目標に、今後も漏水調査を継続して実施し、効率的な経営に努められたい。

給水収益は前年度と比較して約0.26%増の4億4,613万9,000円となっているが、人口減少による収入減や起債償還金などが事業経営に負担を与えると考えられるため、その対応策として水道料金を値上げするなどの住民負担とならないよう配慮されたい。

【国民宿舎事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成28年度串本町国民宿舎事業会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認める。

本年度の、純損失は358万4,307円であった。

国民宿舎の経営については指定管理者制度が導入されている。本会計は施設整備時の起債の償還金及びそれに対する一般会計からの繰入金が主な内容となっており、本年度末の借入資本金（企業債残高）は1,284万454円である。

借入資本金は平成30年度ですべての償還を終了する予定となっており、着実に会計の健全化を図られたい。

次に監査委員に対する質疑を行いました。

質◇病院会計の一時借入金、これが年度末に残高としてのもってきている。これは地方公営企業法の第29条に違反しているのじゃないかと。

過去の決算書を見てもみますと、常態化してある。平成26年に2億円、平成27年も2億円、平成28年度には3億5,000万円、そして平成29年度には、これは予算書でなんですが、4億円になると。しかし、地方公営企業法の第29条には、管理者は、予算内の支出をするため、一時の借入れをすることができる。前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金不足のため償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として。要するに借入れて返せなかった分については1年間に限り借入れすることができる。しかし、1年以内に償還しなければならない、と書いてあるのですが、これはずっと常態化してあるので。

平成28年度は、くしもと町立病院は経営内容が非常に悪かった。先ほど監査委員からもあったように、不良債務が発生した。そういうことも含めて、この3億5,000万円の一時借入金が年度末において償還されない。これについては地方公営企業法の第29条に明らかに抵触してある。このことについては、どういうふうに考えてあるのですか。

答◇水道企業会計からの借入れを期の途中で返済し、また新たな借入れをし、ということで一時的には切れておりますけれども、結果とすると同じような数字が見えるかと思えます。これは改善を町当局とも話し合うわけですけども、やむを得ず今後改善するという形で処理するというところで結論づけております。

質◇そうっていない。ずっと2億円からだんだんふえてきているのに。今年度も、平成29年度も当初予算では4億円の一時借入金が年度末としてふえてきてある。抜本的に、現実的に年度末にどう返したかというのが問題であって、途中の話では全然ないわけや。

こんな常態化した中で一般会計から平成29年度において解消するべく繰り入れをするのか。

副町長答◇9月議会で指摘を受けて病院事務長とも協議をしました。この指摘について、地方公営企業法違反という指摘であればこの部分の改善をする必要があるという協議をしました。

一時的に借入れ分が利息として支払う金額が少し多くなってでも、この指摘をきちんと正していくことのほうが大事ではないかという協議をしましたので、新しい年度からその部分の改善に努めますという話をしておりますので、そういう点ご理解ご協力をいただきたいと思います。

質◇経営によって解消していくのか、とてもやないけど私はもう無理やと思う。そういう中では一般会計から入れてあげなければ恐らくこの違法は解消されないでしょう。明らかに違法なので、そこについてはこうします、というきちっとした返答が必要ではないかと思うので。

副町長答◇病院には不採算部門で政策的に診療科を設けている部分がありますから、この部分への繰り入れは当然すべきでないかという意見をずっとやってきたのですが、ただ、一般会計も平成28年度につきましては若干よろしくない状況がありましたもので、この部分の繰り入れが実際はできていなかったということになります。

これだけでは解決しようがないので、旧病院の敷地についても大江戸温泉物語が買ってくれないかということの協議もしましたし、申し入れもしましたが、向こうは借りたいという意向だそうです。ですから、最終的には何らかの方法で補てんしなきゃならないと思いますが、もう少し現時点では不採算部門に対する繰り入れをやっていくという考え方で進めたいと思っております。

質◇不採算部門だけで、ほんじゃこの一時借り入れが解消できていくのか。問題はそこなのでしょ。

法に違反しているということは、いいことではない。これは皆が一致していると思うのです。そんな中で、これが本当にだんだんふえてきていること自体が非常に問題だと思うので。

監査委員、今回は会計基準が変わって、要するに貸倒引当金、ボーナスの発生する部分かなんかを今年度に補わなければならない。12月、1月、2月、3月の発生分と、それにかかわる社会保険の負担金を流動負債に計上しなければならない。ただし、来年度の企業債の償還については入れようが入れまいが任意であると、そのように変わったはずなのですが、平成28年度の企業債の償還、来年度の分を差し引いても1億9,000万円からの不良債務が発生してくる。そして83%ぐらいの病床の利用率を見込んでいたところが70.5%に終わってあり、そういうことも含めて、説明にあったように外来も患者数を非常に減らしてある。今後とも人口減少と高齢化は進むにしても、そしてまた高速道路の南伸等々考えれば、くしもと町立病院の患者の確保はかなり厳しいものにもなると思うので、その辺も含めて、平成29年度中にこの不良債務は一般会計の繰り入れ等々で解消できるんでしょうか。

副町長答◇解消できるのでしょうかといえば、やっぱり旧病院の土地を町が買い取るとかといった対策を講じれば、その部分は一時的に解消することができるだろうなと思うんです。

もう一つ、今、私たちが頭を悩ませているのが、一般会計で買い取る場合はどういった目的で買うのかといった考え方が必要であると。何の目的もないのに財産を買うということにはならないということでありまして、できれば町としても起債を借りて買える方法はないのかという検討をする必要があるんじゃないかということで病院の会計部門、それから企画課の財政担当も含めて起債対応で買い取る方法を一遍考えてみてはどうかという提案をしております。

平成29年度当初予算編成の準備作業が始まった時点で、昨年12月末には町長には病院会計は危機的な状況になっておりますという指摘もさせていただいておりますし、現時点ではこれといった名案が浮かんでいないところでございますが、放置できないことは我々も十分認識しているつもりです。

質◇監査委員は、町の財政を潤していく中でやはり法律、そして条例などを熟知していただきたいなど。

一時借入金と不適切な財務処理との関係ということで私もいろいろ勉強したのですが、書いておるとおりです。この手法が繰り返されると借入金はその分だけ毎年増加してきていますよね。その中で今回は漆畑委員から違法行為があるよ、という形で指摘されたので。

意見書の指摘事項の中で、個人所得及び町民税等の減収が予想されるために全庁あげて徴収率の向上と滞納の取り組みに進められたい、という文言があるんですけど、別に所得が減ろうが、町民税が減ろうが滞納というのは違法行為でありますので、この文章を読むと、私は、監査委員は変わった表現をされるなど。人口が減ってくる、そして所得が減ってくる。ここがどうも気になる指摘事項なのでお教えいただきたいと思います。

それと、私たちも襟を正さなあかんということで、議員から発議があつて、政務活動費をなくしたわけですけど。発端は議会でも言われたようにある議員が議長から、これはだめだよと指摘があつたやつが前年度、この決算の前の年にあつたわけですけど、ここらあたりは監査委員も掌握していたんかな。どういう掌握をされていたのか。今回も見るときに、政務活動費でどういう監査をされているのか。社会的にいろいろ問題がありますんで。前の年度には指摘があつたことはご存じやったのか。

それともう1つ、私たち議員にかかわることで、地方自治法第92条の関係です。川勝議員が条例に抵触するという形で出されて、委員長から報告があつたわけですけど。昨年の監査委員からの答弁の中で、これは自治法第92条の中で、その件については監査の席では話をしておりますし、検討しておりますし、また、対処を求めているところでございまして、途中経過というところですよ、と答弁されています。この途中経過から、どういう経過になったのか教えていただきたいと思います。

というのは、朝日新聞にこういうことが出ています。兼業禁止の対象は、自治体の仕事を請け負う法人の役員らに準ずるべき者。総務省の見解で役員でなくても組織の方針決定にかかわっていれば準ずべきものとみなされる、と新聞にも書かれております。総務省も見解を出しています。

去年はここで、途中経過でございましてという形で答えられているので、その経過の後を教えてください。

答◇役場の方々、議会から職員の方から聞きながらだったのですが、望ましくないというところでは是正できるところは是正してほしいということぐらいしか結論はしておりません。

あと、意見書の、この前提の、町民の減少や高齢化による個人所得が予想されるというところを削ります。監査としては、当年度の話にさせてください。

政務活動費の件は、把握しておりませんでした、失礼いたしました。

質◇削ります、当然でしょうね。私たちも日本人で文章を余りよう理解せんけど少しくらいは理解できますので。こういうことを書くと文章がぼやけてきますから。

滞納の整理に関しては全庁あげて今、取り組んでいるんです。滞納ということは国民の三大義務の一番重要な義務を履行してないという中で、個人所得が減ろうが、税金が減ろうが関係ないんです。やるのが当たり前なことなんです。だからこういう文言をつけると、おかしい、ぼけた文章になるので指摘させていただきました。

最後になるのですが、政務活動費には目を通してない。報告も。監査委員は、それは目を通さずにすつと行っているということですか。どんな感じで監査されているのか。

答◇内容については議会にお任せしているというところで、今回は目を通しませんでした。

質◇議会にお任せしているというニュアンスがわからないのやけど。ということは監査せんでもいいと。してないということですか。

答◇目を通すチャンスを失ったというところでございます。失礼いたしました。

質◇議会ではそういう大きな問題があったんです。ある議員の問題があるから政務活動費を廃止しようという形で議員から発議されました。

私は大きな問題だったので、どういう監査をされてきたのかなど。特に議長から指摘があったということは、監査委員にそれが届いてなかったという形で驚いたんです。私も詳しい内容は知りませんが、議長から指摘があって何で監査委員まで届いてないのかなど。届いたら監査委員も指摘したやろうけど。

監査の仕方が大変まずいと感じますね。一時借入金もそうですけど、厳しく監査をしていただかないと。国も言われております。夕張市は監査に失敗した。夕張市の監査委員たちがなあなあでやってきたために夕張市のようになったということで指摘してきていますんで、今後厳しく監査してください。

副町長答◇代表監査委員が申されましたように、議員の政務活動費というのは議長の指示を受けた議会事務局の職員がチェックされていると私たちは理解しているんです。それはチェックが済んで報告があった分について我々が意見を言うことについては若干遠慮の部分があるので、そういう意味で議長がチェックされたものを私たちがもうひとつ意見を申し述べるのはいかがなものかという、自分たちもそういう気持ちもありましたもので、多分監査委員もそういう考え方の中で発言しづらかったのかなという思いもします。

これは議員のご指摘のとおり、公金であるということ踏まえた場合は私たちもそれなりの考え方を持ってきちんと精査すべきものではなかったかなと思いますが、うちとしては条例が廃止されておりますし、政務活動費の交付がなくなってきましたから今後はこういうことが起こらないだろうと思いますが、若干議会側への遠慮の部分があったことも事実なんで、申しわけございませんでした。

質◇お互いに抑止力を持たなあきませんよ、お互いに。私たちは持っているのですから、なあなあではやりませんよ。

議長は指摘したんです。そこらあたりも監査委員として。議長が指摘していることに従わない議員がおった。これは副町長が今言われたように公金であります。1円たりとも公金でありますんで、これがなあなあで通っていくような町ではだめだと私は思います。議員らに気を遣う必要はないです。私たちもそちらには気を遣いませんので、そこらあたり。また復活するかもわかりませんので、1円たりともいろんな公金がありますんでチェックを厳しくお願いしときます。だれであろうが、知り合いであろうが何であろうが関係ないですから、よろしくお願ひします。

質◇監査委員の一般会計に関する監査の中で滞納整理の関係について指摘事項を報告していただいております。そこで税の関係あるいは住宅使用料の関係等列挙されながら今後の町民の高齢化や所得の状況等踏まえて、今後さらに全庁あげてさらなる徴収率の向上や滞納整理に取り組んでいただきたいという指摘でありますので、そういうことを率

直に受けて今後努力目標としなければならないと思うわけですが、現実はいずれについて住宅使用料にしても全庁あげた形で取り組んでくれておるとい認識を持っております。

あるいは債権管理条例の関係の制定や、あるいはまたそれぞれ裁判所やいろんな取り組みもしながら鋭意努力を重ねて徴収率の向上に努めていただいていることは認識しておりますところですが、監査委員の目から見て、さらに全庁あげてこういう取り組み展開ができれば効果的じゃないのかという具体的な内容思慮がされておるとすればその点について我々も十分理解をし、今後そういう点の協力体制を強力に推進していく立場から取り組んでいきたいと思うわけですが。

抽象的な指摘ではなしに具体的にどういう取り組み事例が存在しているのか、その辺のお尋ねをしておきたい。監査委員として率直にどのような現状認識等存在しているのか承っておきたいと思っております。

次に病院の関係でありますけれども、病院についてはいろいろと、お互いが悩みや問題を抱えて当局にしても我々議員にしても対応を急がなければならない課題もたくさんあるんじゃないかと認識しております。

そこで、監査委員の監査報告の中でいろいろ対応策を、修学資金制度の周知とか、あるいは収益と人員の確保とか、地域ケアの問題とかの指摘を報告されておりますけれども、地域ケア対応は一体どういう構想をお持ちになって指摘をされておられるのか、その辺をお尋ねしておきたいと思っております。

新しい病院を建設してから実質6年の経過を踏まえて、診療科の存在にしても、あるいは患者の動向から見たところの体制にしても基本的に検討・整備を要するときに来ているんじゃないかという認識を持っております。したがって、このことを急ごうではないかということも当局にも提言しておるところでありますけれども、監査委員から見た判断は、一体どうなのでしょう。

私たちは議論の議会審議の中でもこれらについては基本的に見直すことは見直しをしながら病院整備を図っていくことが現実の地域にこたえる病院体制を整えるべきじゃないかと、基本的にそういう認識を持って意見を申し上げております。一体どのようなお考えでこういうご意見をいただいておりますのか、その点をいまいし詳しくご答弁を求めておきたいと思うわけですが。

最後に水道関係についてもいろいろご報告をされて、水道の今日の状況を我々は大変心配するところでもありますし、また、一たび大きな震災等に遭えばたちどころに破綻してしまう状況に何か安全策を模索する課題ではないかと思っております。水道料金の値上げをしないで住民負担とならないような配慮をして水道は対応してほしいと。

気持ちはよくわかりますけれども、責任ある監査委員として一定の改善なり一定の取り組みについては住民の協力が欠かせない、伴う関係であると思うので、そういうことをしないでできるというのは、それらに対する投資は住民に直接協力を願わなくても、水道料の値上げなど願わなくても取り組みできる前提にあるのかなと危惧するわけですが。

答◇滞納の発生することの解消という話なのでありますが、調停みたいなものに付託して、今までほとんど罰則みたいなものがなかったんだと思っております。強制的な司法の力によって促進、滞納状況からの脱却を図ればということでもいろいろ考えていたこともございます。

そのほかのことについて税務課でも構想があるみたいですから、税務課の動きも聞いてください。

答◇今、監査委員が言われました滞納の取り組みであります。

町営住宅について申し上げます。今まで本議会に、定例会にお諮りして民事調停を行っておりました。先般、顧問弁護士とも相談をしましてまいりました。民事調停のみにならず支払督促という制度がございます。まず町内に住んでおられ、もう既に退去されておられる方等につきましては支払督促というのを地方裁判所に申し立てをしたらどうかと。

支払督促につきましては、2週間の異議申し立ての期間があります。それを過ぎますと今度は強制徴収権をつけて債務名義を取れます。そういう方法をして異議申し立てが出た場合は、今度は裁判を行っていくというのがスムーズにいくというお話をいただきました。

それでいきますと、今言いましたように民事調停の場合は本議会に諮って議決をいただいて裁判所に申し立てをしておりました。支払督促でいきますと一定の期間を過ぎるとまた無効になってしまうということがありますので、来月、総務産業建設常任委員会にまたお諮りして、できましたら議会のほうで専決事項に町営住宅の滞納整理の部分を入れていただいて、裁判等をしましたら次の定例会でご報告させてもらうという方法をとっていきたいと考えておりますので、また来月、委員会等でお諮りしたいと考えております。

答◇それに加えて税務課としては、最近よくやってくれていると思うんですけども、財産の差し押さえと、預金の差し押さえということで督促手数料1回で60円つくんですけども、それも含めて回収している状況がございまして、今のような状況も踏まえながらおいおい、なるべく滞納が少なくなるように努力していただければと。

それから病院の診療科目云々の話なんですけども、実際問題、小児科とか産婦人科は患者さんも少ないし、単独で見たら確かに黒字にはなりにくい体質であるかと思えます。でも、これは福祉として町の政策として診療科目を設けたはずでございまして、そのところまで監査委員としては指摘をすることは差し控えたいと思いました。

水道なんですけども、値上げをしなけりゃ。今、企業努力で水道課の話から聞くと、原水をつくるのに、どっかで費用が少なくなるとまだ合理化ができるのじゃないかと。有収率について水が漏れているところをなるべくお金に換算できるように水漏れをとめることでやっていきたいということで、そこで利益内容が変わってくるのじゃないかという希望もございまして、何年か前から大阪の会社へ委託して有収率を上げるように努力しているんですけども、そういうところは少し改善が見られているようで、今後ともこれを続けてくださいという指摘はしております。

質◇今、ご答弁をいただきました最初の滞納の関係対応ですけれども、今、課長からも答弁していただいたような内容は議会でも議論をして十分我々も承知をして、その努力にも高く評価しておるところです。監査委員としてそういうことを押さえて、さらに全庁あげて努力をしてくれという具体的な内容は現在取り組んでおる以外に存在するのかと。するのであれば具体的にご報告をいただきたいと。こういうことについて努力をされておるけれども、そういう実のある内容のご答弁をいただきたいと期待しておったわけですけれども、さもないようです。

監査委員に期待するところは、現況の取り組みを押さえて、さらにこのような発展的な展開をしてほしいというような課題展開について十分意を注いで取り扱っていただけたら非常に我々も参考になって、議会としても、あるいは町としても将来の町政展開に有益な機会になるのじゃないかと期待するところなので、今の答弁を聞きまして、よ

くわかりました。

町当局が今日取り組んでおる問題を押さえて具体的にこういう対策ということが余り背景になしに報告されておることがわかりましたので、監査委員として今後に十分備えていただきたいと強調しておきます。

病院の関係でありますけれども、病院の関係は、ご承知のとおり大変町民の多く注目するところでありまして、財政的にも大きな課題ということを抱えながら町民の命を守るために果たさなければならぬ町の責務も今日存在して、そういう中で運営を計らっておるところでありますけれども、これとて財政的に見て、そんなに長くそういう状況が続けてできるような町の財政状況、あるいは年間3億円、4億円と常に繰り出しをしなければ経営が成り立たないというようなことについては経営そのもののあり方、あるいは病院の構え方、今日までの取り組んできた状況等も踏まえて基本的に検討して課題対策をすべき時期に来ているのじゃないかという認識を持ってお尋ねしておるわけです。

そういう点について、今日の取り組んでおる問題あるいは課題を我々は全然承知をしないということではありません。したがって、そういう中でのお互い悩みを抱えた対策を今後、構築していかなければならないと思いますので。

あるいは診療体制の中で監査委員として今後のケア対策を考えてくださいというような具体的な地域包括ケア病床の導入も提言をされておりますので、病院のあるべき基本的な姿、検討時期を押さえてどうなのかということをお尋ねしたので、もし監査委員としてのおよその事例やとかいろいろなことを踏まえてあれば、またご紹介をしておいていただきたいと思うところであります。そういう点を十分踏まえての監査報告といいますか、添えていただいております内容では不十分じゃないかと思うところであります。

水道関係について、これは一たび災害でも発生すれば、いずれにしても町あげて対応しなければならない課題でありますから、単に人員負担云々という域ではなしに、そういう重要課題を今日抱えておる現況であるという状況について監査も十分配慮して、日ごろからそういう点について対応していただくような対策が必要じゃないかと思ってお尋ねしておりますので、その辺、もし今日の水道施設の状況から見て、どのようなお考えなのか再度お尋ねしておきたいと思っております。

答◇今、委員がおっしゃった代表監査委員の提言の話ですけども、去年の決算委員会の議事録をごらんになっていただいたらわかるのですが、佐藤代表監査委員から私債権の管理であるとか債権管理について、そろそろ条例整備して適切な管理をしたらどうな、という提言をいただいております。

その前段で、たしか去年8月の終わりやったと思いますけども、決算審査を受けました。その当時は佐藤監査委員と鈴木監査委員でした。その場で決算委員会での意見の前段として、今言いました私債権、それに類する債権の整理をまず町のほうでしたらどうなど。町税の滞納の取り組みは君ら、頑張っているね、というのをいただいたんですけど、住宅使用料についてはご存じのように私債権でありますので、町の調査権が及びません。そういう取り組みはもうちょっと努力したらどうな、というご提言をいただきまして、先般の9月議会で債権管理条例を提言させていただきましたけど、そういう過程がございます。それを一言申し上げたいと思っておりました。

答◇病院のことなのでしょうけども、病院は今、コンサルタントを入れて鋭意対応されるということがあるんですけども、実は国保が去年黒字でした。恐らく串本町の人がかかるといわれる人数も減ってくるのだろうと。地域が健康になれば病気が少なくなる。国保が

赤字になれば病院が潤ってくると、二律背反するような話が常につきまっておりますし、病院経営はなかなか難しい問題があるのだと思います。

例えば昨年度は手術が極端に落ちてしまったと。ドクターの変更等によって実施されると、事務職員でも何ともしがたい患者さんとの対応ですので、なかなか難しいところがあるのですけれども、コンサルタントも入れて努力されるそうですので、その辺の結論を待ちたいと考えております。

水道なんですけども、今、水源が多岐にわたっております。簡易水道を上水に統合したりとかがあるし、その辺の管理統合をすることでも収益率、収益は出ているんですけども、将来災害があったときという話なんです。災害に対処するだけの能力、災害によるんですけども、石綿管が破裂したらどうのこうのとか、いろんな要素もあるんですけども、今のところ水道については黒字が続いているし、有収率の向上等でしばらくは維持していただけるんじゃないかと考えております。

質◇水道事業なんですけど、未納が平成28年度は8,162万8,336円と。これと貸倒引当金の関係なのですが、約8,200万円ほどの未納金があるということは、これはまだ収納されてない部分だけですよね。それで、これ前年度から比べてみると余り解消されてない。その中で果たして約8,200万円ほどの未納金のうちどれだけ解消されるのか。

それらを踏まえて貸倒引当金が流動資産の中へ組み込まれていくべきだと思うのですが、流動資産に計上されてある貸倒引当金は350万円ほどなのですが、この未納から換算していくと4.3%ぐらいしか計上されてないので、あと残りは全部取れるんでしょうか。取れないものを資産計上するというのはいささかおかしな話であって、本当に取れる部分を資産計上していくのが経理上当然の話ではないのかなと思うのですが。

それと、もう一つは収納率。これについても住宅使用料は96%ぐらいでしたか。かなり悪かったものが改善されておりますが、水道の収納率が横ばい状態になってあるので。平成29年度に82.4%。平成25年が82.7%、平成26年が82.9%、平成27年度が82.4%、平成28年度が83.11%と、滞納額が多いにもかかわらず余り回収されてない。

住宅使用料は裁判所の債務名義をもらったりいろんな形の中で非常に苦勞されるんですが、これについては比較的、とめれば抑止力に十分なると思うので、余り給水をとめてない事実があるんじゃないでしょうか。その辺も含めて住宅使用料から比べれば比較的簡単にできるように思うのですが、なぜこのように徴収率が余り上がらないのか。その辺については監査で指摘をされたことはないのでしょうか。

答◇貸借対照表の資産としたら、不納欠損を機械的にやってないと。不納欠損を定期的にはやっていないということがありまして過去の滞納がずっと続いていることもあるのですけれども、企業会計のスタイルですので、取れないものは取れないというふうにちゃんと指摘できればいいんですけども、不納欠損まで大なたをふるっておりません。

滞納率は恐らくこの中には不納付で処理したほうがいいんじゃないかという数字も含まれているんじゃないかと思ひまして、その辺のところも今年度、水道課と鋭意詰めたと思っております。

質◇この8,162万8,336円は資産計上されているわけでしょう。これは一体幾ら取れるのか。取れないものを計上しておくというのは。それだけの資産がないのに計上されたあるわけやよね。不納欠損処理するに当たっても、それ相当のルールが要ると思う

のです。

それと、これは現年度分で100%であれば滞納分はふえてこないですが、100%ではないのですから、だんだん毎年毎年発生しますよね。こここのところを、現年度分をいかにもらうかというところに力を注がないと新たな部分がどんどん発生してくるのですから、不納欠損処理しながらでも追いつかないということもあるわけでしょう。徴収率を上げていくということが不可欠ではないのかなと思うのですが、その辺の指摘はされなかったのでしょうか。

答◇それなりに指摘はしております。

給水停止という状況も、それほど多くはないですけども実施されているのが状況でして、鋭意努力していただくという以外に手はないと思います。

質◇収納率が上がりないんやから、努力のあとが見られないでしょ。上げてこそ、初めて努力しているということになるのじゃないですか。

貸倒引当金354万1,553円計上されておりますが、それともう一つは未納額が8,162万8,336円。この未納額のうち一体幾ら取れるのか。

そして今、不納欠損処理した520万9,000円。これについては時効、死亡、行方不明、倒産・破産、相続放棄、この資料が配布されましたが、これはこういう理由で520万円の不納欠損処理をしましたという理由ですよね。これはこれで認めるにしても、あとの8,162万8,336円のうち一体幾ら取れていくのか。

それともう一つは、現年度分の徴収率は一体幾らぐらいなのか。それと、今でも給水をとめているんですよ。とめることによって、どの程度効果があるのか。

一番問題なのは、8,162万8,336円のうち取れないものを資産に計上するのは粉飾ですよ。だから貸倒引当金は厳密に、この8,162万8,336円のうち幾ら取れるのかというきちっとした根拠を持って。そして取れない部分は貸倒引当金上げていかんと、取れないものを資産に計上するというのはおかしい。そのことについては、どうなのか。

答◇ここにあります8,162万8,336円というのは平成28年度単年度分の未納額で、これは2月、3月分がまだ納期が来てないので、これだけ残っています。

未収金なのですが、決算書にあります1億5,222万9,242円、このうち8,162万8,336円が単年度なので、残りの分が過年度分の未収金として残ってきている状況です。単年度分の未納は、今、9月末時点で99.48%の収納率となっておりますので、それぐらいを見込んで徴収していきたいと考えております。未収金については前々から説明しておりますように、大体2,000万円程度が徴収できないという金額としてとらえております。

質◇それやったらなぜ2,000万円、貸倒引当金へ充てんの。350万円貸倒引当金、上げているのが。その差1,650万円取れないものを資産計上したあることになるで。

もう1回説明して。1億5,000万円の未収金があるんやろ。このうちの8,162万8,336円、これが未納金かい。滞納分。

今言うたように2,000万円は取れない金額やという話の中で、未収計上しとくのは。350万円要ったら1,650万円ぐらいが。この中から貸倒引当金で計上するほうが。これであれば1,650万円は粉飾になると違うんかな。

答◇それは取れないというのを確定させなあかんのです。今の数字の計上は取れるという気持ちで書いているはずなんです。実質の話であって、この数字上からしたら貸倒引当金は予想されるというか。

今はあくまでも未収金なんです。未収金であれば、それを取れないというふうに庁議で決めないかんですよ。それは手続としてはまだしていないので、まだ資産計上されている。実態を示してないかとかその辺で言われるとそうなのですけども、今はまだ未収金なんです。だから会計上は許される。

質◇実態は反映されてない。今までそうやろ。してこなんだんやろ。

答◇実態を決めるのは今後の話にさせてください。引当金というのは、ある程度何%というのは決まっていますので。

質◇しかし今回、会計基準が変わって、その辺を明確にしなさいと言われたから貸倒引当金という形が出てきたんやで。ということは、350万円の出てきた根拠は一体何なのか。そのうちまだ1,600万円は取れないと。

答◇だから決め事を決めないと。不納額がどうかという検討は内部的にはしているのでしょうけども、引当金というのはあくまでも普通の一般会計では売上に対する何%というふうに決められているわけなのです。まだ決まってないわけです、不納付。取れないとって、見込みまでいったとしても数字上はできてないと思う、ということをお願いします。

質◇何でほんじゃ貸倒引当金という項目が出てきたかということは、その辺を厳格にしなさいということを出てきたわけでしょう。それであれば別にこの350万円も計上せいで、ひよっとしたら取れるかもわからん。この350万円のうち取れたとしたら雑収入やそんなもんで入れたらいいわけやろ。

答◇一般の会計的には売掛金の何%が貸倒引当金に計上してできるというふうになっているんです。企業会計のほうは、よくわかりません。私は勉強不足でしたけども。一般の企業上は売掛金に対するパーセントが…。

質◇あろうがなかろうが、そんだけ計上できるという話やろ。そういう形の中で…。

答◇限度としてできるということで。限度として、が一般です。

質◇過去の未納額については引当金にはできないということなのですか。過去。平成26年から計算して350万円という数字が出てきたのでしょうか。

答◇会計上は過去のとか時間を区切ってないんです。全部持ち越すわけなんです、数字としては。去年の数字がことしの数字になってくるわけです。

質◇平成26年度からの計算で350万円出たはずですよ。だから過去の分も含めないと実態があらわれてこないのじゃないのですか。それはそういう規則になっているのですか。

答◇会計上は過去のとか時間を区切ってないんです。全部持ち越すわけなんです、数字としては。去年の数字がことしの数字になってくるわけです。

この問題は次の各論の水道課のときによく調査していただくようお願いしたいと思います。

以上で、監査委員に対する質疑は終了しました。

○ 議案第110号 平成28年度串本町一般会計歳入歳出決算の審査について、歳出から報告いたします。

1款「議会費」の審査について報告いたします。

質◇全国防衛省があるんですけど、全国森林環境税創設促進議員連盟、これと先ほど議長がどこそへ行かれたやつとまた違うやつなんかな。内容はほとんど一緒やと思うんやけど違うやつなんかな。同じやつかな。

答◇議長と私、事務局長で出席しました。同じやつです。

質◇似たようなやつがいろいろある中で、どういう経緯でこれは設立されたんかな。

防衛省のもそうですけど、当局はこがいなことはやってないんかな。環境税創設はやってないんかな。同じようなものが議会にも当局にもないんかな。

答◇議会のほうで出席しているのは議員連盟の促進協議会ということなんですが、各市町村の長が集まった同じような団体もございます。そことあわせて同じような目的で森林環境税の導入に向けて取り組みをしていくということで、そこと同じような行動をとりながら進めているような状況でございます。

質◇森林環境税がもし成立された場合、この議員連盟は目的を達したということではなくすのか。というのは、防衛省のも協議会も目的は一応達成したあるのにまだずっと残しているわな。ここらあたりの考えは、どんな考えで動いているのか。串本町だけじゃないので。

答◇この議員連盟の当初の目的は、さっき言いましたように森林環境税の導入が主な目的でありますので、それが導入されれば、解散とは聞いてないのですが多分解散するような方向でいくのじゃないかなと予測しています。

質◇9ページの議員政務活動費交付金163万4,666円について、お尋ねします。

地方自治法は住民監査請求ができる期間について違法不当な公金支出があった場合などはその行為から1年以内と制限しているということで、今、審査している政務活動費交付金についてはその対象となり得る内容であります。

この政務活動費の監査請求そのものは1年ですが、地方議員研究会主催の政務活動費の用途基準によりますと、政務活動の裁判は5年前までさかのぼれるということであり、さらに、政務活動費の不正使用は刑法上では詐欺罪に該当する場合があります。詐欺罪に該当した場合には、控訴期間は犯罪が行われてから7年間ということになります。有名な号泣議員は、この詐欺罪で訴えられたということでもあります。

そういう状況で今、全国で政務活動費を通じて議員辞職あるいは役職を辞任とかいうことが起きている中で、最後の政務活動費ですけれども、きちんとチェックしておく必要があると思います。そういう観点で報告書をチェックしてみました。チェックする中で、例えば任期満了直前に備品を購入するようなケースはだめだということで最高裁の判例が出ています。この報告書を見ますと、パソコンソフトの購入であるとか、あるいは紙であるとかインクトナー、任期満了直前に大量に購入しているケースがあります。やはりこれはそういう判例から見て、違法とはいえないまでも適切ではないと思うわけです。そのあたり、事務局の見解をお尋ねします。

答◇政務活動費につきましては、政務活動費の交付に関する条例及び政務活動費の交付に関する条例施行規則に基づいて支給されてきました。

年度末に政務活動費の交付関係書類の提出を求める文書を発送しまして、発送時にも使途基準を付して送付させていただいております。

政務活動費につきましては、4月下旬に議員からそれぞれ報告がありまして、中身を事務局で見させていただいております。当然領収書の添付や報告書等の提出が必要になってきます。それを見ながら審査をさせていただいて、政務活動費としての内容に十分即するものかということを見ながら判断しておるわけですが、ただ、判断に困る部分については議長と相談しながら進めているような現状となっております。

政務活動費につきましては、調査研究に資するための必要な経費の一部として交付されるものでありまして、その使途は調査研究活動のための経費として社会通年上、妥当な金額の範囲において議員が自主性に基づいて決定するものでありますから、議員は政務活動費の使途に関して、透明性確保の観点から町民への説明責任を果たさなければならないと考えております。

質◇具体的に、だれ議員がどれ、ということで指摘しなかったのも、それに関する答弁がなかったと思うんですが、政務活動に資する内容かどうか判断基準になるかと思えます。そういった点で、幾つか不適切な部分があると私は判断します。

ほかに、政務活動と政治活動、あるいは個人の活動とが混在している場合、これは案分して支給を受けるというのが当然であります。例えば個人で使用しているプリンターのトナー代、これは政務活動だけしか使わないということではないと思います。当然案分してその分を受け取ると。それが全国的な流れに今なっています。そういった点で案分がされていない部分があるわけです。

あと、ボランティア活動に関する費用、これは議員としての活動ではなく個人としての活動でありますから、政務活動費を使用するのは不適切だと思えるわけです。そのあたりの事務局の判断、答えにくいでしょうけれども、答弁願います。

答◇何遍も申すのは失礼かと思うのですが、議員がみずから政務活動費に該当するということで申請をしてきましたので、それについて私ども事務局で、これはだめやということにはなりにくいんかなと考えています。

質◇立場上、議員に言いにくいというのはあると思います。それで今までおかしいなと思っても言えてこなかったと、そこに問題があったんじゃないかと思えます。

広報活動にも使われています。しかし、広報で使う場合、自己の選挙事前運動と混同されないよう、発行時期及び発行部数等が大きく偏らないように配慮しなければならないということが示されていまして、例えば町政報告を自己の選挙前、選挙6カ月前のみ

に集中させているケースとか、選挙前だけ、それまでの発行部数を大幅に増刷しているケース。

あるいは町政と無関係な事項、宣伝を含む事項の掲載、発行者特定の目的を超えた不必要な事項等の写真等の掲載、自己の使命やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること。過去における自己の実績紹介あるいは、そう解釈されるおそれがある表現の羅列、こういったことは政務活動というよりも選挙の準備ととられるという指摘もあるわけです。それに照らし合わせて今回の政務活動費の実態を見ますと、やはり今、指摘したような内容の使い方がされている。過去の議会だよりのバックナンバーを年度末に大量に印刷しているケースもあります。

ここで、このことに関して、やはりこれを判断するのは議会の責任だと思います。

決算委員会で問題を指摘した上で再度議会運営委員会等で協議して、対応したいと考えているんですが、もう1つ問題が残ってきます。以前、議会運営委員会の中で指摘して、議長が返還を求めたケースがありました。しかし、本人が、なぜ悪いんなどということで開き直ったら、罰則がないのでそのままになったというケースがありました。

なぜそうなるかという、不当利得返還請求権を行使できるのは唯一首長だけ。返還せよということを法的に行使できるのは町長だけということになっています。

やはり町長が、議会が判断したやつで返してもらえという話になった場合、それを受けて町長から返還を求めることが必要になってくると思うんです。そこは会計管理者がしっかりチェックをすべき内容だと思います。

今後、議会運営委員会の中でそういった不適切だということで指摘があった場合、副町長の見解で結構ですけれども、議員に対して返還請求を行う考えがあるかどうかお尋ねいたします。

副町長答◇私もこの政務活動費の報告書の写しを見て、若干グレーだなという部分も確かに自分なりに判断しました。グレーというのは、私たちが見てグレーであってもご本人にとってみたら真っ白だという思いで提出されておるのかなという思いもあります。

一番最初も、監査委員に指摘があつて監査委員とともに私もお答えさせていただいたんですが、この内容は議会事務局長が議長の指示を受けてチェックをされた。最終的にその部分は議長が認められて報告してきたことを我々はその部分を尊重してやってきたんですけど、そのことそのものが問われているのかなという反省もしております。ですから、この部分は、実際今となつては政務活動費が廃止されましたから、廃止されてよかったなという思いは確かにあります。

お互いにこの部分を見てみますと、私たちがグレーと思つてもご本人が白だという判断をされておりますし、2つの考え方があるのかなという思いもしますが、はっきり我々も返還を求めるような行動をとつてこなかった部分については若干反省しなきゃならない部分があるようにも思います。そこらあたりの反省はきちんとできずに今に至っているという部分がありますが、これは廃止されましたから今後こういうことはないと思いますので、議会の良識ある判断を尊重してきて、こういう結果になってきているという部分があつて申しわけない気持ちもありますし、ここら辺は、私も最初からチェックは会計管理者なり私どもでするもんだという話し合いをきちんとしておけばよかったかなという反省もしておるところでございます。

以上で、1款「議会費」の審査を終了しました。

続いて、2款「総務費」の審査について報告します。

質◇地籍調査ね、トータル的に60%余りになったあるということで。あと40%ぐらい残ったあるんかな。建設課の1ページ目に平成23年から28年度まで書かれてあるんやけども、これたしかトータルしたら60%ぐらいになるんやけども。

これトータルしたら60%になるから、全体の60%ができたあるという話と違うんかい。

公用車が、67ページに139万7,460円。これも資料をつけていただいているのですが、これ合併後減ったんかな。36ページに68台と。68番まであるんやから68台。67ページに公用車139万7,460円購入したあるんやけども、68台。結局、両町合併して、そのままの台数でいくんやというんやったら何も合理化されてない話や。そういう中で近隣の市町村、似通ったところでは那智勝浦町とほぼ、600人か700人、もう1,000人切ったくらいやったので、その辺と比べたときに、これは適正な台数なのですか。その辺も含めて、類似団体と比べてみたことがあるのか。

69ページに旧須江小学校へ120万円か何かの改修とあるわけですが、これはどこかへ貸してあるのですよね。そのときの取り決めというのは、改修においては大きなものは町でやり、小さいものはというような従来どおりの取り決めになっているのか。それと、これだけの金額かけて、家賃というものは、これはどこへ貸しているの。漁業協同組合ですか。その辺も含めて有効利用するのはいいけども、投資に見合うだけの家賃なりはもらってあるのか。

71ページの総合戦略検証改善支援業務委託料、これは地方創生のをどれだけ達成できたかという進捗状況。議会へ示していただいたんかな。効果はかなりあったんかい。大体すべて置いていると思うんやけど全然記憶にないよ。

サンゴの湯の割引料があるわけやけども、3,300万円もB&Gへ入れている中で、もう1回見直して。サンゴの湯というのは、ある程度嗜好の話もあるわけやから。温泉というのは、割引きしてまでしなきゃならんのか。これゼロの人もあるのかな、もうないんかい。生活保護費で半額とか。その辺も含めて、当初3,000万円か何かのB&Gの繰入金やったのが3,300万円にふやしたんやから、ある程度はそれなりに。生活保護費の中に、ふろ代も入ったあるんやろ。

ほて、温泉へ入るかという人は嗜好の話で来るわけやから。生活保護費と国民年金と比べたときに、わずか4,000円とか最高の人でも。そこでうちは国民年金が月4万円かぐらいが平均やと言われやる中で、その人から満額取り、6万1,000円もらえる人からは半額にするというのは、生活保護いってない方々から思うたら不公平感もあるんと違うん。温泉というのは嗜好の話で好きで行くんやろうから、そこら辺も考慮に入れて、もういいかげん考える時期に来てあるのと違うのかな。

日ト友好の映画については成功やったのかね。決算の審査においては、効果も検証しながらしなさいと書かれてあるので。これ1回総括してみたんかな。この町にとって、どの程度の利益があったのか。

ブロック塀これは避難路に当たるところで、かなり改修は進んでいるのかな。あのブロック塀何とかしてもらわなったら、行っていて落ちてきたあたりしたらなかなか避難できんやないかと、選挙したときに高齢者の方々からそういう意見がかなりあったので。だからメインの避難路については、かなり早急に進めていく必要があるのと違うのかな。

避難路について。これも資料載せていただいているのですが、南海トラフの地震において串本町にどれぐらいの人的被害があるのか。そして、避難路をすることによって、どの程度の被害が減らしていったのか。それとも今後ともまだかなり進めていかなければならないのか。この程度まで進めたいというような話はあるのかな。その辺の検証をきちっとしてあるんやろうか。

答◇説明資料ページ1の地籍調査についての進捗でございます。足していただけたら大変ありがたいのですが、実際は進捗率ということでございますので、積み上げで、平成23年度から28年度に行った調査全体で15.1%。15.1%が進捗でございます。

左上の表の調査対象面積合計135.38平方キロメートル。実施面積が、平成28年度現在で20.44平方キロメートルでございます。割っていただければ現在の進捗率が15.1と。

まず総合戦略の検証結果ですけど、申しわけございません、議会へは報告しておりません。ただ、これは先生とかに入っていて、内容についてできたかできないかという判断をしていただいております。ことし、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、見直しが必要とあるところですので、12月議会にはその部分について報告できると思っております。

サンゴの湯の3,300万円ですけども、平成27年だったと思えますけど、指定管理5年契約ということで議会で議決をいただいておりますので、その指定管理が切れるときまでにどういう方法でやっていかなければならないかということについてはお話をさせていただきたいと思っておりますけども、今のところは指定管理ということで議会でご了解をいただいておりますので、今の方法でやっていきたいと思っております。

ただ、この3,300万円については、どれくらいやっていかなあかんかということで理事会等でお話はさせていただいておりますので、できるだけこの金額を維持していきけるような形でやっていきたいと思っております。

日ト友好の映画の総括はしていません。ただ、日ト友好の映画をしたためにいろんな観光客等の誘致はできたと思っておりますので、どれくらい串本町のためになったかという総括はしてございませんので、一度そういう機会があれば数字的には出せるかどうかわかりませんが、産業課等と話はさせていただきたいと思っております。

公用車の関係でございます。総務課資料の35ページから36ページへ公用車の一覧をつけております。これは特殊車両、消防自動車等を除いた数で、今現在68台を掲載させていただいております。

もちろんこの中には、水道課であるとか住民課の環境グループ等、各課の車も載せておりますが、先ほどの質問で、合併当初と比べて減っているのかということなのですが、合併当時の車の数を私は今、把握してないのですが、ただ、合併後、共用車という形もっております。これは総務課ですべて管理している部分なのですが、車を減らすために、より効率よくするために各課で使う場合に申し込んで使うという形にしております。その分では、やはり効率化も図っていると考えております。

それから近隣市町村との比較ですけど、近隣市町村との比較というのは担当のほうに聞いてみなければ、私は聞いていないので把握しておりません。ただ、今現在、共用車という形で15台ほど使っているのですけれど、正直、職員もなかなか使えないんやよという苦情の出ているところでございます。それでも、できるだけこの範囲でやっていく形で今進めております。

それから決算書の69ページの工事請負費に旧須江小学校外壁補修工事120万6,900円を工事しております。これにつきましては、和歌山東漁協須江支所と契約を交わしております。

今回の補修工事については、いつのか忘れたのですが、台風の被害なんです。台風での被害を受けて補修した部分で、当然その部分については取り決めに基づいて漁協から2分の1、それと、あと保険金も請求しております。保険金が入ってきたのは年度を越えて、平成29年度に入ってきたんですけど、保険請求をして平成29年度に保険金が入ってきております。

ブロック塀の撤去についてお答えさせていただきます。

昨年度中のブロック塀撤去の件数ですけれども、撤去につきましては12件、撤去後の植栽の整備につきましては9件の実績がございます。

避難路沿いのブロック塀の撤去につきましては、個人の財産ということもあって個人の申請にはなっているのですけれども、地区からの申請についても受け付けるようになっております。例えば地区の中で避難する場所で、このブロック塀が障害になるのじゃないかというのがありましたら、もちろん所有者の方に報告して撤去の話もしてもらおうのですが、例えばお金がないであったりとか、そこに住んでないけれども所有者が町外、県内にいらっしゃる場合であったら、今回1件あったところの内容を言いますと、地区の自主防災会が個人の分を負担しまして、残りの9割は町のほうで負担して撤去したという事例があります。

先ほど言われました地区のほうでこの避難路のブロック塀をとってほしいという要望がありましたら、地区であったり自主防災組織に一度相談していただいて、撤去の方法も考えていただければと思います。

避難路につきまして、被害の軽減が図れたかということですが、今、防災の進め方としましては、2年前に出しました津波防災地域づくり推進計画を主に進めております。その中で重きに置いているのが避難困難地域の解消、それを目的に進めているところであります。

避難路整備等によって避難困難地域を解消していくを進めております。ただ、避難路を整備しても実際に解消できないところがあります。今、その避難困難地域と申し上げました中に、南海トラフの避難困難地域が18カ所あります。避難困難、避難できない方が5,915名おります。2つ想定が出ているんですけども、3連動地震の場合は10地区で1,340名が避難困難になっていくと言われております。

今現在進めている中で、この3連動地震の10地区のうち数地区は解消になっておりますが、南海トラフの18地区については、かなり厳しくなっております。実際に避難路を整備して逃げやすくはしているのですけれども、それでも実際に解消できていない地区が多いので、今後は避難路もあわせて、それ以外の対策も考えていく必要があると考えております。

ただ、避難路整備につきましては、地域の要望をもとに進めております。今まで地域から要望をいただいているのは237カ所あります。その中で今、195カ所を実施しております。これにつきましては、町だけではなく県や国、もちろん自主防災組織で整備されている避難路も合わせての数字になります。あと残りは42カ所ということで、今のところこういった要望に沿って進めている状況であります。要望につきましては随時地区の状況を含めて受け付けていますので、この数字には変動があります。

サンゴの湯につきましては、条例の中で公衆浴場という位置づけにさせていただいております。条例を定めております。金額につきましては、一般の大人は410円でございますけれども、70歳以上につきましては200円の減額、生活保護につきましては300円の減額ということで料金をいただいていることになってございます。

それと日ト友好の映画事業につきましては、平成28年度まで事業として残してございましたけれども、平成29年度の予算からは取っていませんので、終了したということで一度まとめてみたいと思います。

副町長答◇日ト友好の映画の関係ですけど、検証しているのかというお尋ねでございました。この映画の知名度、串本の知名度アップにつながったということについては、これはだれも否定するものではないと私たちは考えております。

つい先日も東京のある知人から電話がありまして、早稲田大学で田中監督が「海難1890」の映画を題材にして日ト友好の原点の地を、串本として大きく紹介していただいたというお話がありました。そういうことから考えますと、この映画そのものが日ト友好だけではなくトルコも日本に対してお示ししてくれた事柄というのは私達も忘れてはならない事柄だと思います。

イラン・イラク戦争のときに日本人の200名余る人たちがテヘランからの脱出をトルコの協力によって成し遂げたという部分もあります。そういうことをやっぱり我々は未来へつないでいくというんですか、これから串本町としての語り継がれていくことの大切さというのはこの映画が示しているようなものだと思いますから、こういう部分につきましても私たちは教科書へ載せる運動も、一応の成果を見ておりますし、今後もそういった部分をこれからの子どもたちにも伝えていければと思っておりますので、効果は十分あったという認識をしております。

担当課といたしましても、今、検証していきたいというお話でございますから、その結果をまた議会でも明らかにさせていただければと思っております。

質◇避難路なのですが、237に対して195カ所、今、国からもやってもらっているのと自主防災が独自でやったのと入れてそういうことやの。あと42カ所。避難困難地域では、南海トラフで5,910何人が被害に遭うと。その辺の解消に向けて今後42カ所やれば、被害者はかなり減るのか。その辺の検証もきちっとして。数字好きやと言われたけども、数字でやっぱりあらわしていかなと説得力ないんと違うんかな。その辺はどう考えてあるのか。

これは15.1%しかいってないんかな。高速道路の用地買収等には、さほど影響ないんかい。それをやるために、これをしやるわけやろ。全体的に大きくではなくて小さくやったら、何平米やったかな。そのうち40.どんだけ。数字になったら、それ割ってもろうたら15.1%しかいってないという話やろ。その辺は高速道路の建設には余り影響ないんかな。

答◇地籍調査の高速道路への影響でございます。

ページ1にお示ししているように進捗率でございますが、平成27年は11.57%、平成28年で15.1%、3.5%程度の進捗が上がっております。それまでの年度でいきますと、約1%か2%弱の進捗しか行っておりません。これにつきましては、平成26年4月に高速道路が事業化になって以降、平成27年度、平成28年度でルートが決定してきております。そのルートに沿った小字単位での地籍調査を進めておりますので、できる限り高速道路には影響ないような形で。

全体の進捗ではこういう程度になっておりますが、高速道路に関しては平成28年度の8地域の調査と、繰越4,022万円です。これは繰り越しさせてもらったのは、補正が大変遅くつきましたので、現在繰り越して2地域やっております。その2地域含めて高速道路関連につきましては、地籍調査は全部手をつけたと。

というのは、地籍調査につきましては、1年目に地権者に立ち会ってもらって境界を決めると。2年目にそれを図面化する。ほて、図面化した地籍図をもう一度地権者に見てもらって確定していくと。3年目に法務局へ届けるということで、最低で3年かかるような事業でございますので、まだ完了には至っておりませんが、とりあえず高速関連につきましては1年目のすべての高速関連の用地については地籍調査の手をつけたという形で、現在1年目、2年目の作業を進めているところでございます。

先ほどの避難路についてですけれども、実際、避難路整備につきましては、ほとんど

が既存の道に階段を整備したり手すりを整備したりということで、高齢者とか避難しづらい方がより早く避難できるような工事が多くなっております。それを整備することによって避難困難地域の解消であったり避難困難者が減るかということなのですけれども、今、検証につきましては和歌山県と一緒に、実際にうちの推進計画と県の津波から逃げ切る支援対策プログラムの検証を年に数回行っております。今ちょっと数字を持ち合わせてないのですけれども、実際に現場へ行ったりして、ここは解消できたというのを判断して進めていくようにしています。

ただ、今申し上げたのは、3連動地震の避難困難地域になります。といいますのは、南海トラフの避難困難地域におきますと、実際にとても解消が困難な地域がほとんどになっております。例えば串本の町中でしたら、逃げる場所がないです。避難路をつけても、そこまで間に合わないという地域がほとんどになってきています。避難路だけではなくて、それ以外にも対策が必要になってきます。

例えば、今やっているのは避難ビルの協定で、近くのビルへ逃げさせていただくというのを含めて避難困難地域の解消を進めているところです。ただ、避難困難地域の解消というのはビルであったりとか、例えばそういったことでも対応できなければ避難タワーの建設も必要になってくると思うんですが、今は、より早く安全に逃げることを目的に避難路の整備を進めております。ただ、今後は、それ以外にも、今申し上げた避難タワーの建設も避難困難者を減らすためには必要になってくると考えております。

質◇建設課長、対象面積が135.38平方キロメートルに対して20.44平方キロメートルの地籍調査が終わっているみたいやね。ほたら、高速道路の対象面積はどれだけあるのか。20.44平方キロメートルでほとんどが地籍調査されているのか。終わったあるとこで。

答◇高速道路の対象面積は確認しておりませんが、先ほど言いましたように、平成27年・平成28年度で3.5%程度の進捗を示しておりますので、これはルートが決まってから、高速道路のルートに沿った形の地籍調査を行っておりますので。それと、県・国からも一刻も早く完了するようということですので予算もかなりつけていただいて事業を進めた結果でございます。

ちなみに説明資料2ページに串本町地籍調査実施区域図とあるのですが、これの赤で着色している部分が1年目工程、緑が2年目工程を行っているところでございます。ちなみに黒色着色したところが今まで地籍調査を完了している区域で、この時代には串本周辺は一般的な地籍調査と。年度が進むにつれて、いつ高速道路が事業化になってもいいよということ、和深・田原の地域が黒で先行して、そういった事業をにらんで調査を行っております。

その次に平成26年度事業化以降、平成27年度ルート決定以降ですね、赤・緑の調査を行っております。見てもわかっていただけますように串本から和深に向けて細長い地域の調査区域となっておりますので、この区域が現在、高速道路の事業区域として調査しているところでございます。真ん中の田子・安指区間で着色されていないところがございますが、この区間が先ほど説明した1年目工程の、一カ月でも二カ月でも早く完了してくれということ、国から補正でいただいた部分の予算で、現在繰り越しさせていただいて調査を行っている地域になります。

質◇着色されてない部分、今言うたように、もう予算化されてあって、今度ここしたらすべてにおいてサンゴ台までは、高速道路分の地籍調査はできるということやね。着色されてないところを着手したんやろ。ここが終わったら、もうすべてにおいてできるという

ことやろ。

もう1個。税務課ね、標準宅地不動産鑑定評価業務681万3,000何がしというのがありますが、これは国の評価ですか。国も評価しているんですよね。串本町単独でこういうことをして、それとの差というのはないかな。国の評価額と、そして串本町がした評価額との差というのは。

なぜかという、現実的に固定資産税、最高税率を掛けなんたら、おまえとこそんなに裕福やったら交付税減らすぞとか、そがいな話をされるんやということ聞きましたが、現実的には我々の住んでいるところは売りに出しても売れんような状態の中で。しかし、それにも何がしかの固定資産税がかかっているわけですから。その辺については、売りに出しても売れないということは値打ちがないということと違うのかな。そういう意味で、本当にうちの近くではもう財産要らんというのがいっぱいおるんやけども、そこら辺も含めて。何にも金にもならんのに固定資産税だけかかりやる。そやから、これとの差というのは。何のためにこんなことするんかいな。

答◇今おっしゃった件ですけど、これは平成30年度に固定資産税の評価がえを行います。それに合わせて鑑定評価を3年ごとに行っている分です。

今、漆畑委員が言われた、価値がないのに何で税金払うんなどという部分は評価がもちろん低いので、評価点以下はもうかかってないとか、そういう部分もありますんで一概に値打ちがつかんのやということはないと思います。

質◇71ページ、これは前回も言うたあるんです。資料で企画課の乗合タクシーね。14万8,320円かけて2人乗せました。そこらあたり、どう考えているのか教えてください。私はオンデマンド方式か何かで。要りますよ、なしにせえとは言いませんけど、これに関しては知恵を絞ってほしいです。

耐震ベッド。自助・共助・公助という中で、確かに人命を助けるということの中で26万6,000円ですか、1人の方に。これ、公益性とかを考えたらどうなんですか。もう少し、この26万円で何人かの人が助けられる事業ができるんと違うんかな。1人の方に26万円与えて。ここらあたりも考え方を教えてください。公益性がないんと違うかなと。確かに人命という形では理解は、できるというたらちょっと。そこらあたりの考え。この予算は、また今後も出てくるでしょうけど。

地籍の関係でお教えいただきたい。この間、県の土木の元部長と地籍のことについて話したんですけど、民間委託はまだ職員がついて回っているのかな。もう民間に丸投げせんと串本町はついているんですよ、という話をしたんですけど。そういうふうに聞いていますという形で。民間委託したら民間委託でいいやないかと、民間でちゃっちゃつとしているよということで、県の土木の元部長が言われておりました。

それと、これも県の関係の方から言われたんですけど、確かに串本町は高速道路の關係に視点を置いているんですけど、災害のときに、庁舎を上へ建てな復旧できんとか、何々せんと復旧できんとか言われておりますけど、災害から立ち直るときに地籍というのは大変重要な位置づけになる。

この地図を見てもろうたらわかるように、一番の浸水域である串本の旧町内は何も地籍調査がされていないんですよ。これは大分指摘を受けました。そら高速道路がどんどんおくれていて、おけているからそこをせな仕方ないのはわかりますけど、災害復旧という観点からも、やはりこっちのほうへ持ってつけていかなければならない。つけていけという指摘を受けたので、そこらあたりの考え方を教えたいと思います。

答◇乗合タクシーについてです。委員から去年もお話があって、デマンド方式という話もございました。ことしは串本タクシーと大島タクシーに委託しているもので、串本タクシーにお話をさせていただいたんですけども、やはり前日までに予約できれば何とかできるかなという話をいただいております。

この本数からしますと、やはりむだに走っている、空で走っている日がたくさんありますので、日にちを指定してタクシーを乗せていくというのはむだになってきているのが現実です。ただ、自由に乗るといってもいきませんので、里川につきましてはもともとバスがあったということで、その区間を走らせていただいているのと、あと須江につきましては、下のところからコミュニティバスが通るところまでということにさせていただかないと、ほかの地区との整合性がとれませんので、どういう方法でやっていくのいいかなということで、今、担当と話をさせていただいております。

タクシー会社も固定費用をいただければ年間の収入になりますので、そこら辺を切ってしまうというのがありますけれども、やはりたくさん利用していただいて、タクシー会社ももうかってうちも助かるという方法がいいかなと思いますので、当初予算までには一度タクシー会社と相談させていただかなければならないなとは思っております。

これにつきましては、空で走っている日がたくさんあるというのは私も把握しておりますので、むだに走るよりは有効に町民に利用していただけるように少し考えてみたいと思います。

現在行っている調査につきましては、すべて民間に委託して作業を行っております。

民間のコンサル業者と推進員によって地権者に来ていただいて境界を決めていくといった中で、民間のコンサル業者の職員だけではなかなか回答しにくい部分とか、来ていただいた地権者の方々におかれましては役場の職員が来ておらないのかという話も聞きますので、できる限り最低でも1人、2人は現地に行って立ち会いするようにしております。

それと浸水被害地域についての調査でございます。現在は、すさみ串本道路の高速道路の区間を大変急いでおりますので、それに集中して調査を進めております。ただ、先ほど説明しましたように、今年度をもって完了ではないのですが、高速関連の地域についてはすべて着手しましたので、今後新たな着手箇所として、串本から勝浦・太地に向けての新たな高速道路の事業化をにらんだルート上の区間、それと津波浸水区域の区間を対象に、来年度以降は新たな調査を進めてまいりたいと考えております。

先ほどの耐震ベッド・耐震シェルターの補助事業につきまして説明申し上げます。こちらの補助金については、平成27年度から始めたものでありますが、和歌山県から補助金をいただいて実施しております。補助金上限40万円に対する3分の2で上限の金額になるんですけども、この26万6,000円につきましては全額県からの補助金となっております。

この事業につきましては、これのほかに木造住宅であったりとか耐震診断であったり、改修の補助事業もあるんですけども、実際に耐震診断を受けられて耐震性がない住居に対しての補助メニューになっております。例えば串本町、昨年でしたら耐震診断11軒受けていただいているんですけども、実際に改修工事に入られている方は2軒になります。というのは、やはり改修の費用がかなり高くなってきていると。

先日、資料を見ましたら大体100万円～200万円、300万円ぐらいが必要になってきていると聞いております。というのも、この改修工事につきましては、部屋の一部分ではなくて家全体の改修工事が必要になってくるということで非常に高額になってくると。この額を聞いて二の足を踏むといいますか、工事に取りかかれぬ人もいるということが現実多くなってきております。そういった方に対応するメニューとしまし

て、耐震ベッド・耐震シェルターのメニューが出てきまして、これは寝室ですね、寝ているときにその部屋だけであったり、そのベッドの上をカバーして、地震のときにまず命だけは助かろうといった内容になっています。

串本町でも昨年、一昨年と1軒ずつ、こちらを使っていたらいいんですけども、寝たきりではないのですが起きるのがしんどいような方がすぐに逃げられないので、こういうのをやりたいんやということで実際に使っていた方がいらっしゃいます。

質◇県がしてくれんだったらいいけど、町単独でやるのは難しいかなという考えで。県が出してくれると。

それと、65ページの例規集追録作成。要するに差しかえするのに86万円も要るんですね。言いたいのは、古座川町は多分こがいに要らんと思います。だって向こうはタブレットですから。うちもそういうふうに進んでいけんのかな。

これ1冊幾らでいくんでしょ。議会はまだでしょうけど、役場の職員だけでも、もう時代ですよ。あれを減らしたらいい、安くしていく方法があるので。ほかの市町村はそういうふうに進んでいるんですから、そこらあたりをもう少し。議会はパソコン持ち込むなという考えなので。そら古座川町は、ずっとやっていますけど。

議会も持ち込んだらもっと安くなるんですけど、そこらあたり、せめて当局だけでもやったらどうですか。見えているんでしょ、実際。減らしたらいいんですから。そこらあたり考えを教えてください。

耐震化のことを言われていた。それも質問しようかなと思っていたんですけど。

ことし2軒で350万円。先ほども確かに1部屋だけやったらあかんんですね。これは旧串本町のときから、1部屋だけしてもらえないのかということ。これは県が1部屋だけやったら1軒しなさいという考えなんです。でも、これは何とか。やっぱり寝る部屋だけとか、金額が大きすぎますよ。

耐震診断やってもろうたけど、結局直すのに家建てかえるほど要るわ、そんなことできへんわと。そこらあたり串本だけの声じゃなしに、県下の市町村とも連携して、1部屋だけ。ということは、ベッドと一緒にしょ。ベッドみたいなものですわ。だから、寝る部屋1部屋だけやってもらうように。これは旧町のときから言っているんで、連携して一遍相談してみたってください。

県の土木の元部長が、民間委託に職員何でつくんなと不思議がってましたよ。串本は、そやけどよく不思議がられますね。土木の部長が言うてましたよ、信用されんからとか。そんなことないやろう。ちゃちゃっとやるぞと、部長さんが言われておりました。だからうちは何かついてかなあかんみたいですけど。考えを変える気はないみたいなので、串本町は。

そして91ページの土地使用料で124万8,000円。これもそうですね。ここの駐車場ですか、91ページの土地使用料は。第二庁舎の。毎年130万円ぐらいの金額が出てくる。どこの世界に自分とこの建物の前の駐車場に金を払うのですか。話をつけられないのですか、買う気はないのですか。やはり、この建物があるのだったら永遠に要りますよ。この建てものを使う頻度が少なくなっても120万円。

当初どんな計画でこの庁舎を古座町時代に建てたのか知りませんが。これはやはり解決していくべきだと思うんですけど、解決する気はないのですか。このままで当たり前なのか。おまけに壊れたら直す。借りもんなのに、土砂が沈んでいたら直す。自分で直すんでしょ、これは。違うのですか。

95ページの式典出席者謝礼。これはレイディ・ワシントン号の出席者3名で105万円と言われておりましたが、これはこっちから依頼して講演してもらったんですけど

ど、アメリカから呼び寄せてこういう形で30万円ずつぐらい払ってやったのか。内容を教えてください。

97ページの回収機構の負担金。これは何年までいけるのかな。何年まで今のところ計画されているのか。職員は送り込まれているのか。何か聞いたことあるんですけど忘れたもので、教えてください。

副町長答◇タブレットの端末です。この点について私たちも協議しました。

ペーパーレス化を図っていくという時代の要請ではないかという話もありまして、議会改革の一環の中で検討してもらいましょうと。私たちが言うよりもどちらかという議員の中で議会改革を進めていく上でタブレットの端末を全員持とうという方向を示していただいたら、そのとおり進めていこうと決断をしておりますので、議会改革の一つの中で検討していただいたらと思っております。

答◇和歌山地方税回収機構の期限であります。平成18年度に設立されまして、当初は10年間、平成27年度までという予定でありました。そこで30自治体に確認をとりましたところ延長してくれという話にまとまりまして、平成28年度から32年度までの5年間延長しました。

うちの職員ですが、今まで4名出向しています。2年出向した職員が1名、1年出向した職員が1名、3カ月出向した職員が2名。そして出向に係る費用は回収機構から支給されます。帰省旅費と言いまして、月に2回自宅へ帰る旅費は役場で負担しましたが、ことしも7月から9月まで3カ月、1名行って、合計4名の職員。その4名の職員につきましては、税務課で徴収の担当をしております。

65ページの例規集追録業務委託料ですけれども、この業務委託料とその下にあるソフト賃借料につきましては、例規の追録並びに今、インターネット、パソコンでもこの例規システムを使っていますので、その部分に係る費用になっております。

今のところ例規集につきましては、ほぼ各課に1冊程度になっておりますので、職員の分だけ減らすというのはなかなか難しいかなと。タブレット化ができれば、課長もタブレットを持って議会へ来られますので、そうなったときには今現状の紙ベースの例規は減らせていけるのかなと。それに伴って追録費用も削減できるかと思っておりますけれども、タブレット化したときの費用も当然また発生してくると思っておりますので、そこらも調査してみたいと思っております。

タブレットの関係で少し補足しておきます。総務のほうでも指示を受けて今、進めております。今月にも業者から話を聞くようにしております。

それから91ページの一番下の土地使用料、分庁舎の前の駐車場の一部です。正面玄関に向かって左側の部分です。だからさっき言われた補修したというのは、あれは町の土地です。確かに土地使用料として株式会社ヤマゲンと土地の賃借契約をしております。今、水口委員からも提言がありましたので、一度買い取りについても検討してみます。

95ページの地方創生加速化交付金の中の報償費ですけど、式典出席者謝礼105万円とあります。これは日米修交225周年記念式典をしたときの講師等の謝礼です。アメリカから3名の方にお越しいただきました。その3名に対する旅費、それから宿泊等も含めた謝礼ということで1名35万円出ささせていただいております。

先ほど、水口委員より質問のありました耐震補強工事につきまして、対象となりますのは家全体の改修になります。これにつきましては、県への要望事項ということで、毎年要望を上げているところです。先ほどの説明でもありましたように、住民が利用しやすい補助金にするため、今後とも要望を続けていきたいと思っております。

質◇例規の関係というか、議会はなかなか難しいんです。私は何回もタブレットの持ち込みをオーケーにしようと言うけど、串本町議会は理解をしてくれんので。今度また新しい議員も入られたので、どんな流れになるかわかりませんけど。

ペンを持ちたい人はペンを持って、鉛筆を持ちたい人は鉛筆を持ったらいいんです。コンピューターを持ちたい人は持ったら。別に皆さんでそろえる必要はないので、それは私の意見です。そういう形で当局からは理解をいただけたので。今の時代です。経費節減するのやったらペーパーレス化をして、タブレットを持って、使いたい人だけ使ったらいいと思いますけど、これはまた議会改革があるんで、よろしくをお願いします。

耐震化は確かに必要な事業です。串本町だけじゃなしにほかの町村も、この補助金をいただいているのですから声を上げていくのはどうなんかな。ほかの町村も声を上げているのかな。串本町だけ難しいことを言うてるわという形でとられたら、またけられるので。

それと95ページの、アメリカから呼びました。これ、作者忘れたんですけど、レイディ・ワシントンじゃなしに別の船のことも書かれた。芥川賞かどっちかとられた方、こういう小説を書かれていますね。よくテレビへ出ておられる方も、レイディ・ワシントン号のように黒船の前に来たという本を書かれています。

そういう中で、これに大きな費用をかけました。あれからいっつも動きがないんですけど、この事業はどうしていくのですか。果たして串本町が旗を振っていける事業なのですか。旗を振っていくような事業なのですか、そこらあたり今後の考えを教えてください。

そして、橋杭海水浴場アウトドアフェスティバル。これはいろいろやって、KPIで試算していくという形で。試算されたとおりのものになっているのか、そこらあたり教えてください。

答◇日米修交225周年記念式典を、昨年行いました。昨年アメリカのほうで新しい資料が発見されたということで、その発表もさせていただきまして、それをもとにしてレイディ・ワシントン号の調査元年という形の位置づけで行いました。

今後の取り組みですけれども、これについてはまだ課内で今いろいろ検討しているところなんです。どんな形にして進めていったら一番いいのかということで、今、調査・研究している段階でございます。

地方創生加速化交付金に係るKPIのお話です。

今回の交付金事業ではKPIを4つ設定しました。総観光客数、海水浴場利用者数、アウトドア拠点施設での雇用、道の駅利用客数、この4つを上げさせてもらいました。それぞれの達成状況を申し上げます。

総観光客数については目標値131万人を設定したのに対して134万人、海水浴場利用客数については目標値9,000人に対して1万936人、アウトドア拠点施設での雇用に対しては目標1名に対して実績1名、道の駅利用客数については目標値8万5,000人に対して9万3,853人と、いずれも達成できている状況にあります。

質◇73ページのコミュニティバスの委託料4,000万円ほど払っておりますけれども、もちろん委託契約書にのっとっての支払いだと思うんですけど、昨今、委託先が新宮労働基準監督署からの指導を仰ぎにいったとか指導が来たとかいううわさがありまして、この辺もちろん委託先と労使の関係でありますから、うちらとしましては結局そこには入っていけないと思うんですけども、ここの委託先と我が町との委託契約の内容について、4,000万円が妥当であったのかとか、例えば何人運行でと契約されておるのか、その辺の内容をお聞きしたい。

少し過剰勤務になっているのではないかというところもあります。もちろん先ほど言いましたように労使の関係でありますから。ただ、我が町と委託先とで改善するようなところがあればと思ひまして、委託契約内容を少しお聞きしたいと思います。

それと、99ページの税を誤って徴収しとるやつが99万3,100円という部分があります。これは何件発生して。1件であったのかどうか。それと、なぜこういうふうに誤った税の負担金返却が起こったのか、この2点を。

答◇コミュニティバスについてでありますけれども、契約につきましては、プロポーザル方式で契約をさせていただきまして、串本タクシーになったわけでございますけれども、内容につきましては今、串本タクシーでやっていただいているということで、議員とか町民の方からもいろいろ質問されたときには必ず串本タクシーの社長にお話をさせていただいて、内容を確認させていただいています。

ただ、指導が入ったということにつきまして私は把握してございませんので、入ったかということについては聞かないとわからないわけですが、今のところ何かありましたら必ず社長と話をさせていただいて、毎月請求書は必ず企画課へ来ていただいて、報告も兼ねてさせていただいておりますので。

運行については全然問題ないかなと思ひますけれども、町民の方から意見は多々いただきますけれども問題なく運行できていると思っております。時間外もそんなにしていないと思ひますので、労働条件等につきましては串本タクシーにお任せしているという契約になってございますので、問題ないかなと思ひています。

還付金であります。例えば、町県民税ですと確定申告をすることによって医療費控除であるとか扶養控除とかの追加があつて還付されます。また、法人町民税につきましては、前年の実績で予定納税を会社がしてくれます。決算を打ったら余りもつかつたということで、お返しさせてもらうことがあります。固定資産税につきましては、小規模の住宅用地、一般住宅用地の特例措置の適用が漏れていたりとか、そういうことであります。

質◇指導が入ったというのは私もしっかり確認できておりませんので。何らかの指導を仰ぎにいったとか何らかの動きがあつて過剰勤務になっておるのではないかということですので、指導が入ったというのは。

何らかの形で新宮労働基準監督署とお話に行っていないしというところがありまして、相当過剰勤務になっているという話は何ぼか聞いたことがありますので、そこらは委託しているからというわけではなくて法規的な、守れるような町と委託先との契約も今後考えていただきたいと。もしそういうことがあるのでしたら、委託先への指導をしっかりしていかないと、法令違反をそのままということになりますので、その辺はもう一度確認をよろしくお願ひいたします。

答◇串本タクシーとは連絡を密にしておりますので、確認はさせていただきたいと思ひます。

質◇69ページの、西向地内の倉庫を解体して43万2,000円というところで。そんなに金額は張ってないのですけれども、町有地であるならばこういう工事は当然でありますけれども、この建物自体どこが所有しとって、なぜ町が壊したのか。これまでの使用料関係はどうなつておつたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

答◇69ページの、工事請負費の西向地内倉庫解体撤去工事であります。土地については町有地です。実は総務課も把握してなかつたんですけれど、その地域の区長から、老

朽化したある倉庫があって、台風のとときとかは危険やと。一度取り壊しを考えてくれんかというお話をいただきました。

契約等を調べてみたんですけど、いつの話かわからなかったんですけど、特に契約書はなかったのです。旧古座町時代に個人が使っていたということはわかりました。使われていた方ももう亡くなっているという状況であって、契約書もないと。ただ、中に物を一部置いているのがすき間から見えました。

使っていた方、亡くなった方の息子さんにこういう事情の話を聞いたのだと。そういう話があったということは聞いていたんですけど、ただ契約もなかったので、その方も契約等を想定しておりません。老朽化で危険ということもあって、町有地ということもありまして、これは町のほうで撤去いたしました。

質◇町有地であって町の老朽化の建物ということで壊すのは当然なことであろうと思えますけれども、町が使っていなかった。把握していなかった部分で危険家屋になったところで、古い話でしょうから契約書はないのでしょうかけれども、解体費につきましては、例えば2分の1であるとか、今までの使用料はなかなかさかのぼれませんけれども、丸々町が支払わなければならなかったのかというところで、もう少し検討するべきところがあるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

答◇これについて顧問弁護士にも特に聞いたわけではないんですけど、まず契約書はなかったと。そして、仮に息子さんであったとしても、その人が使っているわけでもなしに契約しているわけでもない。町ではその人に解体費用を請求するのは難しいだろうという判断をいたしました。

質◇59ページの退職金の優遇制度と申しますか、退職手当の4,404万9,000何がしか計上されておりますが、これの経過や由来は申すまでもなしに副町長も十分ご存じだろうと思うんです。しかし、こういう特別扱い制度がいつまでも継承されていくような状況は許されないのじゃなかろうかと。人口減少の問題あるいは厳しい財政状況、その中で町民のひとしおの協力を得なくてはならないということで、職員の退職制度はきちっと決まった制度内で特別配慮をする優遇制度措置がいつまでも続くということでは町民理解が得られないのじゃないかと思いつつお尋ねするところがございますけれども。

本件については職員の対応等々十分いろいろ話をして、今後のあり方について検討されたり、そういう心構えをされておありなのではないでしょうか。いつまでもこういった優遇制度が継続することは町民的にも理解できないところじゃないかと思いつつお尋ねするところでもあります。

次に、67ページの公用車の関係ですけれども、資料としても提出していただいた中では公用車の総計68台ほど今日所有をされておる状況であります。これらが1年大切に全部使用していただくのと若干短い寿命で終わるのとでは大変な財政負担等の予定が伴うのじゃないかと思いつつお尋ねするところでもありますから、自動車の活用については常に大事に手入れや使用をされておると思いつつお尋ねするところでもありますけれども、その辺の管理維持状況についてどのような配慮の上でされておるか。それらの現状等について伺っておきたいと思いつつお尋ねするところでもあります。

それから、75ページの交通安全対策の関係で、防護さくや反射鏡の設置の関係に344万6,000円ぐらいの決算をされておると思いつつお尋ねするところでもありますけれども、今、我々も国道を車で通過しながら高速道路の関係準備とか、あるいは各地でのそういったことを踏まえた協力

のためのいろいろな対策がとられておりますので、ぜひそれらの整備については一段の配慮と力添えが要るのじゃないかと想定をします。したがって今日、町の施設整備を要する交通安全対策関係について、どのような状況把握をされて、国道整備等も関連しながら国の協力等も十分得ながら対策ができて、我が町が交通条件にとって安全な町として存在していけるか、そういう点について大変気になるところでありますので、今日の町の対策状況をお尋ねしておきたいと思えます。

答◇ 59ページの、職員人件費等の退職手当〔特別分〕4,404万9,486円についてでございます。これは先ほど優遇措置と言われましたけど、決して優遇措置ではありません。

まず今回の4,404万9,486円につきましては、定年退職7名、勸奨退職4名、自己都合でやめられた方2名、任期付職員4名の計17名に係る分でございます。

当町につきましては、ご存じのとおり和歌山県市町村総合事務組合へ加入しております。退職金については負担金を今、15年分割で払っているところでありまして、ただ、和歌山県市町村総合事務組合の負担金条例があります。その条例の中で職員に支給する退職手当の額を算定しまして、その職員の退職の日の1年前に現に支給されていた給料月額をもとにした自己都合による退職した場合の退職手当の額が算定されます。その差額分については町で負担するとなっております。ですから、これはどの町でも特別分は負担しております。

公用車の関係でございます。公用車68台については管理状況等については、特に共用車等、総務課で管理している部分につきましては洗車してくれるところと提携して、そちらへ定期的に洗車等出すようにしております。また、当然毎年定期点検を実施しております。

交通安全対策における防護さく及び反射鏡設置事業でございます。この事業につきましては、反射鏡修繕料によって9カ所のカーブミラーの設置・修繕・撤去、工事請負費におきましてはガードレール5カ所、146メートルの設置を行っているところでございます。毎年、町民の方々を始め、区長、議員からもカーブミラーの設置であるとか転落防止さく、ガードレール設置の要望がございますので、緊急性のある箇所について随時年度計画を立てて整備を行っているところでございます。

77ページにあります右東谷のカラー舗装といった歩道をとれない路線について、車道内にある程度の幅がとれる箇所につきましては、特に通学路におきましてはカラー舗装なんかで通学児童の安全を図るというのが交通安全対策として有効ではないのかなと最近思っているところでございます。

質◇ 総務課長の今の答弁を聞きながら、私自身の基本認識が違っておるのかなと自問したわけですが、これも。この特別扱いというのは、それだったら総務課長の言うとおりに特別扱いではなしに通常処理でそれだけの負担金を対応するというじゃないのでしょうか。

私は振り返って、こういう特別措置をすることについて従来町の町で所有しておいた退職金条例がございました。これを広域化して統一化していこうということで合併になりました。しかし、当時、町としては退職年齢までに勸奨対象を串本町ではしてまいりました。勸奨した該当の職員の皆さんには早期に退職をお願いしたのだから、その分についての特別扱いは、退職金条例は合併して統一されたけれども串本町の事情が存在するので、これは串本町が負担をして、その特別上積み分について対応していこうということでこういう扱いが存在・継続をされてきました。

このことは県下統一をして退職組合の掛け金をしながら、そういうところで支払いをしてもらうので今までのような串本町での特別配慮扱いは近しくなくなります、ということの上で扱ってきた特別分だと私は認識してお尋ねをしたんですけども、今の話では、これは負担金の分であって、町が特別に退職金を払うのではないと言っておりましたけれども、それだったら、退職組合があるのですから組合へ納金をして済むことであって。

串本町ではそれだけの特別分を新たに予算計上して負担しなければならないということは何のために退職組合ができて、協定の上でそういうことをつくっておるのだということになると思うんで、その点は理解できるように十分答弁を求めておきたいと。決してそういうことじゃないんじゃないかと私は思っておりますので、もう一度強くお尋ねをしておきます。

答◇ 59ページの職員人件費等の退職手当の特別分でございます。これは退職された方に払っているものではございません。

串本町は今、和歌山県市町村総合事務組合へ加入しております。当然退職金はそちらから支給されます。ただ、和歌山県市町村総合事務組合の負担金条例の中に退職手当支給事務特別負担金という条があります。第4条なんですけど、その中で算定の仕方によって、これは退職された年に現に退職金を算出して、それから1年前の、そのときにもらっていた給料月額、それでなおかつ自己都合により退職した場合と仮定して、それで退職手当をはじくと。その差額については和歌山県市町村総合事務組合へ負担金として払わなければならないという条例になっております。その条例に基づいて総合事務組合へ支払いをしております。

質◇ 自己都合で早期に退職した職員にかかわった問題ではないということなのでしょうか。

従来自己都合とか町独自で勸奨退職して退職金を上積みする部分については退職組合は負担しないからそれぞれの町で負担してください、という扱いで取り扱われてきたわけです。したがって町独自の勸奨をして退職をお願いし、協力を願ったということがなければそういう事情が発生してこないと思うので、今日退職条件には、あんた早うやめてください、というような役場の都合で早く退職を願うような事情発生はないのじゃないのでしょうか。その関係をお尋ねしておるんです。

答◇ 勸奨退職、定年退職、いずれも退職した場合の退職手当の計算の方法は決まっております。それは市町村総合事務組合で、事務組合に加入しているどこの市町村の職員が退職しても同じ計算の方法で勸奨退職、定年退職の退職金が計算されて、各個人に支払われます。ここの予算書にある特別分といいますのは、個人に支払った退職金のうち総合事務組合が持つ分、それと市町村が持つ分の計算の差額がこの特別分ということになってまいります。

市町村は総合事務組合に対して、例えば定年退職の退職金を支払った場合にも、その退職金のうち、先ほど課長が説明しましたように自己都合でやめた場合の退職金を計算したときに、計算した額は市町村総合事務組合が持ちます。普通退職として個人に支払った退職金の差額がこの市町村の負担金ということで、総合事務組合から請求が来て払う分ということでありますので、特に普通退職、勸奨退職で退職されてあってもその分を特別に串本町が上乗せして個人に支払っているものではありません。

質◇ 合同の退職組合は、通常の退職については町村に直接負担をかけるということじゃないしに退職組合の経理で精算するのでしょ。別段、自己都合で早く退職したから退職組合は何も感知しませんということじゃないでしょ。従来、発足当時からそういう扱いについては、ただ町の都合で勧奨をして退職していただいた方については特別扱いということは退職事務組合ではいたしておりませんから、その分は町で負担してくださいという扱いでずっと来たわけです。

いつそういうように規約が変わって処置をされたか、一回また規約でも。例規集には収録されておるんだらうと思いますから確認して、また対応させていただきます。

答◇ 総合事務組合が1人の退職金に対して負担する分は課長が言いましたように1年前の給料で、しかも自己都合で退職したと仮定して計算した額になります。自己都合で退職したということですので、当然率は普通退職よりも低くなります。1年前の給料に基づいて計算しますので、普通退職でするよりも総合事務組合が負担する分は低くなりますので、それと普通退職で計算した退職金の差額を市町村が特別負担分ということで総合事務組合へ払うということで、個人に対してようけ払うておるということではないということであります。

以上で、2款「総務費」の審査を終了いたしました。

続いて、3款「民生費」の審査について報告いたします。

質◇ 111ページ、社会福祉協議会2、400万円の運営補助金という形で支出しております部分において、社会福祉協議会と運営打ち合わせ等々といいますか、どこまで運営に補助しているか、会議を持っておられるのかと、2、400万円の支出がどういうところに使われているかを把握されておるか、また、把握するにはどういう手段をとっているかということが、一点であります。

同じような趣旨でありますけども、133ページに、上野山保育園に対して1億3,000万何がしという金額を運営委託料という形で支払っております。これは、園児数とか規模とか等々によって算出される金額だと思うんですけども、この委託料に対しても、どのように使われているか、しっかりと把握しておるでしょうか。決算報告書等々をやられているか、また運営に町としてどのようにかかわっておるか、というところで、この金額のことをお聞きしたいと思います。

115ページ、老人憩いの家の管理委託料が前年と比較して半額近くになっていると思います。前年が114万円やったかな、何かに対しまして半額近い金額になっております。これは、どういう理由をもって半額近くになったか。前年度は修繕費も載せておった部分があるかと思うんですけども、半額になるに当たっては、どのような話し合いが持たれたか、お聞きいたします。

127ページ、高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害・遺族年金生活者等支援臨時福祉給付金の2件ほどに、1件当たり3万円で支払いを行っておりますけれども、ここについて、いわゆる積み残しがなかったか。対象者全員に行き渡ったか。行き渡らなかったんならば、どういう方法をもって支払いをされたか、説明を願います。

145ページ、児童公園において遊具の修繕を行っております。88万9,455円かな。我が町の遊具は潮風の強いところに立地している児童公園が多いところから、遊具の安全性についてどのような点検をされておるかという点で、以上、お聞きいたします。

答◇ 133 ページの上野山保育園の委託料に関する部分については、定められた公定価格という基準の中で、基本料金について毎月の児童数に対して上野山保育園のほうから請求をいただいて、基準値を確認して支払いを毎月させていただいています。

保育料につきましては、私立ということで、料金的な部分は特に自分とここで定められる部分があるんですけども、公設の役割を担っていただいているので町の保育料と同じ算定の部分でしていただいていますので、平成29年度はその分の収入が収益に上がる形になっています。

資料でつけさせていただいています資本計算書の部分を見ていただいても、年度当初、設備投資はあるんですけども、経営的には良好な形で進めていただいているということで。ほんで、チェック関係については、決算書を提出いただいていますので、そちらのほうでチェックをさせていただいています。

あと、145 ページの遊具の点検の関係なんですけども、児童公園については、7カ所ございます。まず、専門の業者には年に1回点検をしていただいて、平成28年度につきましては、シルバー人材センターに毎月安全点検をお願いする形で取り組みをさせていただきました。

平成28年度に、シルバー人材センターが毎月の点検・専門業者が年1回チェックした中で、さび・腐食等の連絡をいただいた場合、安全上の部分で修理をした経費を計上させていただいています。

今年度からシルバー人材センターの部分については、こども未来課で毎月点検をする形で進めています。

社協の補助金でございます。補助金に関しましては、自治法の規定によって公益上必要がある場合において、という規定がございます。

毎年度当初予算等々の編成の時期になりますと、社会福祉協議会からの資料が提出されて、向こう側の要望等を聞いて、話し合いを持って、妥当であるかどうかの話し合いをしまして、一たん当初予算へ計上させていただいているのが実態でございます。何も聞かずにということではなしに、必ず出していただいた資料に基づいて協議をして計上させていただいている手順をとっております。

老人憩いの家の管理料の減でございます。これにつきましては、以前、それまではわかしおでおふろの営業をやっておったんですけども、利用者の減もございまして、サンゴの湯もあるので、ふろの営業を取りやめたことございまして、委託料が月額9万5,000円から4万5,000円と。現在、お一人の方の管理費になっておるのが減の原因でございます。

臨時福祉給付金であります。去年やった分は、春の高齢者に係る3万円の分、秋に3,000円の額、それから今、繰り越しをしたところなのですが、経済対策分、冬の分で1万5,000円しております。

そのうち、春にやった高齢者に係る3万円の分は支給決定率が95.3%、秋の3,000円は82.6%、それから経済対策分は89.4%となっております。この中でいえば高齢者の部分が一番行き渡っている率が高いのかなと思っております。高齢者の方65歳以上が対象やったので、その部分、高齢者の方は律儀にといいますか、申請していただく率が高かったのかと思います。秋や冬の分は若干、3,000円の部分については金額的に少ないことがあるのも原因かもしれませんが、少し率が低かった部分はあります。

質◇ 心配されるのは積み残しの部分でありまして、3,000円が安いからもういいわ、とわかっておってやられる方については構わんですけど、心配するところはひとり暮

らしの高齢者の方なんです。若い方と同居なり、時々見んに来ていただいておりますとか、老夫婦二人で暮らしときゃ、自分ら何するんぞ、と何とか相談相手をするんですけども、ひとり暮らしの方については知らなかった部分がないように、町としては動いていただきたいという要望がありまして。

95. 何%、残り4. 何%の中には相手がどこにおるかわからなかったというところもあるし、息子さんを探してもわからなんだ、どうしても連絡がつかないのだという部分もあろうかと思えますけれども、こんな3万円もらえるのに知らなかった、というところがないように。4. 何%には入っていないかというところを心配するわけでありませぬ。

もう少し給付の仕方について、そういう部分があれば何か方法がないか、今後考えていかなければならない課題ではないかと思うのですが。

答◇臨時福祉給付金の給付率向上に対する周知かと思えます。これは国の対策で給付金があるわけですけども、もちろん、テレビ・新聞等で周知はされています。町におきましても広報で、もちろん周知をしております。

申請されていない方につきましては、申請期限までに、もう一度申請の案内を送るようにしております。ただ、個々にこちらから電話をすとかは、全国一律でしてはおりませぬけども、そのように周知して、95. 3%になっております。今後も、できる限りの周知はしてきたいと思っております。

質◇老人憩いの家の半額になった、おふろの部分がなくなったので経費がとれたと解釈するわけなんですけれども。なくなる直前までは7人ぐらいかな、利用しておったかなと思うんです。その部分で町としても、経費がきつところがあるのですけれども。そこで、納得していただくというか、周知する方法について、不満等々がなかったか。町の財政から考えて1人しか利用していないおふろに対して、というのはよくわかるんですけども、なくなる直前は5、6人が利用しておったと思うんです。その方々にどのように話をされたか、少し説明していただきたいのと、社協に対する2, 400万円に対して、きちっとお話ししながら要望を聞きながら、と説明を受けたわけですけども。要望を受ける前に2, 400万円の流れがどうか、前年度の決算の報告も重ねての話し合いと解釈してよろしいでしょうか。

答◇社協の補助金でございます。

これにつきましては、毎年度社協から決算書の提出をいただいておりますし、内容等の確認をこちらではいたしておるつもりでございます。

老人憩いの家のおふろの関係ですが、たしか、町の広報にも中止しますと載ったようにも。その時点で私はいなかったの、あやふやな記憶なのですが。利用者の方と管理の方が、来ていただいたときに顔を合わすこともございますから、その点で直接伝える方法もあったのかなとも思いますし、福祉課に来てからも何か利用者の方から不満があったのかも聞いておりませぬので、納得していただけておったのかなという私の印象でございます。

質◇115ページの南紀園の負担金300万円と老人福祉施設組合事務所負担金248万6, 000円は、一部事務組合でやっている太地の老人ホームのことかな。トータルしたら548万6, 000円ぐらい。

そして、その下の百々千園が842万2, 000円。串本町に受益というか、要する

ここに入所されている方、この金額に見合うだけの受益があるのか。これは合併において、旧古座町は南紀園、旧串本町は百々千園という中で一部事務組合に入っておられて。ところが合併することによって串本町は東牟婁へ来たわけですが、依然、百々千園の分についても負担を。

議会でも質問させていただいたことがあるんですが、あのときは、串本町分は百々千園については、800何十万円は取り決められてあるから終わるまでいたし方がないと。しかし、合併してから13年目になるわけですが、約1億円のもんを支払っているわけです。そんな中で、東牟婁と合併したんやからこっちはやめて向こうへという話にならんのであれば、それなりの受益があるのかが一番の問題だと思うので、果たして百々千園においてはそれだけの受益を受けているのか。その辺はどうなっているのでしょうか。負担は多くさせられて、受益がないという話にはなかなかならんと思うので。

そして南紀園については、たしか新しく建てかえているのですが、あれはまだ償還がかかってないのか、その辺はどうなんでしょうか。南紀園の負担金と老人福祉施設組合事務所負担金の両方入れても550万円ぐらいにしかならんので。

それと、123ページに障害者自立支援給付金約5億円のもの支払われているわけですが、これについては、類似団体、那智勝浦町や、かつらぎ町と大体同規模だと思うのですが、それと比べてかなり金額が大きいので。よく似た金額なのでしょう。なぜそういう質問をするかという、扶助費にはならんのかわかりませんが、我々のところは類似団体から比べて扶助費が非常に大きい。そういう意味からも大きな支出については、類似団体と比べてみる必要があると思うので、もしうちのほうが大きいのであれば、要因は一体どこにあるのか。その辺は、どうなっているのでしょうか。

そして、上野山保育園なのですが、先ほどもありましたが、決算書を出していただいているのですが、見ると黒字が8万2,000円になるのかな。そして、あそこは1億円ぐらいの借入金があったと思うのですが、その償還はまだかかってないのか。もし、それがかかってくるようになれば、赤字に陥ることもあるでしょうし、決算書を出させているのは、うちも運営に対して関与していく考え方なのでしょう。そしてもし、赤字が出るようであれば、どのような支援をしていくのか。まさか、民間委託した中でほっとくという話にもなかなかならんでしょうし。これは償還金がないように思うのですが、わずか8万2,000円ぐらいの黒字であれば、いつ何とき赤字に陥るということも往々に考えられるでしょ。その辺についてはどうなのでしょう。

答◇南紀園等々の負担金のお話でございます。南紀園負担金については、太地町の施設でございます。

その下の、老人福祉施設組合の負担金については、白浜町の西牟婁の関係になってございます。

串本町は合併しておりますが、その規約の中には、旧古座町の方とか旧串本町の方と取り決められておまして、旧東牟婁・西牟婁で対象が違ってきております。その中で百々千園については長期債償還金で、平成11年、12年あたりの改築に係る借り入れの償還の町村負担分が、各町村に割り当てられております。840万円程度が決算として出てきております。

南紀園の償還につきましては、まだ始まっていない状況でございます。

123ページの障害者自立支援事業5億4,600万円についてでございます。同規模の人口の市町村に対して、うちの扶助費が多いんじゃないか、ということかと思いません。この自立支援のサービスを受けられる方は、主に障害者手帳を持たれている方。串本町で身体障害者手帳であれば1,400人、療育手帳であれば221人、精神障害者

保健福祉手帳につきましては、232名の方が手帳を持たれております。

この自立支援事業の中には障害福祉サービスがありまして、障害福祉サービスの中には居宅介護・行動援護・同行援護・療養介護等々10数個のサービスの合算になります。支給決定を受けられている方につきましては、204名の方がおられます。この方々がこういうサービスを受けられるので、金額については総じて5億円を超えてくると。高くなってくるのは、必然的かなと思っております。

副町長答◇上野山保育園の社会福祉法人が赤字に転落した場合の考え方をお聞きされたわけですが、当然、町としてもそういった点については関与していく考え方です。ですから、その時点で内容に応じて対応させていただかなくてはいけないだろうと判断しています。そういう考え方で進みたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

質◇百々千園に何人入所されてあるのかとか、そして南紀園と。

これを見ると、南紀園はほんじゃ今後、償還がかかってきたら、南紀園負担金300万円。その下の西牟婁の負担金は一部事務組合を運営していくための負担金なんか。ということは、この下と全く同じような支出ということやろ。そんな中でほぼ変わらんわけですが、これ両方に何人ぐらい入ってあるのか。

そして、障害者自立支援事業給付金約5億円のお金は、類似団体と比べて一体どうなっているのかと先ほど質問をしたのですが、なぜかという、これは扶助費でしょ。先ほども言うたように、うちの扶助費はほかの類似団体から比べて高い。その辺の原因は、ほかにないサービスをこの5億円の中でしてあるのか、それとも障がい者が多いのか。その辺は調べてみたことはあるのでしょうか。そこら辺は、どうなっているのか。

答◇入所されている方の人数でございます。南紀園につきましては、4名の方が入所されております。百々千園等々の西牟婁の老人福祉の関係は、7名の方が入所となっております。

類似団体を調査したのか、ということですが、そこまではいたしておりません。この障害福祉サービスにつきましては、法に基づいて申請された方に対して支給決定するものでありますので、その分が積み上がって5億1,800万円になってございます。

先ほどの上野山保育園の償還ですが、資料の7ページにあります施設整備等に係る収支、ここにあります設備資金借り入れ元金償還で既に始まっております。25年と聞いております。あと、利息分については、事業活動収支の支出額の利息分99万2,000円がそれに当たる分と確認させていただいております。

質◇ということは今のところ、元利ともに何とか黒字を辛うじて保っているという解釈でいいんですよね。8万2,000円ぐらいの黒字になっている、そういうこと。

5億円ものお金を出してある、法に従ってしてあるということは、うちは扶助費が高いということは、障がい者が多いという把握でいいのかな。法に従って出しているという答弁だったでしょ。なぜかという、さっきも言ったように、那智勝浦町にしても、かつらぎ町にしても、うちよりも扶助費が少ないんです。かつらぎ町は既にうちよりも人口は向こうのほうが多いわけですから。それらから比べれば、法に従って出しているという話であれば、そういうことに必然的になるという解釈なんです。

扶助費が多くなると、今後財政がかなり硬直化するので。急にこれを減らすわけにはいかない。人件費と公債費と扶助費は、義務的経費の中に入れられる話の中で。そこら

辺も類似団体に比べて一体どこに原因があるのかを調べてみる必要があるのじゃないでしょうか。

そして、南紀園にしても百々千園にしても、南紀園は太地の老人ホームにしてもかなり大きな老人ホームなのですが、うちの負担と比べて4名の入所者というのが。他の自治体から思ったら受益をそれだけ受けているのか。その辺は比べてみたことはあるのかな。百々千園にしても7名ですか。百々千園にしたら、償還と一部事務組合の負担金とで1,000万円から出してあるわけです。その辺はどうなんですか。

副町長答◇南紀園と百々千園の負担金の部分ですけど、若干計算の根拠が違うんです。西牟婁の場合は、当時そういう計算をしてきたんですけど、西牟婁方式で南紀園の負担金を計算すると、かなりふえてくるというのが今の実情です。東牟婁のほうがごく単純に計算してもらっている関係から、百々千園と比べたら相当低い金額になってきます。

これもずっと前から議会でも問題になったんですけど、当時、基準財政割りという部分が導入されていると私は理解しているんです。そういう関係で負担がより重くなってきているというのか、人口割りとか入所者割りという部分を低く抑えて、基準財政とか均等割りとかという部分に重きを置いている根拠によって、当時その部分を承認してきたのですから、何十年もたっているんですけど、それは踏襲せざるを得ないという考え方です。

亡くなった和田議員も議会で相当おっしゃっていましたが、当時からそういう計算がされておりましたし、その計算方式については、うちの議会でも承認されてきましたもんですから、やっぱり償還が終わるまでこの部分は継続していかざるを得ないかと判断しています。

もう一つ障害福祉の関係で、どういうわけでこれほど多いのかというお話なんですけど、これは利用する施設が多いと言えるのではないかと。障がい者にとってみれば、そういう部分では福祉が充足しているという考え方になるのでしょうか、町にとってみれば、委員が言われるように、扶助費が相当多いということになってこようかと思いません。ですから私たちの町やとか上富田町とか、そういう施設のあるところは、若干他の町よりも多い負担があるのじゃないかと思われま。

質◇要するに百々千園にしても南紀園にしても、支払いは決まったことやから、それをとやかく言っている話やなしに、それであれば一部事務組合に加盟されてある自治体の利用度といったらおかしいけど、負担割合に応じて受益が受けられてあるのかという、そこしか行くところがありませんよ。支払いについては、これでいいですと決めたんやから。だから、あとは負担割合の受益が受けられてあるか、受けられてないのかという、そこが一番問題やと思うのです。だから、今後とも老人ホームについては、申請してもなかなか入れない状態もあるわけですから、そこら辺へ重きを置いていく形でなければならんと思うので、その辺はどうなのですかと聞いたんです。

それともう一つ、国保については、社会保険に入っている方々が一般会計からの繰り入れは不公平や、という中で。議会でも国保料金の値上げについて、私は反対しましたが、そういう形の中で段々と値上げをしてきたと。今回は黒字になったので、今年度の値上げは見送るという話もありましたが、それであれば国保が3億4,800万円、後期高齢者が3億5,700万円、ほて、介護保険が一般会計から出ているのが一番多くて3億6,600万円。これも今後は、これを天に、一般会計から入れていき、あと赤字が出る部分については保険料で賄っていくという考え方なのではないでしょうか。これも一般会計から入れているわけですから、その辺は若い衆にしてみりゃ、なぜ年のいった人ば

かりに一般会計から入れるのよ、という話も成り立つ話にもなると思うんで、その辺は当局のものの考え方はどうなんですか。

副町長答◇各会計の繰り入れの部分は、基準の中で繰り入れをするわけですけど、介護保険とか後期高齢者の部分は、うちの40%を超えるような高齢化率の中では、一般会計からの負担がふえてくるというのが実情ではないかと思います。これは向こうで決められていることですから、その部分はどうしようもないというのか、そういう決まりの中で繰り入れをしているわけですから。

先ほどの話なんですけど、百々千園とか、そういったところにきちんと入所できているのかという部分については、今入所されているのが何人とは私は理解してないんですけど、一応それぞれの町に旧西牟婁の町村の中で入所者割りというのがありますから、その入所者割りの中でそれぞれ入所させていただいているのが実情です。その部分はお互いうちの余力があるから、よその町の方どうぞという形にはなっていない、と私は思っておりますので、その点、それぞれの町が負担金を持っているように、入所者の割合も負担して、その分は受け入れてもらっているとご理解いただきたいと思います。百々千園であれば何人とか、椿園であれば何人とかという形で決まっているとご理解いただきたい。

質◇うちの枠は、南紀園で何名で、百々千園で何名なのか。果たしか、百々千園で7名、南紀園で4名という入所状況だという話なので、その辺はどうなのですか。

答◇各施設におきましては、定員がございまして、各自治体に何名とかいう割り当てではなく、総定員が何名という中で、入所を認めている認めないになっておると私は理解しております。だから、現在のところ串本町は何名と、現時点での入所者の数を先ほどは申し上げたんでございます。

質◇それであれば負担は大きいけども、入っている方が少ないということもあり得るということやね、課長の答弁では。ということは、うちは南紀園で4名、百々千園で7名なのですが、あと、入りたいという方がないわけかい、それともあいてないから入れないという話なのか。

答◇南紀園なりからは毎月、月報が送られてまいります。全く100%充足ではございませんが、あきが少ないのも確かでございます。

入所に関してのご相談とかは、福祉課へ来て相談をして、相手の施設と協議をして、入所に至る、至らないという事務の手続を進めております。

質◇人口割は南紀園も百々千園もあります。人口割は両方とも50%。この人口割50%は合併前やから、南紀園やったら今の串本町の人口割になるんかい。昔の古座町の人口割でやってたと思うんですけど、ふえてんのか。百々千園なんかもそうやね。これは旧串本町のときにやったやつやから、旧串本町の人口割。たしか、そがいに聞いたような記憶があるんやけど。

確かに、話を聞くと本当に不公平感が。百々千園の場合は、串本町は人口割でいうと、白浜からこっちやったんかな、大きいんと違うのかな、白浜の次ぐらいに。それやのに7名しか入っていない。そういう形で、確かに不公平感があるから訴えることは訴えていかんと。どうも先ほどの答弁を聞くと納得のできない不公平感がひしひしと感じられます。

ほんま言うたら、両方とも利用者割をふやしたら。利用者割は南紀園で30%やったんかな。ほて、百々千園が25%やとかと聞いた記憶でメモってあったんですけど。そこらあたり、わかったら教えてください。

109ページ。これは決算委員会のたびに言っているんですけど、福祉タクシーは対象者が何人おって、何人が使っているのか。これも大変不公平な事業になってきていると思うので。コミュニティバスができて補助はしていますけど。福祉タクシーを使う方、使えない方がおりますんで、そこらあたり、ことしは何名の方が対象になって使われたのか。ほて、対象者がどれぐらいおるのか、何%ぐらいの方が使われているか教えてください。

125ページ、これは社会的な問題になっているひきこもり者社会参加支援センター。これへお金を出して。これは新宮へつくったんかな。その中で串本町から支援センターへ何名ぐらいの方が通われているのか。というのは、新宮市が人口が多いんで、新宮市につくったらいいんでしょうけど距離がありますんで、どれぐらいの方が対象で、どれぐらいの方が利用されているのか教えてください。

131ページの学童保育。こども未来課から数字をいただいております。数字をいただいているんですけど、充足しているのか。希望の方に全部応じられているのか。地域的な問題はどうか。私の和深から一番遠い二色まで。こういう考えが全地域に満遍なく充足するような形になっているのか、そこらあたりお教えください。

143ページ、田並保育所のシロアリ駆除をやっているんですね。14万2,000円とか28万8,000円とか。張りかえ工事か。こういうシロアリの工事はいろんなところに出てくるんですけど、これは入札しているのか。

それと、この地方でもアメリカカンザイシロアリというのが。柱などが赤く塗られています。きく薬なのか。これをやってんの。商工会に張っています。アメリカカンザイシロアリ。これをやるとかんとボコボコにやられるそうです。

ちょっと気になったのが145ページの児童遊園地草刈り及び管理委託料。ここの場所は毎年動き出すと草刈りの音が聞こえてきて、上手にばーっと刈ってくるなと思っっているんですけど、この草刈りに関しては、どがいになっているのか。これは入札しているのかな。

というのは、ここ何日前に和深のグラウンドで草刈りしている方に草を焼かれたんです。近所の方から、えらいクレームが出て。法律では草を焼いたらあかんのでしょ。町から入札したんか委託を受けたんかどうかわらんけど、草を刈って処理せんと置いといて、それをグラウンドの真ん中へ集めて火をつけた。ちょっと来てくれ、と近所の人から私のところへ電話がかかってきました。すさみ町でもあったんですけど。私の知り合いが廃棄物処理法違反と違うんかいということ。

グラウンドのやつは総務課にきっちり対処したってくださいよと言うたんですけど、こういうのはどんなにしているのか。やはり、きっちりやってもらわんと怖いところもありますんで。147ページにもありますから、そこらあたり教えてください。

答◇まず、福祉タクシーの利用対象者についてのご質問でございます。平成28年度につきましては、交付者は464名ございまして、そのうち利用者数としては132人カウントされております。利用回数につきましては、836枚、12枚つづりでございますので、そのうち836枚を使っております。

これは以前から利用促進について、たびたび質問をされておって福祉課でも答えさせていただいておる経過もでございます。利用拡大については、町内のタクシー業者だけではなく田辺市でありますとか、西牟婁のタクシー組合にも対象となっておりますので、その辺でも利用ができることを、もっと広報すべきなのかなという気もいたしております。

次に、引きこもりの対象でございます。これにつきましては、対象年齢が15歳以上、39歳未満で、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている青少年の方が対象になっております。

串本町に限定いたしますと、登録者としては1名でございます。この登録をされますと相談員方が家庭を訪問して、いろんな相談に乗ったりとかをしていただけるようであります。あと、登録には至っていないんですけども、利用をされている方が6名いらっしゃるとセンターで確認をいたしております。現在のところ、センター全体では利用者・登録者を合わせて10名の方とお伺いしております。

老人福祉施設組合の負担割合についてでございます。

南紀園の市町村の負担割合でございますけれども、人口割が50%、均等割が20%、入園者割が30%で、人口につきましては、串本町は旧古座町の人口で計算することになっております。

一方、百々千園でございます。紀南地方老人福祉施設組合につきましては、均等割が25%、人口割が50%、利用者割については25%で、こちらは旧串本町の人口で計算するとなっております。

131ページの学童保育所の利用状況と地域の課題的な部分のご質問と思います。

入所の部分につきましては、全体では180名の入所ができますので入所は賄っているように思うんですけども、地域的にいきますと潮岬学童の定数が20名、ほかの各学童が40名という形になっています。

出雲学童に関しては、ほとんど潮岬の小学校の方がこちらの学童に通われています。

潮岬については、定数が20名ということになりますので、1年生の方を基本にこちらでお預かりする形になっています。地域性の部分でいきますと潮岬が非常に多い状況にあります。出雲自体の子どもさんは、2人ほどと確認をさせていただいておりますので、各学校区にあればいいんですけども、その辺、地域的な部分がございます。

それと、去年から開設しました錦富学童については、串本西と橋杭と大島を対象にしております。大島から通われているのが1名となっております。これも学校区の部分でいきますと、橋杭の保護者の方なんかは近くに学童をお願いしたいということがあるので、施設的な部分がなかなか難しいことがありまして、錦富学童のほうで入所しているような状況です。

143ページの田並保育所のシロアリ駆除については、田並保育所でシロアリがわいて、既に業者を呼ばれていた経緯があります。そういう部分で入札については、その呼ばれた方をお願いしたという経緯がございます。

145ページの公園の草刈りですけども、点検の一時的な草刈りににつきましては、シルバー人材センターをお願いをしております。年3回継続的にそのまま入札なしでお願いをしておる形になっております。

質◇福祉タクシーを464名中、132名が使っている。昨年も135名。そやから、このサービスを受けられる方が固定してあるんです。ということは、同じ方々が毎年同じような利益を受けながら、あとの多くの方が受けられていない。事業自体を大きく見直さなアカんのと違うのか、と前から言わせていただいているんです。330名以上の方がこのせっかくのサービスを受けられない。ここらあたり本当に。

毎回、考えてみますということで、考えてくれん。昔やったら、ガソリン券にしたらどうな、とかいろんなことを言わせていただきましたけど。でも本当に問題な事業だと思います。確かにサービスを受けている人はいいでしょう。ああ、いい事業やと。受けられる権利がありながら受けられない方が、これだけいるんですから。だから、そこら

あたり、もう本当にちょっと見直していかなければならないのと違うかなと思うんです。もう少し使いやすいように、皆さんが利用するように。ほて、ガソリン券でも別に構わんのと違うかな。

それと、125ページの引きこもりは今の時代に一番問題です。馬坂へ上がっていく手前に何かそういう看板があって、そこへ入られている方がおるみたいなんですけど。せっかくだつたけど、利用されている方が6名と言うたんかな。

この6名の方で、この支援センターの目的である社会復帰をされたと確認された方はどれぐらいあるのですか。それが目的の施設なんでしょ、これ。社会復帰してもらおう。串本町は多いですよ、引きこもりは。自分たちの身の回りにもたくさんあるでしょ。やはり、せっかくこういうのをつくってやったのですから。

これも親御さんが悩んでいる。親御さんがどんどん年をとってきている中で、やはり積極的に広報するなり何なりして社会復帰をしてもらう。これは国自身も大きな問題としてとらえていますんで。

これは39歳まで。それ以上の方はこれの支援は受けられない。今、これ以上の年の方がいっぱいあるんでしょ。テレビでもいろいろやっています。これを39歳までと区切ったのは何ですか。もう本当に私ら同世代でも引きこもりはあります。その中で39歳までと区切るの理解できんのですけど。それと、広報活動もどうするのか。

131ページの学童保育ですけど。潮岬が多いとかなんとか言われていますけど。

そしたら錦富学童について、ちょっとお聞きします。これは串本西が対象だという形で、大島も来られている。これは通園バスという形では走らされているのかな。

143ページだけやなしに、シロアリの問題です。アメリカカンザイシロアリを聞かんだんのですけども、どうですか。

これ今、古座川町にも発生したと大きな問題になっています。この業者は、アメリカカンザイシロアリに対応できたんですか。うちも古民家再生や、いろいろと言われている中で多分改修していくのでしょうから、一番問題はここやと思います。串本町にも入ってきていますから。

副町長、どうですか。草刈りはめちゃくちゃ多いですね、あっちもこっちもそっちも。全部まとめて入札することができんのですか。全部まとめて一発で入札して、年じゅうブーツとやってもらうとか。こんな随契みたいな形でしていくのか。もっと安なるんと違いますの。ずっと年がら年じゅう、シルバー人材センターに入札してもらって、落ちるかどうかわかりませんよ。そんなとこに全部のやつを挙げて入札して。これは随契みたいな形にするより、そのほうがいいんと違うん。そのほうが安心できるのと違うかな。

国道や県道は、維持管理はそがいなことをきっちりやっているのと違いますか。そこらあたり教えてください。

副町長答◇草刈りについては、たしか金額別に入札をするとか、それから10万円以下であればシルバー人材センターに委託するとかの形で分けさせていただいていると思っています。それぞれの課が持っている内容について、入札する部分もありますし、シルバー人材センターへそのまま委託してやっている。少ない金額では、どっかの業者何社かを指名して随契にしてという形で。たしか30万円以上が入札と決めておつたと私は理解しているんですけど、そういう形でとっています。

答◇ひきこもりセンターの件でございます。設立については、平成28年の夏ごろであったかと思います。県の施設を使ってセンターを運営しております。開所に至るまでにい

ろんな取り決めの中で、対象年齢が15歳から39歳までと決められたようでございます。

社会復帰の件でございますが、ここを利用して社会復帰をされた方がいるのか、確認は取れていないんですが、支援の流れとしては、最初、体験利用等があつて段階的に相談なりをしていって、最終的には一般就労、作業所などへの就労を目的とすると伺っております。

再々、質問をいただいております福祉タクシーでございます。132人、昨年が135人で、利用されている方が固定化されているのではないかと伺われております。そういうこともあるのかなと思っておりますが、当町の場合は身体障がい者と福祉タクシーで、くくらせていただいておりますので、検討するに当たっては高齢者等も視野に入れて、いろいろなお出かけに利用できる分でありまして、とも考えられるのかな、と今のところは思っております。

学童の通う関係ですけれども、学校から学童までにつきましてはタクシーを利用ということで、迎えについては保護者の方に来ていただくことを基本とさせていただきます。

夏休み等の長期の部分につきましては、保護者の方に送迎ともお願いする形にしております。

アメリカカンザイシロアリについては、余りよくわかりませんし、ほかの課からも上がってきていませんので、もしあるんでしたら研究はしてみたいと思います。

質◇難儀なシロアリだそうです。

福祉タクシーの件については、本当に皆さんが使えるような。これは多分使いたいんやけど使えないんです。そういうふうに私にも言ってきましたので。

引きこもりですね。取り決めがされたという、ここが僕は一つひっかかったな。テレビでも何でもやっているでしょ。親の生きているうちはいい。ずっと引きこもりながら、親御さんがなくなれば収入が途絶える。

和歌山県でも問題があつたでしょ。親御さんがなくなったのに生きているように年金をもらいながら。紀北であつたでしょ。収入がないから親の死んだのを隠していたとか、そういうのが全国で出てきているんです。俗にパラサイトと言うみたいです。親の生存中は、いいですけど、親がなくなればたちまち収入がなくなって。

だから、そういう不幸なことにならんように、やはり社会復帰をしてもらおう。そういう引きこもり者社会参加支援センターじゃないんですか。何で39歳までと区切つたんですか。高齢者の引きこもりが本当に多いです。皆さんの回りでも気がつく人がいっぱいおるでしょ。そこらあたり39歳が1つと。

もう少し啓発できないのか。こういう施設があつて社会復帰ができる。社会復帰をする人もおるんですから。私たちがお金を出して、これをやっているんですから。つい、つくりました。はい、それでオーケーじゃなしに、串本町もこの目的を果たしましょうよ。

学童保育。学校からはタクシーで行きます。帰りは保護者ですという形で言われておりましたけど。いろんな家庭があるわけですよ。ご存じでしょ、いろんな家庭があるわけ。保護者が夏休みに送り迎えできるとも限りません。そして、ふだんでも保護者が迎えに行く。この学童保育というのは、放課後を見てあげようという形の中でしている事業だと。そやから、親御さんだけでなく共働きやいろんなものを手助けできる事業だと私は思っているんですけど、こういう形だったら行きたくても行けない家庭が多いんじゃないですか。

例えば和深、私のところやったら送ってもらえます。二色までまた、親が迎えに行かなければなりません、という形のシステムなのでしょう。夏休みなんかは、送っていきます。迎えにも行きます。そういう方たちのために、もっと。だからこの中で充足が。

人数の充足はしています。180名の枠がある。でも、そういう希望に合っていないんじゃないかな。もう少し利用ができるようなシステムに考えていくべきじゃないかなと思うのですけど。

30万円以上は草刈りで入札するといいますけど。町内3つぐらいに分けて、その3つをパーンと年間契約します。それで入札しますといたら安なるような気がするし、そのほうが効率のいいような気がします。一つ一つ、小さなところもあれば大きなところもあるという形で言われていましたけど。課、課で違うんで、役場独特の難しさもあるんでしょうけど。私は民間なので一発で、ここと、ここと、ここと、と。そしたら、業者も仕事が続きますので。細かいところ1つしてくれよ、2つしてくれよと言ったら業者もつらいと思うので、もう少し大きく金額を設定して。そして、場所は別々で、どうでもいいんですから。そんなことをできないのかと、ふと思ったんで。それは研究していただきたいと思います。

答◇学童の送迎の件ですけども。お父さん、お母さんが就労につかれています間は、当然迎えに来れません。学童保育所の部分としては、最長午後7時までを基本としてお預かりすることにしております関係で、就労につかれていますあっても労働的な部分でいけば5時ごろには終わられるかなと。最長午後7時までで、就労に合わせた部分で保護者の方にお聞きして、お迎えに来ていただいていると。その間は、お預かりしているという形でしております。

質◇世の中のことを余り理解されていないかな。いろんな家庭があると言わせていただいたでしょ。特にいろんな家庭がある中で、そういう方々のためにはどうなるのですかと聞いているのです。

到底迎えに行くことのできない家庭もたくさんあります。だから、そういう人たちのために。もう少し郡部へも小さな散らばったやつをつくっていけるような形にしないと。おじいちゃんやおばあちゃんが一生懸命見ている子どもたちがたくさんいますから。そういう意味で私は言うているのです。そこらあたりも考えていかないと。学童保育を有効活用してもらうために、やはりいろんな方策を練るべきだと思うのですけど。

答◇本当に多種多様な家庭事情があります。平成28年度から錦富学童を開設したんですけども、まず、そういう預かり施設がなかなかないというのが現状です。子育て支援という言葉でいけば経費的な話をするのもあれなんですけども、経費的な部分ではなかなか難しい状況にありますんで、平成28年度全校区の小学校の方がご利用いただける形の学童施設ということで整えさせていただきましたので、以降細かな部分につきましては、また、経費に係る部分も出てきますので、考えてみたいと思っております。

質◇全体的な質問なんですけど、町でやっているものは事業という形でやっていると思うのですけど、事業の評価は全部の事業に対してされているのでしょうか。というのは、例えば百々千園のことも金額は払っているけど入所者が少ないとか、あと、引きこもりでも復帰させることが目的なのに、その復帰した人数を把握していないというのは、毎年事業の評価はされているのでしょうか。

やっぱりその事業を評価して町の考えを。監査委員だったら監査をして評論を出して

いると思うんですけど、その事業ごとに今後どうしていくとか、そういうのもあるのなら示していただきたいと思うんですけども。

副町長答◇それぞれ事業ごとに決算の内容も振り分けておりますし、大体予算の執行率を担当課長から説明させていただいておりますのは、割り当てられた予算の中でこういう形で執行しました。この執行率の中で成果はどうだったのかということの認定をいただいているというんですか、決算審査特別委員会の中で調査していただいているわけですけど。

私たちは一応、過半数の部分は全体的に90%を超える執行率の中で予算を執行しておりますから、予算を認めていただいた中では十分その目的を果たしたのかなという思いをしております。

そういう中で百々千園の部分を問われているのかなと思いますが、百々千園につきましては、旧串本町の人口で負担割合を決めさせていただいております。これは運営に係る負担割合でありまして、もう一つは起債の償還に係る負担割合というのはまた別に、私が先ほど申しましたように財政割という部分を含めて負担しておりますし、これはずっと金額が変わらず毎年償還させていただいております。

課長は全体の中での入所者割りというふうに聞いたんですけど、昔は串本町では何人という割り当てがあったように私は記憶しているんです。その辺のゆとりというのは当然あるのかもしれませんが、串本町から入所できるのは何人と総枠の中で大体決められている状況です。

そういう部分で施設へ入所したい方については、十分、行き届いてない部分もあるかと思いますが、この部分は介護保険計画の中で、その施設が必要であるかないかの部分の協議をさせていただいた中での話になってこようかと思いますが、その点については現状与えられた施設の中でそういった入所者の割り当て、あるいは入所者の希望に対する割り当ての部分させていただいているのが実情ではないかと考えております。

南紀園についても同じでございます。旧古座町の人口の部分で負担割合をさせていただいておりますから、旧串本町の方が南紀園に入所する部分については難しいかなと私は思っております。旧古座町の方は南紀園に入所できますが、百々千園には入所できないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

質◇ひきこもり支援センターの件について。引きこもりから復帰した人数がわからないということは、その事業に対して、毎年決算のときにそれをやるのかなと思うんですけど、事業の評価はされているのでしょうか。

答◇ひきこもり支援センターでございますが、まだ開所されて1年になるかならないかの期間であると記憶しております。現在、社会復帰をされた方がいるかはセンターができて期間がたっておりませんので、社会復帰に至っている方がいないのではないかなというのが、私の推測ですけども。いろいろ相談員の方もいらっしゃいますので、そういう方と色々な社会復帰に向けて相談をして。

登録をしていただいた方については、相談員の方が家庭訪問をしたりとか、そういうところでまた復帰に向けて、あるいは就労に向けての相談をされるだと理解をしております。

質◇115ページ、南紀園が建設をされる機会に、百々千園との関係がいろいろ提言をされて、今後の対応について皆さんから意見が出されております。

今、百々千園に7名行っているらしいですか。南紀園ができるころ、一番少ないとき

は2名ほど利用させていただいていた状況等も踏まえて、建設費だけで年々850万円近くも負担しているという状況は、これはひとり町の責任という課題ではなしに、広く大げさなことを言えば国全体として老人関係の対応していくかという課題が提起されておる状況じゃないかと認識をしながら、非常に財政弱小な市町村が困るという実情をもっと県や国を通じてでも提言をして、こういう新しい、うちでいえば南紀園ができましたと。ここに大きな投資をしながら行政区域内の協力関係が存在するし、そのところは今後よく活用させていただくためにということで、基本には百々千園の問題もありながら、南紀園には積極的に取り組んできました。

これはうちの事例ですけれども、県下的に見ても全国的に見ても、そういう課題を抱えて非常に財政的にも困窮しておるような町村が多く存在しておるんじゃないかと。したがってそれらについては、お互いが県なり国なりもっと広域課題として調整機能を果たしていただくと。市町村が財政的にも、過剰な負担が残されて、あるいは新しい事業展開にも重いものだし非常に難渋も伴うと。こういう関係が存在しておるんじゃないかと思うので、できればこれらの事例を提起をしながら、町ひとりの問題で解決できない課題でもあろうかと思っております。

今は総選挙が展開されておりますけれども、広く機会をとらえて各市町村地域からの提言をして、そういう状況に至ったときについては、新しい施設費のために投資は投資として、そのために財政的に非常に今日までの取り組みに問題を残し負担を残し、ということに対して、例えば助成措置にしても、あるいは国はそういうことを引き取って適切な調整を果たすという国全体の課題ではないかと思っておりますので、ぜひひとつ、そこを整備しながら、そういう方向をお互いに取り組んでいったらと思っております。

これは町長に対して質問をいたしてもやっぱり困って、そういうことについて負担に汗を流しておること、あるいは議会でも議論がありますように疑念や不明瞭なこと、負担が過大に残されることについて調整をさせてもらうとか、こういう整理をお互いに強く主張して求めていこうじゃないかと思っておりますけれど、それらについてご意見があれば伺っておきたいと思っております。

それから、125ページの引きこもりの関係ですけれども。これも非常に心を痛めながら対応してきたところであります。したがって今、この引きこもりの問題が、負担金補助金が計上されておりますけれども、どのような状況の展開にあるのか、あるいは今後こういう投資はしてきたけれども、負担金はこういったことであるけれど、今日抱える課題と対応してきた実績について、ご報告をしていただけたらと思っております。

それから、引きこもりと言いましたけど、子育てについてもいろいろと私も配慮し、力を尽くして展開しているところでありますけど、それは当然のことだろうと思うのです。したがって一つは、保育所の整備にしても、旧錦富保育園の整備にも平成28年度には廃止をして取り組んできました。あるいは潮岬では、出雲の学校を利用した保育所の関係にも対応しています。

そういう実績を踏まえて、それらに対する課題を今日どのように残されて、そういう点に対する今後の取り組みに実績を押さえてどういう思いにあるのか。今日の実績状況をお尋ねするとともに、あわせてお考えを聞いておきたいと思っております。

それから、133ページの児童発達支援事業所建設補助事業という過去の取り組みがあり、建設をしています。それらの施設整備は一応は設備が整って、今日どのような成果を押さえた取り組みが展開されておるのか。あるいはまた、その中から今後に残された課題がないのか、その点について実績を踏まえてお尋ねしておきたいと思っております。

次に135ページの串本保育所の関係であります。ここは従来から臨時職員を主体にしたような課題の展開じゃないかと。もっとみんなが落ちついて集合できるような環境

こそ教育行政を発展させていく基礎じゃないかとかかなり強調されていました。

平成28年度は正規の職員分として16名、それから賃金分として3,200万円が支給されておるんですが、それぞれにかなりの。串本保育所の臨時と正職員。あるいは臨時で働いてくれるのも好都合だという歓迎の関係者が存在することもよく聞いて存じてはおりますけれども、こういう体制で今日どのような取り組み実績、あるいは今後また整備を図っていく課題を抱えておりますから、それらを押さえて今後の展望といたしますか、実績の上での整備ができておるかどうか…。以上、お尋ねいたします。

副町長答◇百々千園は特養施設なのですが、白浜町椿には椿園という養護老人ホームがあります。これらはどちらも歴史があって、かなりそれぞれの町が自前で施設をよう建設しないことから、西牟婁全体で持ち寄ってこの部分を建設していこうという始まりがあったと思います。

百々千園にしても、今の施設よりももっと前の平屋の建物があったと思いますが、当町では特養施設なんかまだ何もない時代でありました。そういう時代に、それぞれ単一の町村では財政力が伴いませんから、そういうことで、共同で建ってきたのが老人福祉施設組合を結成してという形に進んできたものだと理解しております。

今となつてはこの負担金そのものが相当高いんじゃないかという思いもありますが、当時の歴史的な状況から見ますと、こういう負担を持ち寄ってでも新しい施設を建とうと、進んできたものと理解しておりますので、委員の皆さんもその点のご理解をいただきたいと。

今後、串本町単独でという部分は当然考えられることでしょうけど、現時点では、施設はこの当時、老人福祉施設組合で皆さんのご意見を一つにまとめてこういう形で新しい施設を建て、それぞれの町が負担するように決めましたものですから、ご理解いただきたいと思います。今後は別に共同で建つ必要はないんじゃないかなという思いは持っておりますが、現時点ではそういう部分は継承せざるを得ないと判断しております。

答◇ひきこもり支援センターにつきましては、仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流がほとんどできない、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている方という利用対象の定義がされております。

平成28年度に開所されまして、運営費につきましては、発足してからは当初は人口割で負担金の算定をされておりますが、状況を見ながら利用者割も考慮して負担金を見直していくという協議がされておるようです。

発達支援の施設、これは上野山に建設されました通園らっこだございまして。現在、毎日通園されているお子さんが13名、1週間のうち2回ほど通園されている方が1名で、串本町で13名、古座川町で1名だったと思うんですが、ここで、いなほ福祉会のご協力で発達支援のお子さんの面倒を見ておるということございまして。

ここに通園されているお子さんにつきましては、後に幼稚園に戻ったりとかがあった場合には、かなりいろんなことが身について、戻ってきておるという話も聞いてございます。

学童保育所の先ほどの子育て関係でご質問の課題提起なり云々のお話の件ですけれども、先ほど言うたように定員的には180名とあるんですけれども、入所的には150名程度となっております。ただ、今、国が子育て支援法を打ち出しまして、平成27年度から施行で進められております。

お父さん、お母さんがともに安心して働きながら、子どもを預けて育てていくことの部分が打ち出されております。そういう部分でいきますと、学童保育所の本来の基本と

というのが家庭での保育が難しい方をお預かりすることでありますので、今後、学童保育所の重要性がますます大きくなっていくのではないかなと考えております。

串本保育所の職員の関係の部分ですけれども、正職員としては16名で、臨時職員については、3月末の段階で20名と調理員6名という形になっております。

保育士については、隣の古座川町では全部正職員にしていくという形を聞いたんですけども、希望を聞いても臨時のほうが労働的ということ、なかなか正職員にはなってもらえないことも聞いております。うちにおいても、やっぱり家庭事情等で臨時としての勤務を希望される方も多くあります。ただ、主任とか担任とかについては正職員で賄いながら、臨時職員についてはその補助という形が基本ではないかなと思っておりますので、職場としては、先ほど子育て支援が打ち出された関係もありますので、臨時職員においても安定した形で雇用ができたという考え方を持っております。

ひとり親家庭の部分です。この部分についても、国でも非常にいろいろな優遇制度が今、進められております。町においても、県の直接の事業でありますけれども、ひとり親家庭に対する支援策がいろいろ、町で受け付けるような形で進められております。特に、ひとり親という生活実態から考えますと、支援が十分必要ではないかと考えておりますので、子育ての中でもひとり親は重要と位置づけて、今、事業を進めているところでございます。

質◇特に串本保育所の関係ですけれども、職員として16名に協力していただいておりますと、臨時雇いとして20名の皆さんの協力をいただいております。こういう現場は大変なことだろうと私は想像するわけです。臨時とその調整とか、あるいはまた臨時の方が20名もおれば、働く時間も一律ではなしに、私は朝早くから何時ぐらいまで、また、私は午後の都合のいい時間に就労させてくださいとか、いろいろ事情が存在する苦労があるんじゃないかと思っておりますけれども。

あるいは働く希望者にしても臨時のほうがいいですと。働く時間だけ協力させてくださいという状況等が存在するだろうと思うので、そういうご苦労をどのように整理協力をいただきながら、保育所の成果、期待にこたえられておるかが大変気になるところであります。

あるいは、新しい施設にそういう状況で移ればと急がれておるところでありますけれども、移ればさらにそれらの問題点が複雑な課題として、特に課長や責任者等がご苦労されておるんじゃないかと思うので。できれば、臨時の方を一日通しで働いてもらう人を主体に協力いただくとか、あるいはそれぞれ協力いただく方も事情があって、こういう時間帯がベターであるとかが配慮されておると思うんですけれども、その辺の現場の状況を。40名近くも抱えた職場でありますから、ご報告をいただいて、お互いに新しい施設建設に向けて体制を十分整えていくべきじゃないかと思っておりますので、それらについてはいま一度、実情・問題点を押さえて、成果をご報告しておいていただきたいと思います。

副町長答◇串本保育所の実情から申しますと、保護者の方は障がいを抱えていても普通の保育所で、という希望がございます。そういう関係で串本保育所に大勢来られることになっております。

現時点で、今聞きますと、障がい児の方が10名ほどおられると。これは年々ばらつきがありまして、町の職員として抱えておって、この対応するのは非常に難しいという判断で、障がい児の方が入所されますと、対応するために臨時の保育士をつけましょうと、県への加配のお願いをしますし、町単独でも保育士をつけて障がい児保育に当たっている実情でございます。そういう関係で、最近では保育所の臨時の職員が若干ふえてき

ております。

ですから現在、臨時だけで16名なんですけど、そのうちで10名が障がい児対応になっておりますし、あとは保育士が不足する部分を6名に回っていただいている実情でございます。そういうご理解をいただきたいと。

質◇それでは、加えてお尋ねしておきますけれども。さっき、臨時の方が20名と言いやったですね。臨時だけでも、その中でずっと継続して協力いただいておりますとか、一定の期間だけとか、時間だけとかいう限られた中で臨時でも継続して来てくれておる人とそうでない方は大勢ありますから、どういう状況に現在存在しておるのでしょうか。

答◇職員の入れかわりがかなりある関係で、3月末の部分でいきますと、短時間で来ていただいている方は20名のうち4名おられます。保育士自身がどこも雇用できる人がいないと、保育士の免状を持っておられてもなかなか就労が難しいという方もございますので、園長につきましては、延長保育の関係もございまして、ローテーション的には非常に難しい状況にあるとは聞いております。

平成29年度に入ってからですけれども、今、短時間の職員で来ていただいているのが10名ほどあります。これも本来言われたように一日労働で、安定した生活収入を得られるような形で雇用できたらいいんですけど、今は紀南においても保育士がどこも不足している状況で、短時間であっても希望される方については就労していただいて、保育に従事していただいている実態になっております。

質◇気になるところでありますし、臨時の保育士が20名近くも存在しますから、それらの体制づくりについて、当然当局として強く意を注いで対応すべきじゃないかと思うんです。そのことは即、子どもたちに影響すると。子どもたちの将来にも大きく関係していく課題にもなるかと思っておりますので。

ただ、臨時の方やから時間だけ勤めてもらったらいわ、という形はとってはいないだろうと思っておりますけれども。あるいはまた、協力いただく方も、つい都合のある時間だけ行ったらいいということじゃないだろうと思っておりますけれども、特に臨時の保育士の適格性というか適正というか、あるいは協力いただくための諸条件の研修という点には十分意を注いで対応していただきたいと思いますと思うのですけれども。最後にそれらに対する現状の取り組みはどのような状況なのか、加えてご答弁を求めておきたいと思っております。

副町長答◇一番気になるのは臨時の保育士の給料だと思います。この点につきましても毎年、予算査定の段階で近隣町村の臨時保育士の賃金を調査させていただいておりますし、ことし、年度途中なんですけど、聞きますと串本町は低いんじゃないかと話が伝わってきましたので、来年の当初予算の編成時期には近隣の町村の臨時保育士の給料を調査した上で、うちもよその町と同じように上げていこうという考え方をしておりますし、毎年そういう調査はしておりますが、よそは年度途中で上げられたかというふうにも思っておりますから、その点串本町だけ低いという状態だけではなくしていこうという考え方を、臨時の職員の給料をきちんと対応させていただきたいという判断をしております。

それ以外に、免許がなしに保育補助という形で来ていただいている方は、臨時の方と同じような扱いでやっておりますし、夏と冬の一時金につきましても、少しですが、その部分はよその状況も見た上で、それに均衡するような形で支給はさせていただいておりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

質◇ 111 ページ、やおき福祉会負担金についてお聞きします。これを今、利用されている方は何人ぐらいおられて、また、そのほかの施設を利用したい人がおったら、またこのような負担金を出してもらえるのかどうか。負担金の出し方についても教えていただきたいと思います。

133 ページの、先ほど言われました児童発達支援のところで、今、串本町が13名で古座川町1名とあります。僕が聞いたところでは、今、利用されている方は、利用させてもらってよかったと言やるんやけど、担当課として利用者の親御さんと話し合いを持ったことがあるのかな。

答◇ やおき福祉会の負担金についてでございます。この部分につきましては、やおき福祉会の中に紀南障害者就業あるいは生活支援センターがございまして、そこに対する負担金でございます。田辺市からすさみ町までは圏域内で、いろいろと割合が決まっておって負担金が算出されております。

かなり以前なんですけれども申し合わせで、県域外の市町村については、1名～3名までは一律30万円、これを超える利用者4～5名の方は45万円で、今、串本町からは2名で、30万円の負担金となっております。

上野山の通園らっこでございます。実際に保護者の方と話をしたことがあるのかと。以前、私の所属が違いましたけれども、そのときに町長室で障がいのあるお子さんのお母さんであるとか、通園らっこの園長といろいろと話をし、そこに至るまでは、自分の子ですから、そういうのを認めたくないということもかなりあったらしいですけども、ほかのお母さん方とのネットワークもできて、ああいう施設ができて早めにお世話いただけて、以前に比べたら気持ち的に楽になってきた、と言われていたお母さんがおりましたので、そういう点でよかったのかなと私は思っております。

質◇ 131 ページの串本町子育て支援センター事業委託料が1,100万円余りあるのですが、これはあったカフェと、そして上野山保育園に委託してあると書いてあるのですが、この事業は一体どういう事業をされているのでしょうか。

答◇ 子育て支援センターでは、親子の集いの場とあって、あったカフェで週に3日、上野山のにこにこひろばでも就園前の子どもがいる家庭のお母さんと子どもが集まって、いろんな相談を受けたりとか情報交換をしたりする場を提供しています。

あと、一時預かりとあって、お母さんのぐあいが悪いとか、冠婚葬祭で用事があったりする場合に、一時的に有料で預かったりする事業も行っております。

質◇ あったカフェというところは、一体何人利用されているのでしょうか。利用者負担金収入額が5,300円となっております。決算書を見ると、ほとんどが給料で270万円ぐらい。それらを考えると費用対効果を考えたときに、一々こんなこと。

あったカフェは何人、ここを利用されているのでしょうか。

答◇ 先ほど申し上げました広場ですね、親子のつどいの場とか、相談の場ですが、平成28年度は保護者・子どもを含めて延べ2,400名ほどが利用されております。あと、上野山のにこにこひろばは、同じように保護者・子どもを含めて延べ1,900名ほどが利用されております。

質◇ 利用者負担が5,300円ということは、1人幾ら取ってあるのですか。本当にする

べき事業というか。通園前ということとは、保育園に入る前という話やね、そういうことやろ。

0歳から取りやるわけやろ、上野山保育園らは。そのこと自体の必要性というか、それは大いに役立ってあるのですか。

答◇5, 300円につきましては、確認したところ広場事業ということで、イベントを青少年の家でやったときに費用の一部を参加者の方に出していただいた経費ということでもあります。

以上、3款「民生費」の審査を終了いたしました。

続いて、4款「衛生費」の審査について報告いたします。

質◇病院の繰出金の3億9,000万円の内訳は。たしか建設事業債か何かの半額を出すという取り決めやったね。償還の2分の1。償還1億4,300万円のうちの半額は一般会計から繰り出す。そして安定化資金やったかな、旧串本病院のときに借りてあったの。あれは3分の1繰り出していく。たしか繰り出しの目的はそうやったように思うんやけども、それらを差し引いたら7,000万円ぐらい残るわけやけども。その7,000万円の根拠は、副町長、一番最初に、赤字部分について赤字の部分だけは補てんしていきたいと話をされていたけども、残りの7,000万円は何を根拠に繰り出しているのかな。

その下の1,600万円かなんかは、医療機器を買うからこれも3,200万円のうちの半額を出していくというものの考え方なんか。2億5,000万円については、交付税が2億5,000万円あるんやね。そやから、交付税の満額と、ほて、企業債の償還の半額と安定化資金の3分の1で。ほたら、あと7,000万円残ると思うんやけども、その7,000万円の根拠というか、それぐらいやったら今回のように非常に多額の赤字を出している中で、とてもやないけど間が詰んでいかんと思うんやけども、その辺については、どう考えてあるのでしょうか。

副町長答◇率については、私は資料を持ち合わせておりませんし、わかりませんが、病院への繰り出しは繰り出し基準を作成しておりますから、その基準に従って繰り出ししている状況でございます。詳しい内容につきましては、病院の会計のときにお聞きしていただくほうがよろしいかと思えます。

質◇紀南広域に949万7,000円出していますが、まだ運営も何もされていない中で、このお金は一体何に使われやるのかな。

答◇900万円の内訳ですけども、うちの資料の最後のページです。一応、総務費、事務運営費と平成28年度につきましては、1.5ヘクタールの土地を購入しております。その分の分担金として949万7,000円、そういった格好で出しております。

質◇まだ、ごみを搬入していないんやろ。ごみを搬入していないのに、こんだけお金を取られるのですか。今、こがいにようけお金が要るんかい。

答◇衛生費以外では均等割5%、ごみ量割95%のところでございますけども、この部分については土地の購入費が主なものでございます。

平成28年度については施設をつくるための用地購入費です。1.5ヘクタールを平成28年度については購入しております。その部分の分担金。ほて、衛生費以外と、衛生費が795万円。これがその土地の分です。

衛生費以外のところが、これからの施設をつくるための、総務費であるとかいった事務の分担金と衛生費で、土地購入であるとか、施設をつくるための費用の分担を合わせて949万7,174円ということ。

衛生費については、ごみ量割。これは各町村から15年間で利用する予定の埋め立て量が各町村から計画で出されております。その部分の割りで、串本町の場合は6.9何%の格好で割られております。

総務費、いうたら事務運営費につきましては、各町村の均等割が5%と。95%については、ごみ量割で負担する格好になっています。

質◇衛生費以外の、この153万7,000円は事務費等のうちの負担分ということやね。ほんじゃ、あとの衛生費の795万9,000円については、全額が用地購入費かい。

答◇ほぼです。1.5ヘクタール分。衛生費からも支出しております事務費等も含まれております。ほとんどが土地代とさせていただいたら間違いない。

質◇155ページ。地域保健福祉センター管理費。社協も上がって、電気代が大分安くなってくるでしょう、と前回言われていたんです。大分安なってんのかな。エレベーターはそのまま要るわな。私は社協が行ったら、エレベーターはもう要らんのかなと思ったんですけど。

157ページの火葬場業務委託料は前回よりも大分安なってんのかな。650万円です。700何十万円要ってたんと違うんかな。安なったんかな。安なっているなら理由を教えてください。

159ページの美化推進協議会。8月の暑いときにしたら熱中症になるとか巷で言われているので、これはどがい。私はいいと思いますけど。これは、今後は変えていくのか。

それと、161ページのダイオキシン類の水質検査ですけど、田原は今、新しくやっているからですけど、田並・有田は年に一回やらなあかんもんなんか。全然数字が出てきてないんやったら、2年に一遍とか、3年に一遍でも構わんのと。何かあるのかな、これ、1年に一遍やらなあかんのは。それとも悪いような数値が出てきているのかな。

先ほど、紀南広域のを言うてましたけど、話がついて、もうここへ進んでんのかな。全部の合意がいただけているのかな。

買収もほとんど終わっているのか。解決したという新聞をまだ見ていないような気がするんやけど。解決したんやったらそれでいいんですけど。

答◇火葬場業務委託料の650万円でございます。この分につきましては、今、串本が1名で、月30万円で委託しております。古座につきましては、途中2名で15万円ずつという格好で委託しておりましたが、お一人の方が途中でやめられたということで、今現在、古座も1名体制の格好になっております。

その部分で月15万円を20万円にしてもらって、今現在請けてもらっております。平成28年度でいいますと2人体制が5カ月ありましたんで、残りの7カ月分の差額が安くなっておるといことです。

美化推進の時期につきましては、事務局といたしましては会長とも相談をさせていただきました中で、一応今の体制でやっていきたいと。ただ、地区等によっては、その時期にやりにくい、人が集まりにくいといったこと、また、暑いので、高齢者が多いので避けたいということであれば、やりやすい時期にさせていただいて構わないという格好の方針で今現在は行っております。

ダイオキシンの年一回にすべきものかということでございますけれど、これはやはり地元区との施設をつくる際の約束事でございますので、悪い数値が出てきているとかではございませんけども、地元との協議を守っていくということでございます。

紀南広域の進捗ぐあいでございます。土地が全体で15ヘクタール購入予定です。ほて、平成28年度時点で11.5ヘクタール済みしております。残りについては今年度ほぼ見通しがついているというふうには聞いております。残り4名おまして、3名は話がついておりますが、残り1名については、ほぼ見通しはついているけれども、今の時点ではなかなか発表できる状況ではないということでございますので、その点ご了承をお願いいたします。

地域保健福祉センターの電気代につきましては、平成28年度は455万548円の決算額となっております。社協がいたときに比べますと、200万円ちょっと減少となっております。あと、水道代の部分についても168万円程度減っておるということでございます。

質◇エレベーターがやっぱりごそっと占めているので、あの施設は金が要るね。

火葬場は去年の答弁でこうなっています。古座川町に共同運営させてもらえないかという要望書を提出いたしました。前向きに考えていただけるという返事もらっております、と昨年の決算委員会で言うているんですけど、前向きになっているのか。去年は前向きになっていると答えていただいているので、今の現状をお聞かせいただきたいと思っております。

美化推進も確かに今、熱中症で倒れられる方が多いので。大島で何か事故があったんですね。須江ですか。須江で事故があって。あれは交通事故というかそんな感じでしたけど、やはりこういう事業で一番危惧されるのが事故ですから。

熱中症。今はやりというかすごいすもんね。代表区長はそれでいけということだったんですけど、考えて事故のないような対策もとっていかなければならないかと私は思ったんです。

紀南環境は、あと1名があかんということで。これ長いですね。

これを交渉してんのが田辺市の方が。見通しがついているという形で、前も見通しがついているて何回も聞いたことがあるんです。文教厚生常任委員会でも見通しがついていますと言われてるんですけど。この1名の方の見通しは、どのぐらいなのか。来年かなんぞにすべて完成する形なのか。一体、見通しの見通しはどうかなのか。

答◇火葬場の件でございます。火葬場につきましては、ことしの2月、町長、古座川町の町長、担当等、地元区鶴川区のほうへ行きまして、話をしてくれております。その際と、ことしの9月にも古座川町の副町長と担当課長等が行って地元区と話をしております。結果については、地元区のことありますんで、この場では差し控えさせていただきますけども、また30日には古座川町の副町長、うちの副町長、担当課等で再度協議するようになっておりますので、前にもものすごく進んでいるという状況ではございませんが、少しずつでも前に進んでいる状況でございます。

一斉清掃で事故があった、ということですけども、確かにおっしゃるとおり事故のな

いように十分に気をつけてやっていただくように、皆さんに注意を呼びかけていきたいと考えます。

次に、紀南環境の1名がだめということではございません。広域のほうでは、はっきりとは言いませんが、一応年度内に土地の購入はすべていけると踏んでおります。ただ、これについては外へ余りまだ。決定しておりませんし、交渉相手の方とも、もういけると言うたんやったら、きちっと返事をしてないのという話にもなりかねませんので、そういう微妙なところがございます。一応、見込みであると押さえといていただければと思います。

質◇155ページの健康づくりPR推進事業なんですけれども。健康診断と判断しても1つは項目があるかなと思うわけですけれども。それでなければ、推進事業はどういう内容で行われているか、内容を少し説明していただきたい。健康診断が入っておるのであれば、我が町の受診率を気になって上げようとしているのは、こちらは感じているわけですけれども、全国に比べてとか、数字を持っておれば説明していただきたいと思いません。

それと、157ページの環境衛生費の中で、串本谷墓地の設計委託料であるとか工事の部分で載っているんですけど、どうも、環境衛生と墓地の工事とは私の考えの中では結びつきにくいので、これはどういうことが行われたのか少し説明していただきたいと思いません。

それと159ページで質問すればいいのか、161ページのごみ収集処理経費で質問すればいいかわからないんですけれども。キャンプ時期に潮岬にたくさんの方が訪れてくれておりまして、これは経済効果等々で、産業課等々では何名来ていただいたとかいう説明はあるんですけれども、この時期にごみがあふれ返って処理できていない状況というか、環境衛生的にはすごく悪い状況をつくり出します。こちら、美化推進運動なり、ごみ収集の仕方なりで解消していく必要があると思うんですけれども、その辺はいかがか考えているか、その点お聞きいたします。

答◇墓地の関係については、衛生の部分で住民課という格好で担当しております。火葬場と墓地は一緒に、住民課所管という格好になっております。

観光地等のごみの多い時期のごみ処理でございますけども、うちの担当課としましては住民の方のごみの収集の部分を担当しております。観光地等のごみについては、産業課で担当しておるんですけども、産業課も盆過ぎに、課でごみの多いところの収集をしたりとかの対応をしていると思っております。ごみの受け入れについては、全部受け入れられないことにはなっておりませんので、そういうことでご了承願います。

健康づくりPR推進事業についてです。これは平成28年度、国が全体的にも推進しているんですけれども、地域おこし協力隊の方の募集に係る事業でございます。

昨年度は、募集いたしまして5名の方に申し込みをいただき、そのうち3名面接をいたしました。1人だけ募集するということでしたので、健康づくりに関することで、介護予防の運動指導員という資格がある方を昨年度は面接で決定いたしまして、それに係る費用になっております。

昨年度の1月から赴任していただきまして、そして、今年度も引き続きしているんですけれども、かなり高齢者向けの運動教室であるとか、地域に出向いて、シニアヨガとかもこれからするんですけど、いろんな事業を展開してもらっているところです。その方に係る駐車場の費用であるとか、住宅費用になっております。

検診受診率です。検診受診率は職員の努力によって順調に伸びてきておりまして、主

にがん検診につきましては、胃がん検診は平成27年度が12.8%だったんですけれども、平成28年度は15.7%、大腸がん検診は19.5%から22.3%、それから、肺がん検診は18.7%から20.8%、子宮頸がんは13.2%から15.9%、乳房検診につきましては、13.4%から15.1%で、受診率は順調に伸びてきております。これは集団検診と個別検診両方しているんですけども、未受診であった方に必ずはがきを出したり、1件1件電話で受診を勧めています。それによって、かなり伸びたように思います。

質◇155ページの、健康保険事業費の13委託料の健康管理システム導入委託料は950万円近くかかっているんですけど、これはどういうシステムでというのを詳しく教えてください。

備品購入費の電算機器一式で437万円。これは大体何台ぐらい、どういうものを買ったのかを教えてください。

答◇健康管理システム導入委託料というのは、平成17年度から常に使っていた健康健康管理システムがかなり全体的にバージョンアップが必要になってきたということで、昨年度は改修のほう、導入委託料ですべて導入しております。

内容につきましては、検診に係る生活習慣病システム、検診を申し込んでいただくときの受診票の発行であるとか、受診をしていただいた後で入力をして結果をお返しするとか、そのようなシステム。あと、ここは母子保健とか保健指導の分も全部入っておりますので、かなりの額が要ったと思います。全部結果を返すような形、県とか国への報告書も全部それに反映していくということで、かなり膨大な内容になっておりますので、その分の導入委託料になっております。

備品購入費ですけども、これはパソコン10台を購入いたしまして、この健康管理システムに絡んでパソコンもかなり古かったので入れかえて、サーバー機器等も入れかえたということになっております。

質◇パソコンを10台で437万円はちょっと高い気がするんですけど。性能的には十分で、もっと安いのもあると思いますけど、どうなんでしょうか。

答◇電算機器の内訳でございます。ノートパソコン10台とプリンター1台で184万1,767円。特定健診でありますとか、マルチマーカーソフト関連用パソコンとして9万9,360円。健康管理システム改修に係るサーバー機器等の購入として194万4,000円等々で、合計437万1,127円となっております。

質◇149ページの病院事業会計の繰出金の関係でありますけれども、これは大変重い課題を会計上も町政上も背負っておると。こういうことが十分認識できるところです。お互い、対策は大変重要な町政課題じゃないかと考えるところですけども、そういうことを踏まえて、今回の決算では3億9,100万円、通常の繰出金とその他加えてありますけれども、財政計画を手元に整えておらないので申しわけないんですけど、町の財政計画上から見て本年度の支出内容は、きりきりいっばいのところじゃないかと判断するわけです。

そこで、今回、特別医療機器の繰出金も踏まえておりますけれども、それを加えれば4億何がしかということですけども。財政計画では、ことしは3億9,000万円程度のラインでコントロールできておると思うんですけども、この状況を踏まえて、病

院会計繰出金を踏まえた病院の対応方について、現時点でこの決算数字を踏まえてどのようにお考えになっておられるのか、先にお尋ねしたいと思います。

副町長答◇病院会計の繰り出しにつきましては、繰り出し基準に基づいて繰り出しております。本当言え、平成28年度も不採算部門について当局側の考え方で婦人科とか小児科とかいう診療科を設置しておりますから、この部分の不採算に係る経費は繰り出すべきじゃないかという協議もお持ちしました。

その中で、実は一般会計にも余りゆとりがありませんでした。国保会計も平成30年度から県の広域に保険者がかわってくることも踏まえ、国保会計が赤字になったときには一般会計からの繰り入れができない状況になるというお話も聞きましたので、一たんは病院会計に入れたいという考えもあったんですけど、この時点で少し黒字になる部分はそのままで置いとこうかと。国保会計には置いて基金を設定して、その部分はまさかの場合というか、赤字会計になったときには、それで補てんしていくという意味で、こちら側に繰り戻ししてもらおうということはないにそのまま置いたわけです。そういう関係でゆとりがありませんでしたので、病院会計のほかの診療科の部分へ補てんすることはもうひとつできなかった部分もございまして。

そこらもありまして、本当言え、5,000万円～6,000万円の金額は繰り入れたいという話を財政担当とも協議をしておったんですけど、その部分は繰り入れできずに一時借入金が多額になってきている現状です。これについては放置できないという部分もありますし、できれば病院が持っております旧病院の敷地を売っていくべきではないかと。

仮になれば、一般会計で何か目的を持った土地として購入していかざるを得ないんじゃないかという検討もさせていただいておるところですけど、現時点ではまだそこまでは至っていないというんですか、名案がもうひとつ出てこない状態なんですけど、この辺についても放置ができない状態だという認識は持っておるつもりでございまして。

質◇今の考え方、あるいは現時点での押さえ方はよく理解できます。しかし、これとて町の財政計画と大きく関連をする、大きく支配をする大変な要因となっておりますので、こういう決算を踏まえて財政計画を整理立案していくという時点について病院会計でもいろいろと提言できたらと思いますけれども。

病院の関係については、いま一度既定の繰り出し計画にプラスになりマイナスになり、いずれにしても基本的に十分検討を加えていく課題じゃないかと認識しますので、病院会計のときもありますから、当局の思いを、決算を踏まえて議会にも示しておいていただきたいと強く要望しておきます。

それから、156ページの健康づくりPR推進事業ですけれども、将来年次的にも健康づくりをもっと着実に展開をして町民の健康づくりに大きく町政が貢献していくことは当然だろうと思いますので、そういう行動に基づいた、ことしの実績を踏まえてPR推進事業が展望できておられるかどうか、その辺を今後の課題として伺っておきたいと思っております。

それと、157ページに火葬場の委託料の関係があります。火葬場はご承知のとおり古座川町との関係等も踏まえて具体的に取組んでいこうというのは、一体どのような現況にあるのでしょうか。ことしの夏、うちの火葬場の現況を訪ねさせてもらって。火葬に運搬する場所にしても夏場は大変な熱風が存在しておりますし、この状態が続くとすれば、何か具体的な対応をしないと、死者あるいは家族に対しても本当に申しわけない火葬場の現況は多言を要しないと思うわけですが、そういう点で早急に手だ

てをせんならんところ等も何かと存在するんじゃないかと理解するところですけども、見通しを立てて、現況の整理をしている火葬場の運営についてはどのようなお考えをお持ちなのか、お聞きしておきたいと思えます。

それから、159ページ、無人駅トイレの管理というのがありますけれども、無人駅トイレが近代化されていくということで、和深・田並を取り組んで、あと残された点も暫時取り組んでいきますという希望も、説明を受けて承知はしておるわけですけども。

この無人駅トイレの関係で、私が非常に残念に思うことは、私は毎年6月、7月には元国鉄OBの関係もありますから、駅前広場なり関係場所を年に2回ほど草刈り機で掃除をしながら思うんですけども、最近あの芝生のところに芝生を大便所と間違えて利用していることが非常に目につきます。それは、あの便所が利用できない状況にあるから、そういうことになるのかと思ひながら、串本町にもこんなところがあるのか、という野ざらし大便所が展開されております。

整備をしても清掃しても、繰り返す状況等があるので、一回所管課でも協力や防止や、掲示でもちゃっとしていただけたらと思ひながら、根負けせんような清掃方を続けてみたらと思ひながら努めておるわけですけども。一応状況を見て、そういう点について対応しておく必要があるんじゃないかと。

特に最近、紀南の電車なりで、いろいろ皆きれいに、駅舎とかあるいは地域の宣伝に取り組んでおる中で、1人や2人では追いつかないような非常に残念な状況にありますので一回その辺の承知をして、対応しておく必要があるんじゃないかと最近痛感して、ここで協力を求められることがあれば、対応していただけたらと思ひます。

上野山地区の汚水の関係ですけども、これは事業基金を積み立てて存在しておるけれども、基金は今、どういう状況にあるのでしょうか。できるだけ早くあの地の汚水処理対策を事業展開すべきじゃないかと。もう長い間の課題でありますし、そういう現況も十分承知をしておる町でもありますから、できるだけ清潔な環境の中で生活環境を整えていく重要課題の一つじゃないかと認識していますので、今後の早急な展開をも強調しながら現況認識をお尋ねしておきたいと思ひます。

答◇火葬場についてです。確かに皆さんもご存じのとおり串本・古座につきましてもかなり老朽化しております。担当課としましても、今現在、古座川町にお願いしております火葬場の共同利用について、少しでも早くできたらと考えております。ただ、相手のあることなので担当課としたり少しでも努力はしていきたいと考えております。

次に、無人駅の件でございます。無人駅については、協力等があればですけども、掃除等の相談、あと、買う物品とか掃除するのにこういった物品が欲しいとか、あるいはこういう部分で何とかならんやろかという相談は個々にしていただければと思ひます。

上野山の汚水処理施設でございます。今、基金の積み立てが大体3,050万円程度でございます。ほて、その水処理については、現在適切に処理できていると。排水についても問題なくできていると思ひます。ただ、一時期雨水が大量流入したことがありまして、そういった部分についても対応できるように、現在、施設は改良しておりますので、すぐに大規模な修繕が必要とかの状況ではないと考えております。

副町長答◇健康づくりPR推進事業についてお答えさせていただきます。これはこういう書き方をしておりますが、今、保健センターに常駐しております地域おこし協力隊の職員の賃金と、それから車を借りたときの使用料でありますとか、そういった部分の予算を計上させていただいております。ですから、言葉の表現による健康づくりPR推進事業は地域おこし協力隊の人員費に係る部分を中心に行っておりますので、これとは別だ

とご理解いただきたいと思います。

健康づくりは、保健センターで別に考えて進めております。これは健康づくり推進協議会という組織をつくっておりますし、各種団体の代表者の方にも入っていただいて検診の受診率を高めていると。それから、この地域おこし協力隊に来ていただいております健康体操を推進することによって、もっと健康寿命を延ばしましょうという取り組みでありますとか。

もう一つ、今、食生活の改善に向けた取り組みをいたしましよと、三本柱というんですか、1つは健診の推進でありますとか、それから健康づくりの体操とか、食生活の改善、この3つの運動を柱に健康づくりを進めていきたいという考え方で進めておりますが、ここに書いております部分は、155ページの健康づくりに関しては、地域おこし協力隊の職員の賃金を中心に書かれているとご理解をいただけたらと思います。

質◇草刈りのことで、副町長から30万円以上は入札するという話がありましたが、住民課の資料の3ページにシルバー人材センターばかりに請け負わせて、この中に串本谷墓地支障木伐採33万6,000円、明らかに30万円を超えているわけですが、これは入札したんかな。

そして、これらにおいてはチェーンソー等を使うわけですが、そこらはきちんとした資格のある方にさせてあるのか。なぜこういう話をするかというのと、土建業者から、どういう資格でしてあるのか、という問いがありましたので。

どういう基準で30万円以上なり、そういう形の中で業者を参入させてあるのかと聞かされたんで、たまたまこういうことがあるんで、その辺はどうなっているんですか。

答◇今、ご指摘のありました串本谷墓地の支障木伐採でございますけども、この33万6,000円は年2回、両方合わせて33万6,000円でございます。だから1回につき、その2分の1です。

チェーンソーとかの資格を持っているか、ということでございますけども、その辺はシルバー人材センターのほうで適切にやってくれていると考えております。ただ、物すごく太い木であるとかではなしに、墓地に覆いかぶさってきている小枝であるとかを伐採していただいている。そんなに大きな木を伐採している、ということではございません。

質◇大きかろうが小さかろうが、チェーンソーを使う以上はそれなりの免許が要るわけやから、でかい木やとか細い木やとかいう話にはならんので。しかしその辺も含めて、仮に事故があったときに、自治体がやる以上はシルバー人材センター持ちやという話にはなかなか。そして、こういうふうにならぬに2回に限ったから構わんのやという話やなしに、その辺は厳格にさせていただかないと。

請負業者はほかにもあるわけですから、その辺はきちんとすべきじゃないですか。

答◇確認しましたら、チェーンソーとか使う木のある場合には南紀森林組合へ委託しているということでございます。

すべて厳格にということでございますけども、年2回きちっとではなしに今回は年2回。墓地とか、予算枠の中で苦情とか出たときに対応していますので、きちっと必ず年2回するものではございません。かぶさってきているとか、苦情が出たときに対応していますので、こういう格好になっております。

質◇それを全部シルバー人材センターに業務委託しているわけですが、シルバー人材センターに特化して発注しなきゃならない理由があるんですか。その課、課によって、そこはここと分けてあるんか。

先ほども言うたように、土建業者も参入したいけども、こういうふうには30万円以下やったら、その課が独断と偏見で決めるんか。その辺の選定の理由はどこにあるんですか。

答◇特に選定の理由とかはございません。一応基準としたら、金額の低い部分については随意契約で頼んでいるのが現況でございます。

業者については、草刈り等その都度により剪定とかを頼むんですけども、特にシルバー人材センターに頼まなければならないとかではございません。

質◇今の話を聞くと余りきっちりチェックしてないみたいや。

草刈って、山に積んで火をつけて焼いたと。和深の旧中学校やけど。だから、随契みたいな形でやるよりは、もう少しきっちり入札して、見に行つてチェックだけちゃんとしてもらう方法がないのかな。そりゃ、任したわ、はい、あとはオーケーです。

シルバー人材センターやから経験もあるのでしょうか。そやけどシルバー人材センターといえども、人は入れかわり立ちかわりしよるわけやから。それは住民の方も大分言われておりました。役場が草刈りをした後チェックをしに来ない。ほつたらかしや。こういうのをもう少しきっちり管理できないのか。

確かに1つのところに任せれば、それでオーケーみたいな形にしているけど。今後こういう形で続けていくわけでしょ。ここは問題がなかったとは思いますが、いろんなところから草刈りが出てきています。

今も言われたシルバー人材センターをつくる時に民間業者を圧迫しないか、と私は質問したんです。上手にすみ分けできるのかという形で。それがこのごろ、そういう声が私のところにも入ってきますし。そこらあたり、どうなのかな。

副町長答◇金額別に分けましたのは、業者からいろいろ苦情が出てきてから、この部分を分けたつもりです。

10万円以下という部分でシルバー人材センターにお願いしているんですけど、シルバー人材センターの場合は時間で幾らという単位でなりますから、設計は要らないし必要な時間で請求が来ます関係で、かなり安くなっていることがありますが、そうかといって民業を圧迫というんですか、ほかの業者の請負金額がだんだんと少なくなる部分については若干考える必要があるということで金額別に分けまして、30万円以上の大規模な草刈り等につきましては、きちんと設計して業者の入札で請負をしてもらおうという取り決めをしております。

それ以下の場合はシルバー人材センターへ委託する部分と、それから随契でやる部分と区分けした中で、規模の大きい小さいを小分けして請負をしてもらっているように、今はそういった形で取り組んでいます。

質◇今ちょっと気になったんですけど、草刈りとか木の伐採したときの草とか木を処分する方法は、産廃として持っていったらお金もかかってくるんですけど、その辺は金額とかに入っているんですか。

答◇請求書を見たら、処分費用という格好で請求はなされております。

以上で、4款「衛生費」の審査を終了いたしました。

続いて、5款「農林水産費」及び、6款「商工費」及び10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査について報告いたします。

質◇初めに、炭窯に事業をやっていますよね。中湊で焼いている子はきちっとまだ焼いてますが、あそこは稼働しやるのかな。何人もおったけど、どうも2人になっていったという話になって。

あれには100万円ぐらいかけたんと違うのかな。一体どこが問題で、稼働が。やっぱりきちっと補助したら。費用対効果を考えたときに、使ってもらわないとぐあい悪いと思うんで、その辺は把握されているのでしょうか。

山村の暮らし支援整備事業150万3,000円というのがあるのですが、これは何なんですか。資料あるんかい、これ。

山村地域力活用事業補助金が、備長炭の新窯の168万6,000円。これたしか、久江君と2人申し込んでいたと思う。久江君は、ちょいちょいあそこへ行くんできちっと焼いてますけど、あとはどうも聞くところによると4~5人おったけども、今は明神君も、一番しっかりしていた子が高知へ帰ったと言っていたんで。

そして179ページの磯根漁業再生業務委託料。これについては合併後12年も補助金を出していますよね。これの効果、本当にあるのかな。効果があるのならわかるけども、ないんならほかのところに、もっと自立していくような補助金を出していくほうがいいんと違うんかな。その辺の効果についてはどうなんかな。これずうっとしやるけど。本当にへア薬みたいにうまいこと生えてきやるんかな。

それからアワビの放流事業、イセエビの放流事業。

放流事業については、沖へ出て行く漁師から思えば経費もかからるので進めたらいいと思うのですが、しかしこれについても放流した貝、そしてエビ等がきちっと育ちやるんか。その辺の追跡調査はしてみる必要があるんと違うんかな。ほて、効果があるのであれば、もっとふやすなり、その辺が必要やと思うんやけど。

そして稚魚の放流もありますが、稚魚についても放流の効果等々、担当課として把握されているのかな。

それと教育旅行。民泊のピークは2,800泊ぐらいあったのが前年度は770泊、3分の1もないぐらいに減ってきてあるのですが。今年度1,288かの目標を掲げておりますが、これも本当に民泊を受けてくれるところがだんだん少なくなってきているという事は、利益にならないというか、その辺が問題ではないのでしょうか。

それなりの黒字になる利潤がなければ長続きはしないと思うんで。進める点についてはいいですが、これも10何年もやってる中でだんだん減りもてくるような実情になるのじゃないですか。

そして、マグロ料理についても。3,800円でしたか、この料理。151万円出していますが、これも効果あるのかな。3,800円って高いんと違うんかな。1,000円ぐらいで食べられるような形の中でしていかと、毎度毎度食べに来ようかという話にもなかなかならんやろうし。その辺も進めていく中で、これも4年ぐらいになるのかな。そこら辺も含めて。本当にお客として定着して、ふえつづけやるのかな。

そして重畳山の遊具。これ前にも予算段階のところで質問させていただいたのですが、800万円かけて、果たしてあそこへ何人の遊具を使う方が遊びに行っているんかな。

800万円もかけたあるんやから。またこれ雨ざらし日ざらしやから、いずれは腐ってくると思うんで。

補助金をもらうたからというて、800万円かけた価値があったんかな。

トルコ記念館、日米修交記念館とか、1,339万6,000円ほどかけてあるんやけども、これは灯台も入ってあるのかな。灯台も入ってあるのであれば収入が1,420万円ぐらいある中で、ほぼペイできてあるのかなと思うやけども。しかしそれも経費と、灯台も含めて1,420万円の収入なので。これ差し引いたら81万円ぐらいのプラスになるのやけども、建設費ら全然入ってないんで。

それでも前よりかなりよくなったのかなという評価をしますが、これについてもブームが去れば、これだけの収入というのはなかなか難しいかもわからないので、今後が課題でしょう。その辺は、どうなっているんでしょうか。

答◇177ページの炭焼き窯の関係ですけども、鬮野川のほうの事業者の人数がかなり減っているというお話をいただきましたが、この山村地域力活用事業補助金というのが炭窯の新築及び再整備の補助ということで支出しているところであります。しかし、この補助金につきましては、直接事業者に補助をしているのではなく、東牟婁の木炭生産組合のほうに支出しているということです。どのような状況になっているのかも含めまして、一度私どもも調査をしてみますし、組合にも確認はぜひしてみたいと考えております。

179ページの磯根漁場再生業務委託料についての、果たして本当に効果があるのかということについてでありますけども、これにつきましては町だけではなく県のほうでも水産試験場等がかかわった中でも出している補助であります。そして追跡調査も行っておりますし、平成28年度におきましては、この地域には放流していないにもかかわらずトコブシ等もふえているということも聞いておるところであります。

アワビ、イセエビ等の放流事業についての効果でありますけども、効果があるのかなのかといわれたら、あると思っております。あるからこそやっているのであって、ちなみにアワビ等、貝につきましては水産試験場のほうで追跡調査を行っている聞いております。

漁業協同組合につきましては、漁業者の高齢化あるいは後継者のことを考えると、新たに設備投資をして船等を購入することを考えると。今後は近海、貝とりであったりエビ網、イセエビ等の漁に力を入れていきたいということを考えておるところでありますので、この放流事業については十分効果のある事業、漁協も望んでいる事業であると考えております。

185ページのマグロ料理推進協議会151万円の補助金についてでありますけども、これにつきましては、議会等でもこれまでもいろんなご意見等をいただきました。実際、申しゃぶ御膳等にこだわることなく、今現在マグロ料理推進協議会では、昨年につきましては串本古座高校の家庭部と共同し、新たな商品の開発あるいは高校の文化祭等での商品のお披露目という形もやってきたわけなんですけども、ことしにつきましては高校の文化祭等でも同じく改良した料理を提供する予定にしております。

また、新たに和歌山大学とも連携した取り組みをやっているところであります。ただ、各商店等につきましては、4店舗からふえていない状況等もあります。

また、この名前に縛られてしまうとどうしてもマグロということに縛られてしまうわけなんですけども、串本町にはなんたん蜜姫であったりニンニク等であったり、いろんなふるさとの産品がございます。そういったものを活用した中での料理開発ができないか、今、この協議会でも検討しているところであります。

187ページの教育旅行誘致の関係でございます。これにつきましては、民泊での宿泊等が減っているということでもありますけども、減っているのには1つ原因がございます。

それは民泊事業、教育旅行の誘致を始めた当初は約80軒から100軒ぐらいの民泊の受け入れ家庭がございました。ただ、その受け入れ家庭の方々も、10年ほど前ですのでかなり高齢化しており、受け入れできないところがふえてきているために、民泊の受け入れ家庭が減っているというのが第一の理由であります。決して手数料等を旅行会社に多く引かれているので、自分の手取りが少ないからようやらんという家庭がふえて減ってきたというわけではございません。

学校数でいいますと、平成29年度におきましては20校来ております。そういうことを考えますと、学校数はそれほど減っていない。ただ、今の受け入れ家庭の状況だと大体200人から250人が手いっぱい状況であります。一番ピークのときには300人を超える学校も受け入れできておったわけなので、そういった大規模校の受け入れを考えますと、これからも民泊の受け入れ家庭をふやしていく努力を教育旅行誘致協議会あるいは観光協会とも連携した中で推進していきたい、取り組んでいきたいと思っております。

民泊の需用はまだかなりございます。受け入れ家庭さえふやせば修学旅行の数をふやせる状況にありますので、そういった形で力を入れてまいりたいと考えております。

187ページの重畳山公園の遊具の整備工事につきましては、宝くじのコミュニティ助成事業をいただいております。100%の補助金であります。100%の補助金だからといって、じゃあそこに人が来ているのかということでもありますけども、あそこはグラウンドゴルフのメンバーの方たちが周辺の公園の管理等も、いつもきれいにさせていただいており、また今回の遊具につきましては、子どもだけでなく高齢者も利用できる健康遊具といったものも設置しておりますので、私もよく重畳山には行かせていただくわけなんですけども、いつも大勢の方でにぎわっているような状況であります。

191ページ、193ページになるかと思うんですけど、トルコ記念館、日米館経費に灯台は含まれているのかということですが、榎野埼灯台旧官舎の管理経費につきましては193ページに別途予算項目がございます。歳入と歳出を合わせた中では十分プラスが出ているような状況であります。

当然トルコ記念館は、映画効果であったり、高速道路の南伸といった影響もあるかと思っておりますけども、映画公開後も維持し続けております。ことしに入って少し落ちてきているなどは思っているわけなんですけども、大島・榎野地域のトルコ記念館にお客様が来ていただくということは、灯台の官舎についても足を運んでいただける、お客様に来ていただけるという効果がありますので、そういった意味で、大島・榎野への誘客も今後も引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

質◇炭窯ね、現実的に個人的に組合やなかったら補助できんからということで、組合員の中でやりたい人に補助金を出しているわけやから。ということは、鬮野川の口にある方がそれを使ってやったわけなんやけども、それは稼働しているんですかと聞きやるんや。
串本町でたしか3人の方が、鬮野川は何人かでやられてるけども、あとは山田君と久江君と、そして鬮野川の方の3件が補助金を使っている。その1人、山田君は上田原でしているんで焼いてるか焼いてないかというのはすぐわかるので。ただ、あとはどうも焼いてないようなので。だから、何で焼いてないのか。せっかく補助金を出したてあるんやから、指導するべきと違うんかなという気がするの。

そして藻場も、人づてやなしに、県がつけるからという話ではなく、もうここまでこ

れだけ十数年もやってきた事業なので。ほんじゃ、これ、いつまでやるのかな。補助金やから、ひとり立ちできるところまでやるという考え方なんかな。

県がつけようがどこがつけようが、効果のないやつについてはもう仕方ないんと違うんかな。町自体がその実態をきちっと把握すべきやと思うのですが。そして、その証拠を議会に示す。そういうことをしていかなと本当の問題点なり結果なりは見えないんで。そこらも含めて、証拠としてこういう成果があります、これをやることによって藻場が栄えて貝がこれだけふえました。よって、この事業はやるべき事業なんです、というものが必要じゃないんですか。

先ほど言った根つけ漁業における稚貝・稚魚の放流についても、本当の効果を見極めて、効果のあるものに補助金を出していくのが。そして、それによって今後若い世代がなりわいとして漁業をやっていく。

余り投資の少ない根つけ漁業をやるとするのは理にかなった話だと私も思います。リスクが少ないんですから。しかし、出す以上は効果のあるものに出していきたいと。それがやっぱり予算の有効な使い道であると私は考えるんです。そこら辺も事実に基づいた資料をきちっと出していただきたいなど。ほんまに効果のあるものに使いましょうよ。

先ほどのマグロ、一考も二考も要する話だと思うので。串本古座高校の方とそういう商品、そして和太というものはあるけども。これもどういうところに目的があるのか、きちっと定めて。本当に食べに来てうまかった、また来たいと思われるようなものにしていかないと、ただ単に出したという話ではないと思うので。

そして遊具。行きやるのはグラウンドゴルフの方が多いんと違うんかい。それが目的であって、遊具で遊ぶのが目的と違うように思うので。これも今後は使い道については考える必要があると思うので。そこら辺、効果のある予算の使い方をすべきだと思うんで。

もう一つは民泊。だんだん減りもていくのは、やはり最初は町が頼みにきたから、町の顔を立ててというのがあったと思うんです。そういう声も聞きました。そんな中で、今の金額では赤字になりやるんやで。長続きせんというのは。

上勝町で葉っぱビジネスをやった方が、もうからない事業は絶対長続きしないと書いてますので、その辺も含めて、長続きしていこうと思えば。1回や2回、町から言われてちょっとぐらいの赤字やったら顔も立ててというところがありますが、これを見るとだんだん減ってきているというところが。その辺も問題としてあると思うので、そこら辺も含めて。

1人5,300円では、かなりきついところがあると思うんです。長続きしようと思うたら、本当にどこに問題があって民泊が受け入れてもらえないのかという、その辺もきちっと問題を把握しながら改善に努めなければ、長続きしないと思うので。その辺も含めて今後どうしていくのか。

答◇すべての質疑に対しての共通点というのは、本当に効果のある事業に予算等を費やして、やっていくべきではないかというお話であるかと思います。確かにそういった効果というのは十分に考慮しながら、考えながらやっているところではあります。

炭焼きの関係につきましては、私ども産業課のほうで現地に出向きまして、どのような状況にあるのかきっちり確認をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っています。

磯根の関係、あるいはアワビ・イセエビ等の放流の関係ですけども、これにおきましても効果等をしっかり見極めていく必要があるかと思っています。ただ、役場の職員といっても決して専門家ではございません。水産試験場であり海中公園センター、いろんな専

門家の意見等を聞きながら効果のある事業をやっていきたいと思っております。

また、アワビ・イセエビ等につきましては、近年漁協の経営が安定してきている状況もありますので、そのお金を使って何とか漁業者に還元できないかというので、今、投石も計画的にやっていきたいという話を聞いております。

結局この投石もアワビであったりイセエビといった根つけ漁業に力を入れていくことのあらわれであるかと思っておりますので、漁協等ともしっかりと連携をとりながら取り組んでいけたらと思っております。

マグロ料理推進協議会等につきましても、いろんな大学あるいは高校等との連携した事業をやっていくわけなんですけども、当然経費に見合ったような経済的な波及効果が見込まれるのかも含めまして、また関係者と一緒に知恵を絞って取り組んでいけたらと考えております。

修学旅行の民泊の関係につきましても、言葉は悪いですけども、もうかるのかももうからないかというか、生徒さんの受け入れ人数が多ければ多いほど当然収入はふえます。

今現在でも、この秋の修学旅行シーズンに1カ月から1カ月半ぐらいの間ですけども、その間で5人ぐらい受けていただいている家庭につきましては20万円近い収入になっているところもございます。そういったことから、年間通して来るわけではないので事業としては成り立たないかもわからないですけども、このシーズンにおける収入として十分に考えていただける、受け入れていただくことによってそれだけの収入が得られる事業だと考えております。

重畳山の遊具につきましては、もともとあそこに遊具を設置するときには高齢者の方等も利用できるような健康遊具も設置ということがありましたので、そういった遊具をたくさん設置しております。子ども向けの遊具も設置しているわけですけども、小学校の遠足等で、ああいった遊具があるからということで重畳山を選んで行っているというお話も聞いておりますので、遊具は設置したけども全然人が来ていないという状況ではないと考えております。

質◇今の説明はすべて口頭で、要するに数字も何も伴わない話なんです。結果は、今はこういう状態で数字はこうやけども、これを進めることによって何年後にはこうなりますという数字目標をきちっと立てんと。それは無理ですよ、口頭だけの話では。だから説得力あるやり方をしようと思えば、きちっとした数字を持って。

だから補助金申請が来たときに、そのような事業計画をきちっと立ててもらってください。そして忙しいでしょうが、担当課として年に1回ぐらいは、数字が本当にクリアしてあるのかを見極めていかないと、磯根再生事業のように、県がつけてくるからというて、いつまでもずるずるひこずらきゃならないような話にもなりますので。

本当に効果がないのであれば、この辺でやめて、違うものでもっと自立のできるものがないのかというような、どっかで見切りをつけなければならないときが来ると思うんです。

これは副町長にぜひ考え方をお聞きしたいと思うのですが、どうなのでしょう。

副町長答◇磯根再生につきましては毎年議会から指摘を受けておりますが、ことしも実は解放同盟の対町交渉の中で従来どおりの磯根再生事業について実施していただきたいという要望がございました。対県交渉の中でも、この部分の了解をいただいていると。地元がやってくれるかどうかという話であるという回答を得たので、町として積極的に取り組んでほしいという要請でありました。

若干効果は出ているのかという部分でございますが、そこら辺の内容につきましても

追跡調査をして効果をきちんと見極めた上で実施したいということで、従来300万円でありましたが、あと60万円追加して追跡調査の費用も計上させていただいております。

2年ほどにわたってこういう部分の確認をしているわけですが、町も効果があるからという考え方と、もう一つは地域の皆さんの要望に基づいて実施しているというこたえ方をさせていただいているわけです。

実際の外敵の部分につきましても、あるいは磯根の再生藻場の造成の部分につきましても若干効果は出ているというお話がありますが、それ以上に地域の皆さんの就労の場という部分での効果もあるという話もございましたので、これは本来派生的なものでありますから、その部分を私たちはとらえてどうこう言っているつもりはありませんが、この目的の事業においてはやはり効果があるものだという考え方のもとに事業を進めさせていただいております。

いつの時代に終わるのかというと、実際は何年計画でという形で進んでおりますので、県との協議の中では町も取り組んでいただきたいというのが県の考え方でありますので、県と歩調を合わせて取り組んでいるのが実情でございますし、より効果が上がるようにということで水産試験場の指導も仰ぎながら事業を進めていきたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

質◇この事業の目的は何なんですか。就労の場という話なのでしょうか。それとも、これによって資源がふえて、それをとって、なりわいとしていくのが目的なのでしょうか。

副町長答◇私たちは就労を目的という考え方では取り組んでおりません。外的駆除という部分は、やっぱりトコブシを食い荒らすヒトデ等の駆除が目的であります。もう一つは藻場の造成ということで、トコブシのえさになる藻場を造成していきたいという考え方があります。

こういう事業をすることによってトコブシの増産に努めていくという、ひいては採貝漁業に取り組んでいる皆さんの収入安定に向上できたという考え方でこの事業に取り組んでおります。運動団体の交渉の中では、この事業はそれ以上に私たちの就労の部分にも効果があるんですという話もありましたが、そのことは派生的に出ている問題であって目的ではないということの理解はしておるつもりでございます。

質◇かし、もう12年、13年もやってきて、それなりの効果というのがなかなかないので。客観的に、こういうものがこうなりましたというものが無いわけですから、それであればもっと違うものという考え方はできんのでしょうか。

本当に今後、何かをなりわいとして、この補助事業が有効であったというようなものでなければ、いつまでもやらなきゃならないという話になると思うので。本当に目的が就労の場ではなしに、そのことの効果によって収入を得て食べていくのであるというのであれば、もうこの辺で。これだけ効果のないものに投資していくというのはいかがなものかなと、私はそういう気がするのですが。

副町長答◇現時点で事業を続けているということにつきましては、私が申しあげましたように、こういった効果があるから事業を実施しているわけです。議会の決算委員会の中でもこういう指摘があったということは、運動団体にも伝えさせていただきたいと思っております。

質◇171ページの有害駆除。農作物の92万円は、おりをつくるやつの補助なんかな。

その規程を教えてください。上限とか。

それと、有害をとったときの補助金が1,300万円ぐらい出ています。これはどんどんふえてるんやけど、国からもお金をいただいているのかな。前は余りもらってなかったけど、ずうっとそれは続いているのか。

それと173ページの移住交流促進事業経費。利用はどんなだったんかな、昨年。先ほどから課長の話の話を聞いていると、公金でありますので。決算委員会は検証することが必要だと思いますので。今度調べてみますということじゃまずいと思うので、決算委員会で。

177ページの備長炭の関係。6人でやられて、頑張りますよという形でいろんな新聞にも取り上げられていた。私もある関係の方に聞いたら、もうやってないよと。今言われていた、6人おったけど2人しかおらんと。確かにやられてないというのは聞いております。

こういうのはどうなんかな。補助金を出して1年もせん間にやめてしまった。補助金適正化法という法律がありますけど、これ構わんのかな。

地元の人なら補助金を出してもそこに住居があるので何とか頑張ってくれるけど、よそから来た人なんかは、今回のようにふるさとへ帰ったり。それがオーケーなわけでしょう。だから、補助金を申請したときの審査。こういう形になりますよ、簡単に、はいはい、と言うてたら。これは公金ですから。出したわ、もうけつ割って帰ったわ。

よく田辺市でもありました、補助金詐欺というのが。そういうのもやろうと思えばできますので。補助金を出すときの規程、どういうふう。そら組合に出したんだという形で言われておりますけど、そういうのはあれだけ新聞へ載ったらわかるでしょ。6人でやるということで。何遍も新聞へ載ったので。

177ページの草刈りの委託料。この草刈った後の処理。田原の焼却炉へ持っていくそうなんですけど。そのときには、目方をはかって処理しましたよ、と持ってくるそうなんです。そんなことをやられてるのかな。それちょっと教えてください。

和深で草刈って焼いたったんです、その方は。そんなことがあるので。ちゃんと持ち込んで、目方をはかって、これでちゃんと処理しましたよ、と証拠を持ってきて、お金をいただくよ。

磯根です。1つおもしろい話があるんです。

ヒトデ買うよということで、ここ何日か前から言うてきたんです。ヒトデが有害駆除にすごく役立つそうなんです。課長ご存じですか。

ところで、ヒトデを駆除したときにどのぐらいのグラム数とかキロ数とかあるのかな。

ヒトデをミキサーでかけて絞ってそれを畑へまくと、もう有害駆除が完璧にできるという形で、私も驚いたんです。

あと、マグロです。和太や串本古座高校やいろんなとこに新しいアイデアを出してもらうという形で言われておりましたけど。そしたら串本マグロ推進協議会との兼ね合わせはどうなるのか。協議会に151万円を出しているんですよ。

これ150万円ずつ3年も4年も出して、400万円から500万円近く出してきたんでしょ。4件から参加店舗数がふえない、当初と同じように。その中で割り算しても1日1食ぐらいしか扱ってない。商売には成り立たん。そういう中で新たなものを開発していこうということであれば、この4件の推進協議会、新たなものをつくっていくのか。

私はもう151万円も出し続けるべきじゃないと思います、この数字やったら。たった4件の店のために151万円も出し続ける。進歩ないでしょ。当初マグロ御膳ができました。それから3~4年同じものが動いてるわけですから。そういう中で151万円

ずつ出していく。それこそ私は公金のむだ遣いだ。新たなものをつくるんだったら、新たな組織をつくって。若い学生に新たなものをつくってもらうんだったら、そういう流れじゃないですか。

昨日、私たちは太地の道の駅へ行ってきたんです。そら太地は太地でしょう。鯨ばかりです。鯨の竜田揚げ、鯨しかないんです。うどんと鯨しかないんです。やはりあそこはポリシーを持って、そういうものを提供する。値段も980円。

だから私は一たん解体して、新たなものをつくるんだったら、既成概念や既成な組織をなくすべきだと思うんです。

観光地誘致事業委託料、これも数字的に見ると問題ですね。その観点から別に私のほうに言われたのは、こういう観光受け入れの家庭で、保険を整備してない家庭があると聞かれたんです。こういうのはチェックをきっちりしてるのかな。

というのは、皆さん離れとか前のおやっさんの家とかいろいろ持ってるわけです。そういう家を活用するときに火災保険も何も入ってないようなことがあるみたいです。きっちり当局は調査してるのかな。ある程度の基準を決めて、泊まらず場合にはこういう形のを整備してくださいという形で。

195ページのサンゴを食害する動物駆除実行委員会35万円やけど、これはまた別の団体ですね。ここにもあるんやね。

答◇171ページの農作物鳥獣害防止対策補助金だと思うのですが、資料の2ページ、3ページの電気さく・防護さくに対する補助金で、おりの購入はこの補助金ではありません。おりの購入補助金というのも別途あるんですけども、平成28年度においては申請がなかったということです。

おりの補助率は後で報告させていただきます。

有害補助の関係ですけども、資料の5ページをお願いします。平成28年度有害鳥獣捕獲等実績ということで、猿、イノシシ、シカ、アライグマ等々を書いているんですけども、この単価の中には国費・県費が入っています。ただ、どうしても写真の撮り方等で国費・県費からはじかれる分につきましては町の補助ということで、猟友会へ補助をいたしております。

移住交流住宅の利用につきましては、資料の8ページに利用実績を添付させていただいています。16件の方、兵庫県、大阪府等々で、大人の人数としては39名。長い連泊の方もおったり短期の方もおったりということで、実施しています。

177ページの、先ほども出ました炭窯の補助金ですけど、これにつきましては、町が3分の1、県費が3分の1で、受益者が3分の1という負担になっていまして、県費の分と町費を合わせて対象者に補助している状態です。先ほどの答弁にもありましたように、もう一度精査して現場も確認して、その上で県と協議していきたいと考えています。

草刈りの委託の処理につきましては、適切に処理しているということで思うてる次第であります。

教育旅行の関係の保険ですけども、教育旅行誘致協議会のほうでちゃんと保険は、加入はしております。

マグロ料理推進協議会につきましては、このままでいいとは正直思っておりません。担当課としましても、また推進協議会としましても、今後どのような方針でやっていくのかしっかりと検討はしていきたいと考えております。

先ほども申しましたように、当然これまでは串本古座高校あるいは和歌山大学とのコラボレーションという事業はやっておりませんでした。今現在そういったところと一番

協議している内容というのは、養殖といえどもホンマグロ、値段が高いです。という中でいかにして原価を安く、安いものでいいものを仕上げていくかということで商品の開発をしているところではありますけども。

今後の展開につきましては、しっかりと町あるいは協議会の中でも検討はしていきたいと考えております。

質◇言うてるのは、このまま151万円、またことしも出すのかな、この団体に。新年度予算に。新年度このまま、こういう団体に、形も何も変えずに予算を。もうじき予算編成がありますけどね。もうどう見ても4件しか入らない。組織やシステムも変えなければならぬですよ。

草刈りは適正に処理しているという考えで今言われたんやけど、チェックしてるのかな。というのは、持ち込んで目方はかってもろうて、そのはかってもろうたやつを処理してますよと持ってくるのが本来の姿と違うのかな。それないんでしょ。あるんですか。

草を刈ります。必ず草が出てきます、たくさん。県なんかとか国は全部そうです。それを刈りました、草の処理費も入っていると先ほど聞きました。それを焼却炉へ持って行きました。車で持って行ったら目方ははかります。証拠でしょ。もし途中でほったり、この間みたいに田んぼの真ん中で焼いたりすることがあるんじゃないかと。あったんです。適正に処理しているという確信は何ですか。

答◇林道等の草刈りにつきましては、林道というのは受益者道路でもありますので、一般公道と違いまして一たん刈った草を持ち出すことについては費用が別途必要にかかってくることなので、現場の状況を見ながら水路等に影響のないところへ処分をしたりはしています。それは受益者である山から生えてきた草という判断のもとで、草を山の肥料として戻すという考えを持っています。

市街地の部分につきましては、処理できる業者へ持ち込んだり、あるいはクリーンセンターで焼却したりということで、委託業者の都合のいい箇所で適正に処理をお願いしてる状況です。

箱わなについて、先に説明させていただきます。串本町有害鳥獣捕獲わな設置事業補助金交付要綱がありまして、この要綱につきましては、対象が箱わなということで、その上限が、簡単にいいますけども10万円ということになっています。わなの購入費用の半分で10万円を限度とすることです。

質◇県とか国なんかはきっちりしていると聞いています。持ち込み費用まで見てるから。もしかして足らなんだら積算して、量が多ければ多く出ましたという形でまた請求もするか、足らなんだら減額される。そういう形できっちりしているようです。

何か串本町はアバウトですね。もっと、きっちりすべきじゃないですか。そんなアバウトなことだったら、いろんなことが起きてきます。入札するときには処理料も入っているんでしょ。写真撮ってきて、どう処理しました。目方どれだけでしたとかね。やるべきじゃないですか。

来年もマグロのしゃぶしゃぶに、串本町マグロ推進協議会に同じように151万円も出されるのですか。

答◇マグロ料理推進協議会について、まず設立の趣旨としまして、串本町の養殖マグロのPRをしていくということで設立されております。その中で手段の1つとして、ご当地グルメ、今、2,800円で展開しているところではあるんですけども、課長から説明

のあったように、平成28年度から串本古座高校との食育・教育の観点を踏まえての活動とかもやっておるところでありますので、担当レベルとしたら平成30年度も続けていければと思っております。

ヒトデの話なんですけども、有効活用については1年ぐらい前から担当レベルでは調べているところではあって、町内でもミカン畑をされている方にヒトデを提供して、どんなものになるかということで実験ではしております。においがすごいので、設置できる場所にも。悪臭が漂いますので。

質◇450万円も使うてPRになってますか。たった4件しか入らんというのが一番問題でしょ。4件しか加入しなかった、450万円も出して。おかしくないですか。年々ふえてくるとか、そういうので広がっていくんだったら150万円という金額を支出しても大丈夫だと思いますけど。当初の4件がそのまま移行している。PRにつながっているという判断は、どうよ。

先ほども言われておりました新たなPR方法を考えるんだったら、ふやしましょうよ、人数をどんどん。やはりまた新たな協議会を立ち上げるべきだと思うんです。このままだったら4件以上ふえませんよ。

私も一遍実験してみようと思います。やり方は教えてもらいました。まいたらシカが来んようになるのか。

ちょっと、マグロのはおかしいんじゃないか。効果も、もうまるっきり入れない4件しかない。150万円かけて、昨年どんなことされたのですか。

答◇マグロ協議会の平成28年度の支出でございますが、事務費の郵送料、印紙代、飲食費等に2万2,566円。活動費といたしまして、マグロの購入代。ふるさと納税返礼金チケットの換金。キャンペーン時の当選者への発送時の経費に1万円。串本古座高校とのイベント経費に28万6,994円。ポスター等の印刷代。協議会等のマグロの保管料に3万6,000円。あと、ホームページ等の更新管理委託料に29万8,000円と、資料の78ページに使い道を細かく載せてございます。

そして、マグロ料理の宣伝効果という面でいいますと、平成28年度は、NHK番組「うまいっ！」等での取材でも取り上げられました。あと、串本古座高校の、先ほどから説明にもございます、マグトルジャー、マグカラくん等も番組等で数回取り上げられてございます。新聞等にも何回か取り上げられてございますので、こういった点でマグロ料理の宣伝には役立っているのかなとは考えております。

質◇効果があれば加入店がふえるんです。売上も上がる。売上も上がらなければ加入店もふえない。それは一般常識でいえば、効果がないということ。

普通151万円も販促活動して売上が上がらないというのは、まるっきり効果がないということですよ。だから、この金額をまたことしも使いました。使うのは使えるでしょう、幾らでも使い方はありますから。ただ、使うということは効果を得るためにやっているんですよ。そういうのが効果が出ない。

お金使っただけという形でやるんやったら、この推進協議会を別主体のものにするべき。そして効果を得るように。もう3年もやってこれだったら、まるっきり一緒だと思うんですけど。

質◇ごみの処理をめぐって住民課に説明したら、観光地のごみの処理は産業課担当だということで回答を得ましたので、ここでお聞きいたします。

観光地のごみ処理委託料として31万2,000円計上しております。あるいは、私の聞きたいところは望楼の芝ですので、189ページに、望楼の芝管理委員会に180万円という支払いをしております。

これはゴールデンウィークのときの話なんです。というか観光客がふえたとき、串本町にずっと他の地域から人が入ったときなんですけど、ゴールデンウィーク中は芝生にごみがあふれて、あんまりきれいなものじゃないです。私は毎朝それを見るもので、あるときにたまりかねて、管理委員会の人らが、自分らの軽トラックを用意して持ち込んだら、休みやっただけ。だから、ゴールデンウィーク中のごみの処理が全然できない。受け取ってくれないから、できないという状況が起こっております。

観光地のごみ処理を委託しておるわけですから、この辺の状況は産業課としてきっちり押さえられているかどうか。

答◇観光地のごみの収集の関係でございます。これにつきましては、業者にしっかりと収集していただいている中での委託料になりますけども、ゴールデンウィークのことしの望楼の芝のキャンプ場のごみの関係でございますけども、定期的にごみの収集業者に来ていただいております。ただ、ことしのゴールデンウィークにつきましては、望楼の芝管理運営委員会あるいは産業課が想定する以上のお客様が来られたという中で、通常の収集の回数でしきれなかったというのが実情でございます。

これを一つの反省点としまして、来年度のゴールデンウィークにつきましては、そういったものもしっかりと踏まえた上での収集委託を計画していきたいと考えております。

質◇ごみ処理の件なんですけど、市街地のごみというのは産廃として焼却炉へ持っていつているのでしょうか。

答◇林道等の場合は、山の肥育飼料として流用しているという考えで、投棄しているという考えではないんです。当然、市街地なり発注する場合、観光地等の草刈りにつきましては、設計書へ適切に処分のできる処分費を見立てた積算をしたり、あるいは請け負った業者がクリーンセンターへ運びたいですという意思表示があればクリーンセンターへの搬入ということで、町としては用意しています。

質◇クリーンセンターへ持っていったときは、町のもんやからただで処分してもらえということなのではないでしょうか。それで処分費も含めてお金で払ってるんだったら、ちゃんと処分したかどうかというのを領収書か何か持って来てもらって、ちゃんと確認しないとだめだと思んですけど。

答◇クリーンセンターで処理した場合は当然機械へ乗りますので、目方が出てきて、処理費用が不要の場合は設計額から差し引いて運搬費用だけを見るということで対応しています。

処理場、例えば産廃処理が可能な町内業者等に搬入した場合は、そこへ搬入した伝票を持って精算するという形をとっています。

質◇町のクリーンセンター持っていったらお金は要らないということですよ。だったら町の分は町内業者等へ持って行ってお金を払うんじゃないかと、町のクリーンセンターへ持っていったらいいんじゃないでしょうか。

答◇クリーンセンターの場合ですと時間制限等々があったり、施工場所がクリーンセンターに近かったらいいんですけども、遠方の場合やったらどうしても運搬に時間がかかって費用を要するというので、それを勘案して処理業者でいくかクリーンセンターでいくかという選択をやっています。

質◇業者等へ持っていった場合は領収書をもってきています。

もう一つ聞きたいのが、草とか木というのは、別に肥料とってやれば肥料になるわけですよね。だから町の山、がけみだいなどところからドッとやって、これ肥料やと言えばお金もかからないんじゃないでしょうか。焼却炉へ持って行って焼いても灰は産廃になるわけですよね。それでまたお金をかけて処分しにいかないとだめなんですよ。

だから、木というてもベニヤとか悪いものだったらあれですけど、普通の木やったら、肥料として見たら肥料になるんじゃないですか。それで、そこへ置いて堆肥になるわけじゃないですか。それをみんなにあげるとか、そうすればお金もかかんないし、いいのかなと思うんですけど。産業廃棄物として見たら産業廃棄物ですけど、山のやつを切ったものは肥料として山に入れていると今言いましたよね。

答◇施工量にもよると思うんです。大量に発生した場合は、どうしても肥料になりきれない部分が出てくると思うんです。

林道で肥料にするとおっしゃるんですけども、1カ所にまとめて置くというものではないです。その場その場で分散して置いていくという形なので、確かに町山はあるんですけども、町山には当然管理課は別途になりますし、それだったらクリーンセンターのほうで処理しているという、そういった状態です。

質◇決算書を見せていただいて、やはりこれはもう町の事業として整理をしていくという、町民に自立を願うという方向の課題、さらには町の産業として、あるいは町の取り組みとしてももっと力を入れて町も協力をしていくという事例もかなり存在するなということで、決算書を見せていただきました。

171ページですか、使用料及び賃借料、潮岬花卉団地土地使用料20万円という、金額にしたらご承知のとおりのところですけども。これも今、踏まえたような事例があります。

今から思い返せば約40年前にもなるんです。串本町農業協同組合が花卉の町串本として、全力を尽くして世に存在を示そうということで力を入れておった時代であります。潮岬の財産区の土地だろうと想像いたしますけれども、この土地を借用して2名の方が当時の大変人気のあった花類をそこに植樹をしようということで、農協が希望者を募りました。

何人かありましたけれども、やはり自立をしていくという点では、そういうことをきちっと示すには、かなり広い土地ではありますけれども、潮岬の財産区の土地を借りて、ここに2名の若者を就職させてそういう取り組みを示していただくということで取り組んでまいりました。

かなり成績をずっと上げていきました。そして独立もできるような状況にもなってきました。

農協から町に強く要請をして、将来に備えて、花の町串本を求めてここを模範的にしていきたいと。この地と、今、荒れ地そのままになっておる通夜島と対応していったわけですけども。自立するまでの間、土地代は町で持たってくださいと。町もだんだ

んそういう若い人を育てていきたいと思いますということで来ましたがけれども、その当時の賃借料そのままを継続しております。それらについては農協と町がよく話をして自立を短期間で目指していくと。そして、そういうことを町内に広めていくということで取り組んだ課題でありますけれども、今日までそのままのことで投資をして、町が20万円の土地代を払うけれども、そういう便宜はどうなっていたのかということ非常に心配するところでもあります。

そういうことを反省しながら、町は土地代を出して、こういう花づくりを取り組んできた経過とその願いについて、今どのようなお考えを持って今後対応されていこうとしておられるのか、そういう点について伺っておきたいと思っております。

175ページ、稲村農道の新設事業500万円が計上されております。ことしも計上されて、町の努力によってかなりの進捗をして農道整備ができていったと。早くからできたところは、それぞれ耕作や、いついたところは一生懸命希望を持って感謝もしながら取り組んでくれておる状況でありますけれども、いよいよ農道も、予定した路線があと少し残されて完成するというありがたいめにあります。農道は農道として最終目的でということではなしに、あの地をいかに農業振興地域として発展させていくか、あるいはまた期待する地域の開発整備等がどう整っていくかという中で、町も農地をできるだけ広く売り出したり、あるいは協力したりということをご構想していただきましたけれども、最近の途次になって県の話等もあって、あの地は農地としてだけではなしにもっと有益に生かせるのじゃないかということが提言をされてきております。そのことが一体どうなのか、町も一生懸命努力されておると思っておりますけれども、見通しなり具体的な展開状況を地元でも大変危惧するところでもあります。

一応予定をするところはするところとして、農業振興についてはみんなに協力や参加を呼びかけながら取り組んでいこうということをご整理して、この農道整備事業も最終的にめどがついていく段階に来ておりますから、それらについてはどのようなお考えや構想をお持ちなのか、伺っておきたいと思っております。

177ページの、林道の草刈りとか紀州材の関係とかを強調されて林道整備をされておりますけれども、特に町が有田区から購入をして整備をした吐生の広大な森林を所有しております。そこには、かなり成木になっていた木もございますけれども、まだ20年足らずというような状況の中で手だてを要するようなどころもあります。今日金をかけて木を整備したって、そんな価値として問題あるぞというような町の話も聞きましたけれども、存在するのはきちっと整理をしながら取り組んでいったらどうか。

有田区が所有しておった当時に、かなり整備や間伐あるいはまた植林などをしていった土地が町有地として存在しておりますけれども、新しく植えたところは10年、15年という一定の肥立ちはしておりますけれども、全く放置された形であります。あるいはまた、かなり成木になっていたところにおいても、全く森林としての手だてというのは。例えば枝落としとか間引きは全然されておられませんけれども、町有地として所有しておる森林の草刈りとか取り組みというのは、町の所有した関係については問題外としておられるかどうか。せつかくの財産でありますから、できれば生かしていくことを考案すべきじゃないかと思っております。

179ページの、アワビやイセエビ、あるいはまた稚貝や、あるいは磯根やというようなことがありますけれども、私は特にイセエビや稚貝の放流とか生産については、もっと力点を置いて具体的に増産計画を、それぞれの漁業組合あるいは関係業者とも相談をしながら取り組むべきじゃないかということをご強調してきました。

串本としては大変得がたい自然資源が存在しておりますので、幾らか行政も力を注いで町を挙げて取り組みをすれば、串本の生産価値ということも改めて評価をされていく

のじゃないかということをおおきく期待をして、築いその問題についていろいろ議論もされておりますけれども、今日まで経験を積んできておりますから。

あるいは漁協の存在等もありますし、関係機関ともより話をして。県の水産試験場や県にも尋ねますと大変積極的な姿勢も存在しておりますから、串本のそういう特性を生かした生産には大変協力をいただけるんじゃないかと思っております。そういう点については、今日どのような県や関係機関等の取り組みをして、串本の生産増強政策をお考えになっておるのか、伺っておきたいと思っております。

189ページで、いつも気にはなっておりますけれども、串本節保存会への18万円がされております。これは言わずもがな、高速道路の整備の関係とか、あるいは今後の串本町の観光整備・観光発展という課題においても、これは串本の歴史が示すように、得がたい文化資産でもありますから、もっとそういう機会に備えて発展整備をしていくべきじゃなかろうかと。

町内の有志にお尋ねをしましたけど、ぜひひとつ町としてでも観光振興の中心課題として認識していただけるような、あるいは具体的に展開できるような取り組みを強調していただきたいというような期待する声がたくさんあります。そういうような串本として得がたい資産ということについてぜひ取り組むべきじゃないかと思っております。

それから、いよいよ橋杭の漁業組合にも協力をいただいて、拡幅整備をして、橋杭公園が拡大整備をされる見通しが非常に期待されるところであります。町長も提案説明等でも触れられておりましたけれども、それらについてはもっと観光の町串本として改めて振興を図っていき、今日非常に関心を持ってご協力をいただいております団体の皆さん方にも協力をいただきながら取り組んでいくべき課題じゃないかと思っておりますが、この決算を踏まえて、そういう状況を押さえて、今後に対する取り組みということも踏まえて、どういふ町の状況なのか聞いておきたいと思っております。

答◇171ページの潮岬花卉団地土地使用料についてでありますけれども、潮岬財産区のほうに支払っている分でございます。

立ち上げ当初の状況等につきましては、当然受益者あるいは農協等ともしっかりと意見を聞きながら、調整しながら、決算審査特別委員会でもこのようなご意見があったということで一度相談をさせていただきたいと思っております。

175ページの稲村農道の関係でございます。これにつきましては、毎年500万円ほどの予算を計上して農道の新設工事を行ってきたわけでありまして。また、平成28年度につきましては、その農地等を地元で購入を希望される場所につきましましては、町のほうから売っていくという形で募集もしたわけでございます。

希望者に対して数件売却等をしたわけですが、そのさなか県の企業立地課のサービス産業立地室から、新たなホテルの誘致場所がいいところがないかというご相談がございました。町内で幾つかの箇所をピックアップした中で、有田の稲村台地につきましては、その候補地ということで町のほうでも推薦させていただいております。

9月議会でも、私からお話をさせていただきましたけれども、当然日本国内でそういったホテルの誘致というのは限界があるという中で、海外のホテル等の進出もありだということで、ことし香港でホテル関係者のプレゼンテーションがあったということで、今回和歌山県で白浜の三段壁と有田の稲村の2カ所を絞り込んだ中でのプレゼン資料を作成しまして、ホテルの誘致ということで今、売り込んでいるということでございます。

ただ、そういった大型なホテル、リゾートホテルというのは誘致が簡単にいくものではございません。しっかりと県と連携をとる中で、ぜひ実現に向けて町としても積極的

に取り組んでいきたいと考えておるところであります。

189ページの串本節保存会につきましては、町のいろんなイベント等でご協力していただいているところでもあります。ただ、かなり高齢化も進んでおり、会員数も減っているということで活動自体がかなり縮小してきているというふうな実感をおったところがございますけども、近年、活動を見ますと、学校の先生を退職された方たちが今、一生懸命、積極的に取り組んでくれております。そういうこともございますので、しっかりと町としても串本節保存会と連携をした中で町のPRに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

橋杭岩の道の駅周辺の整備、さきの議会でお話をさせていただきましたように、漁協の橋杭支所の場所、あるいは民間の家屋といったところと交渉の中でご了解をいただいているところがございます。

どうしても今の駐車場だけでは全然足りないということの中で、あの箇所を、駐車場として拡幅することによって、白浜方面から来た、西のほうから来たお客様にとっても、そのまま国道から橋杭岩が見えるという中で当然誘客にも、今まで素通りされていたお客様をそこで拾うことができる効果があると考えております。

ただ、かなり広大な土地でもあるということと、高速道路が南伸してきている状況、あるいは観光で今すごく元気が出てきている状況の中で、土地の鑑定評価を行ったところ、予想以上に金額が高かったがために、これは町単独で購入するにはかなり財政的な負担を強いてしまうということで、国等の何らかの補助メニューがないか今探しているところがございます。有効な補助メニュー等がございましたら活用して、できるだけ早い時期にあそこの整備に取りかかりたいと考えております。

吐生の山林の件でございます。以前に委員と現場を歩かせていただきました。吐生に限らず町内には町有の山林が当然ございます。

所管につきましては、現在総務課での所管となっておりますが、山林の管理につきましては林務課にある国費の活用等々調べながら協議してまいりたいなど、勉強していききたいと考えています。

アワビ、イセエビの増産計画ということで。

今までも漁協とともに毎年度放流の事業ということで行ってきているところではございます。それとともに、町内に水産試験場がありますので、水産試験場と一緒に追跡等々もさせていただいているところでもあります。

貝については貝殻に色がついていますんで、その動向であるとか。あと、エビについても、平成28年度については、1位が三重県なんですけども、和歌山県が初めて2位になったということで、それでも成果という意味において実績は出ているのかなと思っています。

今後とも漁協、水産試験場と連携して取り組んでいきたいと思っております。

質◇草刈りをして、私がしました。自分の畑へ入れた場合は土壌改良ということになって罰せられません。ただ、業者がやると、それはすぐ産業廃棄物になるという形で処理しなければならないということを聞いたんです。副課長は違うニュアンスで言うてるんですけども、法的に本当にそれなのですか。私がこの間聞きに行ったときには。私は、トラブルになった人に相談を受けて。私がやるときは土壌改良になる。個人の畑で、個人でやる場合は。だから焼いても構わん。

大丈夫なんですか、町道を刈って、人の山まで刈る中で。第三者が町から請負して刈る中で、そしてずうっと置いていくという形で。どうもそれが不安な。正式な場での発言なので。

195ページ、日本夜景遺産になったんですね、串本町の橋杭岩は。大変ありがたいことです。全国で11カ所。

夜景遺産になったんやから、電気引っぱって、ちゃんとライトを置いて。もう固定したらいいんです。夜景遺産になって、まだ発電機を借り上げて、自動車を借り上げて、照明を借り上げて、ライトアップするのに百何万円も要る。もう夜景遺産になったんだから、もう固定して、要るときだけフードを外して電気を引っぱれば安くつきます。発電機を毎回毎回借りるより。ここらあたり、どうですか。

答◇草刈り等の処理につきましては、私の勉強不足もあったかも知りません。平成28年度までの認識での範囲で答えさせていただきました。

橋杭岩のライトアップが日本夜景遺産に登録されたということでございます。

今、委員からは、ライトアップを常設できないかというお話でございますけども、今現在10月末からあるいは11月前半にライトアップのイベントを行っているわけでございますけども、吉野熊野国立公園の区域内ということもありますので、常設はだめだと。いつでも移動できる状態であれば許可をするということでもございました。そういうことで、すごく手間あるいは経費がかかるんですけども、トラックの上に照明器具を設置してライトアップを行っている。

海上保安署からも、ある制限が来ております。何かといいますと、やはり串本というのは船の航行上すごく貴重な場所でもあるということの中で、一時的なイベント等であれば構わないけども、常設ということであればどうしても船の航行上影響を及ぼすということも、話を聞いたことがございます。

ただ、それにつきましても当然時代は変わっております。そんな中で橋杭岩のライトアップが日本夜景遺産に登録され、またかなり好評を得ているということで、再度海上保安署、あるいは環境省にも確認してみても、常設ができないのかどうかということも検討はしてみたいなと考えております。

質◇夜景遺産になったんです。認められたんです。常時照らすわけじゃないんでしょ。そのときだけ照らすんだったら袋をかぶせて、電源を引っ張ればいいんです。電源を引っ張ってメーターを切っとけばいいんです。基本料金がかかりますから。発電機を毎回毎回設置するようなことではなしに。多分、夜景遺産になったんだからという理由も。

これは政治の世界もありますんで、そら町長がどこへ走るか、走ってもらうて。海上保安庁なり環境省へ。これは認めていただけたらと思いますよ、私は。

質◇179ページの磯根漁場再生業務委託料360万円についてお尋ねします。

先ほど漆畑委員の質疑の中で磯根再生事業の目的についての答弁がありましたので、それを踏まえた上での質疑になります。その目的を踏まえた上で海中公園センターに委託をしているのかどうか。海中公園センターはその趣旨を十分理解した上で受託しているのかどうか。

といいますのは、詳細な追跡業務の報告書が出ています。内容は、すごくおもしろい内容です。図鑑として見ればおもしろい。しかし一番肝心な、この事業をしたことによって海藻がふえたかどうか。この写真を見るだけでは、ふえたとは言えないということですね。

ふえたかどうかということは昨年も今年度も言及していません。そこが一番大事な部分なので、報告書の中で事業をすることによってふえたのだという実績を示す必要がある。

磯根漁場再生事業そのものから受託しているわけですから。素人がやっているわけではありません、専門家集団がやっているのである以上、それを受託した以上、成功させなければならない。成功しなかったのであれば、植えたけれども生えなかったというのであればそのことをきちんと報告書の中に書かなければならないと思うわけですが、そのあたり海中公園センターとの間はどうなっているのでしょうか。

12～13年やってきたという話をしていましたが、実はこれは旧町の時代から続いている事業でありまして、今年度の予算も含めると合計で4,715万円、この事業のために使われることとなります。すごい金額です、4,715万円。4,715万円かけて収量がふえていないというのであれば、何のための事業だったのか。

副町長は効果が出ているとか、あるいは地域の皆さんの要望だという話をされました。でも、これは本当に地域の皆さんの要望なんですか。運動団体の要望ではないのですか。本当に漁業者が望んで、漁業者の収量がふえる事業になっているかどうか。そのことを受託業者である海中公園センターに求めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

答◇ 追跡調査に関するご質問でございますけども、串本海中公園センターと毎年協議は行っております。報告書を提出していただく際にも、この書面ではなくいろんな聞き取り調査も行っております。

来年度等につきましても、海中公園センターからお話を聞きますと、やりますというお返事をいただいているところでございます。ただ、この中に実際にそれが数字として成果等が表記されているかということでございますけども、今後追跡調査をしていくに当たって、そういった数値等もきっちりと表記していただけるように海中公園センターにはお話をしていきたいと考えております。

そして、この事業そのものが運動団体のための事業ではないかというお話でございますけども、トコブシの天敵でありますヤツデヒトデ等の駆除につきましても、ヒトデを駆除すればそれだけの効果はあると考えております。サンゴを食害するオニヒトデの駆除についてもそうですけども、そのような形で今後も継続はしていきたいと考えておるところではございます。

藻場の関係ですけども、平成21年度より方式を変えております。今までやってきた藻場の造成事業等、これではなかなか効果があらわれにくいという中、水産試験場で助言をいただきながら試行錯誤してきたわけですが、平成21年度では現在のスポアバッグ方式でしている中でその成果は出てきていると、藻がついてきているという報告を受けておりますので、全然成果がない、効果がないという事業ではないと判断しております。

以上で、5款「農林水産費」及び6款「商工費」及び10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を終了しました。

続いて、7款「土木費」及び10款「災害復旧費（公共土木施設災害復旧費）」の審査について報告いたします。

質◇ 201ページのみんなの高速道路という形で、どんな形で陳情をされているんかというのと、地籍のところであったんですけど、ちゃんといつているのか。計画どおりいつています、と毎回聞くんですけど。

今年度39億円の国の予算が出てますね。今の39億円が年度内に消化できるような

状態なのか。そんな形で何かおくらしているようなことを聞き及ぶので。

そら陳情は行っているけど地元の受け入れがきっちりできていないんじゃないかということが聞こえてまいりますので。これが一番重要なところなので。国から初年度予算ということで39億円いただいて、それを返還するようなことがないように。返還するようなことがあったら大きな問題ですわね。

それと関係して、サンゴ台中央線。串本町は今、取り付け工事が始まったのが有田だけですけど、すさみのほうは何カ所か始まっています。取り付け工事が始まれば当然土砂も出てくるでしょう。今から、この土砂の受け入れがスムーズに行くのか。前回の仲江議員の一般質問で、203ページの42筆に使うお金が出てましたね。一体何筆あって、それは全部話がついているのか。何カ所か話がついてないようなことを聞きましたので、そこらあたりも教えていただきたいと思います。

205ページの港湾費の中で、普通港湾費というたらここじゃないんですけど。ヨットハーバーとよく出てきて、多分フェリーの着き場の向こうですね。このヨットハーバーというのはどういう位置づけなのか。

遊漁船というんですか、遊ぶ船。ヨットは遊ぶ船でしょ。遊漁船は魚を釣りに行くのに。漁業にする船と違うようなものをとめさせているわけですから、これはお金をもらいながら管理していると思うんですけど、どういう位置づけで、収益が上がるような。それでヨットはとめているのかな。ヨットがとまっているのかな。どうもヨットみたいなのは見えないような気がするんですけど、それを教えていただければと思います。

211ページの住宅の関係です。気になったのが高富町営住宅バルコニー扉設置工事62万5,860円。これはどういう意味なのか。というのは、当初からつけなければならぬのが、問題が出て、またつけたのか。そこらあたり教えてください。

283ページの災害復旧についてお聞かせいただきたいと思います。雨も多いし土砂崩れもあって災害復旧をするわけですけど、原状復帰というのかな、壊れる前のような復帰をするという形で全部やられているのかなど。

というのは、復旧してもまた同じように土砂崩れを起こす可能性がありますわね。災害復旧というのは原状復帰しかできないのか。一回壊れたらもう少し強固なものにする。そのときにはもっと幅を広くしたりするとか、そういうのはできないのか。そこらあたり教えていただきたいと思います。

答◇ 211ページの、住宅管理費の工事請負費、高富町営住宅バルコニー扉設置工事62万5,860円についてです。これにつきましては、高富の町営住宅の1階部分にバルコニーが10戸あるんですけど、その前に敷地があります。火災等のときにそちらへも出られるように扉をつけてほしいという要望が数年越しにあったんです。そういうことも含めて今回設置工事をしたものであります。

高速道路の陳情でございます。みんなの高速道路の陳情でございますが、事業の主なものは要望活動でございます。

平成28年度の実績でいきますと、平成28年8月8日から9日、国土交通省大臣を始め各官僚の方々、地元選出国會議員の二階先生、鶴保先生、世耕先生に面会して要望活動を行っております。11月8日、9日には同じく国土交通省、地元選出国會議員の先生方に要望活動を行っております。この日程等につきましては、和歌山県とも調整しながら有効なタイミングを図って要望活動を行うということで、毎年2回から3回の要望活動等を行っているとところでございます。

高速道路予算の39億円について消化できるのかということでございますが、ことし4月に紀南高速事務所が発足しております。県と串本町、すさみ町の20数名の職員に

よって用地買収を進めていくということで今、頑張っておるところでございます。

地籍調査につきましても、先日ご説明しましたように、高速道路区間の地籍調査については最後の調査区間でありました田子・安指地区については現在着手しております。これですべての高速道路区間については現地着手を行ったところでございます。調査が終わり次第、先日も補正で予算をいただきましたように、少しでも早くということで、今、着手した最後の区間がことしの12月末までの工期でございますので、来年1月・2月・3月の平成29年度で少しでも前へ進めていきたいということで、高速道路には地籍調査による影響がないように現在頑張っているところでございます。

それとサンゴ台中央線土砂の搬入でございます。現在、病院奥に3つ目の残土処分場を計画しておりますので、そちらで処理可能と考えております。

ヨットハーバーの位置づけでございます。ヨットハーバーにつきましては、昔、埋め立てを行ったときに、これからの観光等を考えてヨットハーバー、遊漁船の施設が必要であるという形でこういった施設を設けたと昔に聞いたことがあるかと思えます。

災害復旧についてでございます。委員がおっしゃられましたように、基本的には原形復旧でございます。ただ、これは工法等についての原形復旧やなしに延長、幅員等についての原形復旧ということでございますので、工法については前の工法ではなしに、より強固な災害原因を検討しながら崩壊しないということで工事をやっておりますので、原形復旧という意味では、前よりは強固なものに。幅員、延長等の被災された現場を前の形に戻すというのが復旧でございます。

質◇要望活動というのは主にどんな要望をされているのかな。要望活動の内容を教えてください。

やっとならすべての地域に着手した、うちは。着手して、あと2年かかるんでしょ。着手してから登記まで2年かかるということでしょう。その中で、これで万が一、初年度の39億円が消化できないようなことがあれば大変なことが起こると思いますので。39億円を消化できるような流れになっているのか。課長には情報が入っていると思いますから。

まだ用地買収もやっているんですか、うちは。用地買収は始まっているんですか。先ほどのサンゴ台中央線の関係で、僕らは何筆というてもわからんけど、全部の土地を買うことができているのか。それを教えてください。

ヨットハーバーは、長いこと予算のつてたのに初めて聞いて、こんな形で。当時は、そういう形をつくったんやね。位置づけも違ってきているので、今後変えていかなあかんのと違うん。これをヨットハーバーとして置いておかなければならないのか。むしろ漁港として管理するとか、そんな形でできないのか。

大体意味はわかったんです、この災害復旧の感じで。例えば、原状復帰しなさいよということで予算つけてもらうでしょう。ほたら、もう少し町でお金を足して、幅を広くしたり長くしたりするのはあかんのかな。大体あかんとは思うんやけど。何年か前に法律ができたんと違うんかな、災害復旧に対して。

これをいつも思うんです。せっかくの機会やからもう少し幅を広く、ついでにもう少しきれいという形で。そこらあたり、お金かけてやる時にはきっちりやっとならば後々まで使いやすいんやけど。そういう形はできないのか、教えてください。

答◇要望活動の内容でございます。こちらにつきましては、現在事業化しております、すさみ串本道路につきましては、一日も一年でも早く完成していただけますように予算をつけていただきたいと。また、事業化になっていない串本から太地、那智勝浦間につい

ての事業着手という要望を関係機関と、すさみ串本道路建設促進協議会だけではなく、那智勝浦町・太地町の民間団体も含め一緒に要望活動を行っているところでございます。

地籍調査についてでございます。着手と言いましたのは、先ほど言いましたように、今、田子と安指の2地域の調査が最後の着手となりました。それは、ことし1月に補正でいただいて発注しております。12月末までの工期と、これで1年目の地権者に対してはしてもらって、用地境界を決めていただいて測量を行うということで、2年目工程として、それを所有者の名前、地目、面積等の地籍簿（案）、そして測量した後のデータを図面にまとめた地積図原図を作成して、その後、地権者の方に閲覧していただいて、承認いただいて県の検査を受けて、法務局へ届けるということで、一日でも早くやりたいということで前倒しで行っておりますので、高速道路への影響はなきように頑張っているところでございます。

39億円の消化でございますが、中身は知りませんが、すべてが用地買収費、補償費ではないと思います。ご存じのように、今、有田区の工事用道路を発注して事業を行っております。それとサンゴ台中央線の工事用道路につきましても受託契約を結んでおり、そういった分の予算も含めての39億円かと思っておりますので、確実に消化しないといけないと思っておりますので消化できるように日々検討しながら事業を行っていると思っております。

サンゴ台中央線の進捗でございます。用地については、全体で大体用地買収対象が138筆、今年度が42筆、日々繰り越しについても買収しておりますので、90%程度の買収は進んでいると判断しております。

ヨットハーバーの今後の管理方法でございます。時代も流れて景気も変わってきておりますので、今後そういった意味でも検討していきたいと思えます。

災害についてでございます。基本的には何度も言いますが原形復旧でございまして、改良工事ではございませんので拡幅等はできません。

質◇39億円消化できますと断言してくれんから、つらいな。本当に初年度予算で万が一戻すようなことがあれば、という形で皆さん心配されておりますので。串本町はまだ有田しか入っていない。地籍調査が、すさみ町は全部できているんですね。そこはもう何カ所か入っていますわね。

みんなの高速道路促進協議会は頑張ってくれていると思います。一年でも早く完成してほしいという形で。私は当初、串本町まで切られたときに、苦言を呈させてもらいました。

高速道路は40キロ以内を普通は10年でやるのに何で半分に切ったんなどという形で言わせてもらったら、その当時は大体7年・7年ぐらいで、那智勝浦町が15年ぐらいでする計画でおりますんで、という形である方に言われたんで、それを信じていたら、えっ、串本まで10年。今まで10年で40キロぐらいずつやってきましたよ。えらい串本町はおくれているなど。39億円をまず返還することのないように最大限の努力をお願いしたいと思います。

サンゴ台中央線は90%ということは、あと10%。この時期に来て10%まだ残っているって。どこに10%残っているのか知りませんよ。これも大丈夫なんですか。10%も残っているということで。1つだけお聞きしたいと思います。

答◇サンゴ台中央線用地買収の進捗でございます。こちらにつきましては、相続等の所有者の特定に時間を要した部分がございますので、そういった中で買収はおくれておりますが、今、頑張って対応しておりますということでございます。

質◇ 201 ページの町単独道路事業の関係ですけれども、町道の整備率はどのような現況を押さえられておるのでしょうか。

振り返れば戦後の合併以来、荒廃した道路整備が最重点といたしますか、政治は道なりということわざが派生したような状況で各町村とも、熱心に取り組んできた。それらの道路は、当時はコンクリートで公道を固めたという状況でもありませんから、かなり疲弊してきた状況で今日までずっと手だてをしてきたのじゃないかと思うので、自分たちの住環境の基本である道路整備はどのような状況に進展しておるのか承知をしたいわけです。

それらに対する整備の構えがより積極的でなければならぬのじゃないかと認識しますので、この事業では単独道路、7,900万円等を始めとしてされておりますけれども、今の整備率はどのような状況を押さえられておるのでしょうか。あるいはそれを踏まえて今後の整備計画はどのような構想をお持ちなのか、その辺道路整備の関係についてお伺いしておきたいと思っております。

サンゴ台中央線に係る、特に公有財産の購入等では立木補償とかを含んで大きく流用して措置されておると。350万円、立木だけが対象じゃないんかとは思いますがけれども、その辺の事情はどうなのでしょう。

こういう事業の取り組みでありますから、当初想定したことが折衝段階でいろいろ変動もあり、またそういう要望も取り上げられて対応されてきたような課題があるのじゃないかと思っておりますけれども、一体どのような経過が存在をしてこういう予算措置について取り扱われてきたのか、いま少し報告を添えておいていただきたいと思っております。

205 ページの県営砂防の関係でありますけれども、507万円の取り組みをしております。串本町は他町村にも率先をして急傾斜、砂防対応、防災対策ということで積極的に取り組んできたことはご承知のとおりでありますけれども、かなりそういう施設が疲弊をして、手だてを要するような危険な状況に存在しております。そういう状況を押さえた事業展望は、実績を踏まえてどのようにお考えになっておるのか伺っておきたいと思っております。

207 ページの都市計画費の中で、街路樹の関係が333万9,000何がし。非常に予算立てのときから将来高速道路が延びてくる環境や串本町もまた地理的条件の好条件を売り出して町をPRしていくという、きれいな町づくりからしてももっと街路樹の整備をして憩いのロードになるような構想を推進すべきじゃないかと強調してきたところでありますけれども。最近、大水崎の埋め立て状況も、せっかく街路樹を植樹したのが余り見ばえのしないような、勢いのないような形で存在をしておることを非常に寂しく思うわけですが、こういう実績を踏まえて、より積極的に対応する町づくりを進めるべきじゃないかと思うわけですが。現況を踏まえて、どういうことなのでしょう。

住宅の関係でいろいろ、最終章の地域の残事業が終われば完成するというようなところまではかどれておりますけれども、ここまですべて進めてきた町営住宅の整備計画の中で、道路整備の関係とか、あるいは残された事業の取り組みの関係とかの点について、あとさらに残されていくような、整備事業が終わってさらに課題が発生したような状況が存在しないかどうか、その辺について整備事業そのものを踏まえての課題はないかという点についてお尋ねいたします。

答◇ 210 ページの前地町営住宅建設関係で、あと残された事業の取り組み、それから課題がないかということなんですけど、この事業について、もう一度簡単にご説明させていただきます。

前地町営住宅につきましては、老朽化した改良住宅、公営住宅61戸の建てかえということで始まりました。平成23年度から平成29年度までの事業で、事業費の精算はまだこれからですけれど、まだすべて終わってないのであれなんですけど、大体16億6,000万円ぐらいの予定でした。

住宅の建設につきましてはもうすべて完成いたしました。ただ、国道の南側の前地南団地については完成したばかりで、まだ入居者は入っておりません。今、新たに入居する方につきましては、古い住宅にまだ入っておられます。手続をして引っ越しをしてという形になります。恐らく12月ぐらいに引っ越しする予定になっております。新しい年は新しい住宅で迎えていただけるかと思っています。

事業としましては、南団地へ引っ越しする方が今入っている旧住宅の取り壊しが1点残っております。あと、道路を拡幅する計画はあります。この拡幅、町道になりますんで建設課の所管であるんですけど、これについても計画をして順次県の担当課とも協議を進めるところであります。

課題がないかということなのですが、住宅全体に言えることなのですが、今、350戸の公営住宅を持っております。年々老朽化してきます。それを今の財源状況の中でいかに大事にして、長くもたせていくか。今、長寿命化の事業も並行して行っているんですけど、有田上の住宅であるとか、あるいは植松の町営住宅であるとか長寿命化事業も行ってきたのですが、できるだけ今ある住宅を大事に、長く使っていく。それ以外にも老朽化して、これは手をかけられない、実際、耐震診断をして耐震補強できない住宅もあります。そこらについては今後どうしていくのか。

公営住宅等を必要としている人がどのぐらいおるのか、その辺の精査・調査が必要になってくるのかなと考えております。

町道の整備率についてでございます。串本町において町道は総延長23万メートル程度でございます。その中で幅員の狭いところから未舗装の部分もございまして、こういった事業につきましては、各地区の区長からの要望であったり議員からの要望であったり、また、個人からの要望であったりという中で舗装をしたり側溝をつけたりという形で現在、道路新設改良費等、予算を中心に整備を進めているところでございます。率という形では出ておりませんが、皆様の要望等を参考にしながら今後とも整備していきたいと考えております。

続きまして、サンゴ台道路の取り組みでございます。立木補償費につきましては、杉・松・ヒノキ等の補償費として13件分で補償をいたしておるところでございます。

砂防事業についてでございます。砂防事業につきましては、建設課説明資料の10ページにありますように、急傾斜地崩壊対策事業として4地区4カ所、小規模土砂災害対策として4地区5カ所の工事を平成28年度行ったところでございます。また、既に行った箇所につきましては、老朽化しているフェンスでありますとか、ご要望いただいたいろんな部分については補修工事等を行っているところでございます。

街路樹維持管理等につきましては、サンゴ台地区から公園を含めて文化センターの前、また、ヨットハーバー周辺から橋杭小学校までに至る区間とか、いろんな形で街路樹のあるところについては草刈りとか剪定等を現在の予算の中で行っているところでございますので、今後とも限られた中で、できる限り美しい町並みになりますように努力していきたいと考えております。

質◇より積極的な環境整備対応、道路を中心とした町づくりは重要課題じゃないんかと認識してお尋ねしておるんですけども、道路の整備基金、この決算でも411万9,000円の積立金を見てでも、これは端数で残ってきたのを集めて積み立てしておけとい

うような発想にとれて仕方ないんです。より事業推進を、積立基金にしても計画のあるような展望を持って対応すべきじゃないかと思うわけですが、これも加えてお尋ねしておきたいと。

道路、橋梁もいろいろ議論されて課題も提示をされてきておりますけれども、そういう点については基金的な対応も非常に弱いのではないかと。もっと積極的に事業展開をする、所管課の方針を固めて提示していただいたらいいのではないかと課題を認識しておりますので強調しておきます。

先ほどお尋ねしました町づくりの街路樹の整備関係について、積極的に取り組むべきじゃないかと。高速道路も延びてきます。串本町を尋ねてください。おりたらトルコのPR看板だけなんですということでは美しい町づくりとして歓迎できないんじゃないかと思しますので、街路樹の関係について先ほどお尋ねしましたけれども、現況と今後の計画についてさらに答弁を求めておきたいと。

答◇環境整備についてでございます。積立金につきましては電柱、ケーブル等の占用料を基金として積み立てているものでございますので、今後またいろんな使い方を積極的に検討していきたいと考えます。

街路樹についてでございます。現在、年に1回か時期的なもので2回になるかと思うんですが、造園業者等に専門的に剪定等を行っていただいておりますので、今後ともよりきれいな町並みとなるように、予算が許せば年に2回、3回と、状況を見ながら対応していきたいと考えます。

質◇もうひとつ不十分を感じるのは、サンゴ台中央線に係る用地ほか立木の補償関係等ございましたけれども、予算の審査の際にも本件についてはかなり議論をされております。したがって、立木の対応は、予算流用は当局も十分努力を接触されたと推測をするわけですが、それも結果的には当初の計画を大きく上積みをして、協力をいただかなければならないという現実が決算で示されておりますので、この点については議論をされてきた経過がありますので、事情等をいまい少し詳しく報告を添えていただきたいと思います。

答◇委託料等につきましては当初の予定どおりいろんな項目、保安林の解除申請等の費用でございます。

後からふえたのが、サンゴ台地区に歩道を整備していただきたいという地区からの強い要望がございましたので、その部分の設計変更等で予算は使っておりますが、特に大きな予算の違いはございません。

補償についてはサンゴ台地区説明会で、最初両側に歩道を設置した計画を持っておったんですが、議会のほうで片側でいいということで、片側に絞った結果、サンゴ台地区の住民の方々から、サンゴ台地区だけでも両側に子どもさんの通学とか安全面でどうしても歩道を設置していただきたいという中で2回、3回と地元との調整を繰り返す中、地形的に可能であれば設置していこうという設計変更で400万円程度の流用を行っておるところでございます。

副町長答◇今、流用の問題で課長から申しましたように、サンゴ台地区へは3度ほど説明会を持たせていただきました。最初は歩道がないというような状態で、関西電力の鉄塔の下の方へ歩道、自転車道ということで3.5メートルの歩道を設置する。その歩道だけで、ということの説明会を持ったわけです。ところがサンゴ台地区の皆さま

んは、この地域からどうせ下へ買い物へ行くという人が大勢おるやろうから、こちら辺に歩道を設置してほしいということで、住宅側へ2メートルほどの歩道を設置してほしいという要望が出されました。

最初は、できるだけ設計変更しない内容でということでも2回目の説明会を持ったわけですけど、その部分についても歩道がどうしても必要やという再三にわたる要望がございましたもので、この点につきましては予算がないということもありましたから流用させていただいて、歩道を設置するための設計変更をさせていただきました。その内容で初めてサンゴ台地区の皆さんに了解いただいたというのが今のサンゴ台中央線の設計変更の内容なんです。

再三にわたって私たちもぎりぎりのところまでという説明をしてきたんですけど、可能かどうかということをお業者に聞いたところ、こういう工法でやるのであれば大丈夫です、という回答を得ましたもんで設計変更させていただいたということでもございますので、その点、予算が間に合わなかったという部分もありますので、ご了承いただきたいと思っております。

質◇207ページの都市計画費の使用料及び賃借料にデータ利用料というのがあるんですけど、これはどういうことなのか教えていただきたいのと。

町営住宅の目的というのを教えていただきたいんです。全体的にどういう目的で町営住宅をつくっているのかというのを聞きたいと思っております。

答◇データ利用料でございます。データ利用料につきましては、私たちが設計積算するときの根拠となる単価がしるされている積算物価とかの資料データを使うための利用料でございます。

公営住宅法という法律があります。簡単にいうたら、住居に窮している低所得者のために建てる住宅です。

質◇住宅管理経費4,000万円要ってますよね。ところが収入が3,900万円、使用料が。そういうような状態の中で、今後は建設費も出てこないというような状態にあり、また大規模な改修があるときには、使用料よりも管理経費のほうが大きくなり、大きな赤字というような状態というのは過去何年間にたびたびありました。そんな形の中で、これについては、いやいやこれはいたし方ないんやというものの考え方なのか。今回、前地住宅も16億6,000万円ですか、約それぐらいの事業費である。その中で5割は国費いただいておりますが、あとの半額8億3,000万円ぐらいは町費で賄ってあるという認識でいいんですよね。その建設費さえ出てこないというような形の中でね。確かに低所得者住宅という中で使用料については安く抑えられておりますが、その分すべて一般会計から補わなければならないと。それはやっぱり住民負担になるわけですから、その辺の考え方というのは今後どうしていくのかね。長寿命化という話をされていましたが、それに対してでも壊れてきたら直さなければならない。そういうことの中で、建設費自体が町費で満額補うのであれば、新たな住宅を建たずして、民間の住宅を借り上げてでも、それに補ってんしていくというものの考え方を、どっかの市町村がそういうことをしているということもありましたので。現在入ってる中で、もう出て行ってもろうて建てかえないという話にはならないと思うので、その辺も含めて、極力これのまま住宅使用料を上げていかないというのであれば、いろんなことを考えていかざるを得ないと違うんかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

そして運動公園なんですけど、2,482万6,905円の公園費の管理費に対して収

入が520万円。これもやはり2,000万円ほどかかっていますよね。過去において、国体もあったのでかなり投資したんで、平均で割ってみると大体5,000万円ぐらい要ってるんですよね。520万円ということは、約1割りしか。過去においてやで、平均に直してみると、1割ぐらいしか収入がないんです。

そこで、使用料というか使用回数を上げていくのか。これを見てみると、野球場を6,497人使ったとか。こんなデータよりも何チーム来たというようなデータで出してもらわんと。こんなデータの出し方というのはおかしいと思うので、その辺も含めて何チーム来たのか。

そら、テニスコートについては、何人という形の中は。これは1人でやるんやから。ダブルスというのものもあるけども。ほて、これ365日で割ったら、1日10人ぐらい。恐らく大方が休みのときに集中するという話なのでしょうが。

この管理費ね、うちの収入というのは、上富田やとかほかのところから比べたら、この利用頻度はどの程度に値するのか。うちはいいほうなんかいい、それとも悪いほうなんか、その辺について。しかし、将来的に財政はかなりえらなってくるのと違うんかい、このような数字というのは。もうつくってしもうたんやから、これはいたし方ないんであと頑張るしかないんやと。それについて、どういう努力をされてるのか。

テニスコートについても4,000万円かかかって、2,000万円か何か補助金もらって一般会計から2,000万円ぐらい出してあったように思うんです。そのときにも、これやったらこれだけのお客を呼べるのでという話をされたんやけど。数字は覚えてないんやけど、平成28年度の数字は、そのときの計画に比べて達成してあるのかないんか。そこら辺も検証してあるのかな、どうなんでしょう。

答◇住宅費の関係の収入とそれから管理等にかかる費用の部分についてでございます。

208ページ、209ページなんですけど、住宅管理費の支出額は4,002万2,922円。それから住宅使用料が、これは滞納分も合わせて4,262万150円です。滞納分を差し引いて、現年度分で3,978万9,850円、それに国からの家賃対策の調整補助金が984万7,000円あって、現年度分の住宅使用料と家賃対策調整補助金を合わせて4,963万円程度でございます。だから、管理費にかかっている費用については使用料等で十分賄えていると判断しております。

もちろん管理費の中には、例えば台風等で修繕を要する場合がございます。その場合については、火災保険料でもまた入ってきております。ですから管理する部分については、現時点においては住宅使用料、国からの補助金等で賄えていると考えております。

建設費については、今現在の住宅使用料で賄うのは不可能であるかと考えます。やはり公営住宅法の趣旨からして、これは必要な部分ではないかと考えます。

そしたら住宅の必要数ですよね、平成28年度末で350戸あるんですけど、人口も減っていく中で、今後もこれだけ必要なのかということ等の調査・研究は要ると思います。その辺については、必要でない部分まで持つとくのはあれですし、やはり老朽化していった部分については減らしていく等のことも必要だと思います。

先ほど民間のマンション・アパート等の提言をいただきました。実際そういう採用をされている市町があるというのは私どもも知っておりますので、その辺の調査・研究についても大事なことかなと考えます。

資料の点でございます。委員からご指摘いただいたように、十分な分析ができる資料かといえば、やはりそうでないと私のほうでも考えますので、チーム数も合わせた資料というのを、今準備はできませんけれど作成していきたいなと考えております。

1割しか収入が補えていないという点です。総合運動公園につきましては、町民の健

康増進とか都市部との交流の場というような面もございます。これは町民の方が利用していただけるといふ部分のほうかなと考えますけど、ここで収益を上げていくのはなかなか難しいかなと思います。やはり町外から来ていただいて、スポーツ合宿とかいった形で町にお金を落としていただけるといった形を目指していかなければ、総合運動公園の利用料だけでこの費用を賄うというのはなかなか難しいのかなと考えておりますが、田辺市とか上富田町、この国体で整備したいいいグラウンドを持ったあるところもありますんで、ここらの利用料も見ながら、利用料のことも検討していきたいと考えます。

先ほどの町外からのという点でございませうけれど、ことしから紀南エリアのスポーツ合宿ということで、田辺市から上富田町・白浜町・すさみ町・串本町という形で一緒になって、これは県も西牟婁振興局中心にやっていますけれども、そこらで情報共有しながら、和歌山県南部へスポーツ合宿してもらおうという取り組みをしております。

その中でも上富田町・田辺市と比べてよいほうか悪いほうかという点もございませうけれど、上富田町は施設が整っていますので、この取り組みの中でかなり伸ばしている。田辺市も伸ばしている。串本町においても4月から9月までのスポーツ合宿につきましては、昨年度と比べて180%の伸びとなっております。1.8倍の伸びとなっております。

今、高速道路が南伸されて、11月にもNTTドコモ、トップリーグの合宿、約60名が5泊といった合宿も行われてきますので、紀南エリアのスポーツ合宿へ力を入れながら、町全体で収益になる、そういったもので取り組んでいきたいと考えております。

質◇ それでは、住宅についても運動公園についても、将来的に維持管理費が一体どの程度膨らんでくるのか。

それと、住宅使用料との関係。これらにおいて建設費はさておいても、住宅使用料については大体とんとんでいけるのか。今年度は課長の言うように900万円黒字になっていますという話はされたとしても、大きな改修が出てきたときには、絶対的に収支は逆転します。だからその点は、この管理費が一般会計に与える影響というのはどの程度あるのか。今後とも人口が減っていく上で、運動公園にしても、あの施設を縮小することはできんでは。そうなれば、管理費と収入との関係は十分考慮の上で進めていかないと。

そして住宅についても、今、入っているやつがどうしても老朽化して住めないとなれば、老朽化して入ってないのであれば将来的に潰していくことは当然考えていかなければならないでしょう。しかし入っているのに、その人によそへ出て行ってよという話にはなかなかならんと思うので。

しかし、建てかえるには莫大な金が必要と。そして将来的にはその方も高齢で、あと何年かしか住めないというか、平均寿命を考えればそういうようなこともあり得るでしょう。だからその辺も十分考慮に入れながらやらないと、将来的に非常に大きな財政負担になると思うので、中長期的に考えているのでしょうか。

副町長答◇ 公営住宅に関しましては、現状350戸というのは相当大的な数であります。公営住宅の更新についてもマスタープランを作成しまして、古い住宅から建てかえていくという計画を持って進めてきました。

その中でも尾の浦の住宅なんかに関しましては、更新計画はありましたが、新しい住宅になれば家賃も上がるという問題もあって、入居者からはこのままでいいというご意見の中で、今のままになってきております。尾の浦につきましては、私たちはもうあの

まま新しくしないということであれば、退去された場合は取り壊していくという考え方になってこようかと思えます。

現状、今のところ家賃収入と維持管理費でペイできている状況なのですが、今、税務課も頑張って住宅使用料等の徴収にも励んでくれておりますし、現年度に関しましては96%を目指すところまで徴収率も向上してきておりますから、この点につきましても今後、徴収率を落とすことのないように取り組んでもらえたらと考えております。

総合運動公園ですが、管理費につきましては昨年までと比較して、たしか500万円以上の減額になってきていると思えます。あの広い総合運動公園を維持管理していくとなれば、最低このぐらいの費用が要ってくるのかなというふうなところでもありますから。

あと、どれだけ赤字を削減していくのかということになれば、利用者をどうふやしていくのか。外部からのキャンプ等の誘致に励んで、地域の活性化に向けた施設としての利用を進めていきたいというのが私たちの考え方です。

質◇うちの住宅使用料は、他の自治体と比べて高いのか安いのか。そして平均なのか。決まったあるんかい。もうこれ以上上げてはならないと。

ということは、到底管理費と収入との中でペイはできていかんのか。建設費ら、もうとても。上限決められてあるんやったら。ということは、それでも国は建設費を半額しか補てんしないと。そういうことか。

しかし、入ってあるのに住めないような状態。我々はカンカン谷というんやけども、あそこの住宅もほんまにかなりひどいで。そんな中で、ひどいこと新しくいいところも。新しいところは家賃も高いんかもわからんけども、そこら辺も含めて、今後住宅についても非常に大きな問題を抱えてあると思えます。

そんな中で、民間の住宅を借り上げられるのであれば、それらに補てんしてでもやっていくほうが新たに建設するよりも安いと違うんかな。そういう自治体もあるわけですから、その辺も真剣に考えて、将来的に、より一番安い方法を模索しなければならぬと思うので。今やっぱり、これ維持していったときに幾ら要って、そこをやめて民間やったらこんだけという計画をきちっと立てるべきやと思うのですが、いかがでしょうね。

副町長答◇委員の言われる部分を全面否定するつもりはありません。私もその部分については若干、言っている真意はわかっているつもりです。ただ、町の公営住宅の政策というのはそうじゃないでしょ。低所得で住宅に困窮している方をそのまま放置するわけにいかないというのが、町の考え方になります。そういう意味で、公営住宅というのは必要として今まで建設されてきたものだという考え方でございます。

公営住宅というのは、串本町が高くてよそが安いというのじゃないんです。国の法律で、所得これだけの階層の人であれば1カ月幾らと。前地住宅のように新しく建った住宅については、いきなり新しい住宅の家賃をもらうということではなしに、何年かにわたって段階的に引き上げていくことが法律で明記されておりますから、その法律に従って家賃を決めているという状況です。

もう1つ、今、家賃収入の補てんに対する補助金というのは、たしか年800万円ほどあるという説明をされたと思えますが、そういう部分の補てんもありますんで、そこら辺ご理解いただきたいと思えます。

質◇何にも住宅をやめなさいという話をしたのではなしに、建てかえるよりも民間のアパートなりで代がえで。そして、建てかえるお金があるならば、今の住宅使用料から、民

間やったらもっと倍も3倍もしていくでしょ、その分を補てんしていくほうが建てかえるよりも安いから、そういう形でやれば住宅のない方々にも十分入っていけるんじゃないですかと言っただけで、やめたらいいという話を私はしてるわけではないんです。

副町長答◇一々反論するんじゃないんですけど、前地の更新住宅に入っておられた方が、じゃあ空き家がそれだけあるのかといえば、現実にはないでしょ。

だから、古い民間住宅の空き家があれば利用しなさいという論法で言われますと、やっぱりその地域に住んでいた人はご近所との今までの付き合いもありますから、ご近所そろって行けるのであればそうじゃないと。そういう条件のところがないんですから、それは新しい住宅を建ててほしいという要望に皆さんご意見が一致するわけです。それに関して私たちは、できるだけ工法的に安い住宅をとという考え方を持って、それぞれ入居者の皆さんとの話し合いをしました。

間取りにつきましても、あるいは広さにしましてもいろんな話をしまして、町でこれ以上はできませんというお話もさせていただいた上で、入居者の皆さんとの合意に基づいて新しい住宅を建てかえるという事業を進めてきました。私も、すべてにわたって入居者の皆さんとの話し合いには出向いて行きました。そういう状況の中で、住宅の建てかえ事業を進めてきました。

内容的には、町の費用も負担もかかっておりますから相当大変だという部分はわからないわけではないんですが、やっぱりこの点については必要に応じて事業をさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

答◇前地住宅に関してなんですけど、一つ申し添えておきます。

先ほど言いましたように、当初61戸ありました。その61戸を取り壊して、当初の要望では同じ数を建てかえてほしいということでした。ただ、地域の皆さん、入居者の皆さんとも61戸が果たして必要なかということで話をしながら、これは議会でも当然させていただきましたけど、最終建てかえたのは54戸です。ですから、建てかえ前からしたら7戸減らしております。常にそういう状況を見ながら今後も進めていきたいと考えます。

質◇今現状かなり老朽化している町営住宅がありますよね、それについては。

それでは、今どれだけの入居者があるんでしょうか。空き家もあるのかな。そこで、入ってかなり老朽化してあるところについては建てかえていくんですか。それとも直していくのか。今後そういうような状態がある中で、やはり民間の住宅も含めて有効利用するほうがいいんじゃないんですか、という話をしてるんです。

答◇老朽化した住宅については、基本的には壊していくという考え方をしております。実際に、この決算書にも出てきていますように、大水崎の住宅も壊しました。また、来年度も壊したいなと考えている住宅もあります。

平成27年度末で住宅が380戸ありました。380戸あって平成28年度末では350戸、それに今年度362戸。だから380戸からしたら、かなりの数を減らしてきています。

ただ、入ったある場合については、入っている方とも話しながら必要最低限の補修もしながら、老朽化したある住宅、最近でしたら大島にもかなり古い住宅があるんですけど、それなんかについても、できたら取り壊しをしていきたい。

老朽化している住宅については、空いてても募集はしておりません。そのような形で

老朽化している住宅については、できるだけ解体していきたいと考えております。

質◇住宅の建てかえのときに、住民に聞いて、建てかえてほしいと言うから建てかえたというようなことを言われていましたけど…。

言うてないですか。やっぱり公金を使ってやっているんですから、住んでいる人にとったら、みんなでまとまって新しいところへ行けたらいいと思うんですけど。やっぱり町としても、民間のやつを借りてもらって、その補助をすとかという手段を考えていくべきじゃないですか。

答◇前地住宅の建てかえも、確かに地域からの要望というのはありました。その要望を受けて町が、48年の改良住宅、それから49年ぐらいだったかな、何せもう老朽化している、今のままでは住環境が悪いということを調べて建てかえの計画をつくりました。決して建ってくれ、それなら建ちますというようなものではございません。

民間住宅の活用については、先ほども提言もありましたので、一度調査・研究をしてみたいということでございます。

副町長答◇間取りの広さについて、住民の皆さんとの話というのはありました。その点についての説明をしたんです。建ってくれという地元から要望はありましたけど、さてその間取りをどうするのかというのは皆さんとの話し合いの中で決めました。

場所として町が確保できたところへというような部分の説明会も持ちました。それについては何度も説明会を持って了解をいただいてきたところです。お互いに話し合いの中で今の間取りが了解された。全体的に家賃の問題も含めて了解されたというのが今の状況でございます。

質◇建てかえるときに、老朽化したときに民間のところを借りてもらうて、その家賃を補助するというような検討はなかったんですか。

副町長答◇それはしておりません。

以上、7款「土木費」及び10款「災害復旧費（公共土木施設災害復旧費）」の審査を終了しました。

続いて、8款「消防費」の審査について、報告いたします。

質◇215ページの指令台関係使用料、指令台はどのようなものか教えてください。

221ページのテレビ受信料NHKということですけど、これは非常備消防経費に入っていますけど、これは、この年からテレビを入れたということになるのでしょうか。

答◇指令台なんですけども、これは119番を受信するシステムでございます。その中には無線とか管内の放送であるとか、全部組み込まれております。これは平成24年の庁舎建設時に購入したものでございます。

そして、NHKのテレビ受信料については、各消防屯所11分団にテレビを引いております。団員が災害時、台風時等に詰めたときに、やはりニュースを見たいということで、全部入れております。

質◇指令台は購入したのではないんですか。使用料ということはレンタルで借りているということですか。それとテレビ受信料は常備消防費に入るのかなと思うんですけど、非常備消防経費になっている理由を教えてください。

答◇レンタルではなしに、指令台を運用するに当たっては、NTTと使用契約をして、うちのコンピューターと連動してしまして、主がたしか川崎市だったと思うんですけど、そこバックアップをとっていることも含めてシステムの使用料でございます。

NHKなんですけども、串本署6台、古座署4台、七川2台と。これも常備は常備で払っています。非常備は非常備で別に、両方に分けて払っています。非常備の団で使う屯所の受信料。そして、消防本部で使う受信料は別に支払いをしております。

質◇221ページの電波使用料で2万3,000円、これは非常備のほうなので、分団が使うデジタルプライベート無線というやつかな。そしたら、それは何台ぐらい串本町の分団であるのか。

221ページの負担金補助及び交付金、ここで240万円ぐらいの予算を立てて、90万円使うて不用額が多い中でちゃっちゃと見ていったら、先ほど説明があったように、デジタル無線の負担金と協議会の負担金と、ほて、口径別分担金かな、こがいな中でなぜこんな不用額が出てきたのか、説明がなかったので教えていただきたいと思えます。

そして、223ページのエレベーター保守点検委託料18万3,000円は多分エレベーターと違う、いすが上がっていくやつなんかな。ほかのエレベーター保守点検委託料は80万円も要するのに、ここだけ18万3,000円でいけるんだったら、保健センターもエレベーターを閉めてそれにかえたほうが安くつく。

企画課長に聞きたいんですけど。もっと低いやつやと思うんです。あそこの保健センターであのエレベーターで金がかかるんだったら、消防署にあるようなやつでも構わんと違うのかな。消防署の、これをつけている目的はなんですか。同じ目的なら保健センターもこっちにかえたら、年間の管理費はすごく安なると思う。そこらあたり。

答◇当初、県からこれだけ要ります、予算額を取ってくださいという連絡がありました。それのおとり取ったのですけども、入札等で安くなったとは聞いているのですけども。

電波使用料については、消防団のデジタルで各分団に、全部で41機渡しております。そして団長、副団長等で5機、そして、署で3機置いております。そのデジタル無線の電波使用料でございます。

エレベーターについて、説明申し上げます。先ほどおっしゃられたように、うちのエレベーター、名前の名目、請求はエレベーターで来ていますが、保守点検費用になっていますが、実際はいす式の階段昇降機となります。

そもそもこれがついた経緯といいますのが、和歌山県福祉のまちづくり条例が平成8年に施行された部分がございます。それで公共的な施設には整備基準に適合させるように努めなければならない、という努力義務がうたわれています。

それで、平成23年設計、平成24年竣工の今の消防本部を建設にかかり、この高齢者・障がい者に優しいまちづくり、建物づくりで、福祉のまちづくり条例にのっとり、このような設備をつけました。

駐車場は車いす専用の区画を設け、それ用のスロープを設けています。建物内に入りますと点字用ブロック等の点線の床の表示があります。1階には車いす専用の方のトイレを設けております。ただ、1階から2階に至るまでの経緯の階段でちょっと動線が切

れてしまうんです。ここも当初エレベーターという話もあったんですけど、経費もかかるし、維持手数料も高いので、いす式の階段昇降機を設けたという内容になっております。

質◇消防より保健センターもこれでも構わんのと違うかと思って。同じような目的なら、保健センターもこれにかえたら安くつくんで。

それと221ページの負担金、補助及び交付金なんです。150万円も不用額が出てきたので、これの使い道がデジタル無線管理負担金と、ほて、これの協議会の負担金なで。負担金なのに何でこんなに差額が出てきたんかなと思うので、教えていただきたいと思って。

何か大きな事業をして、補助金をいただいたけど、それが安くついたというんだったら、わかりやすいんですけど。負担金は負担金で出てきているので、ちょっとわかりにくいので、わかりやすく教えてください。

答◇年度当初県から予算額の提示がありました。そのとおりに計上させていただいて、うちもかなり残ったので、問い合わせたんですけども、そのときに県が入札を行った結果、安くなりましたという回答で、そのままでございます。

負担金のところなんですけども、デジタル無線の関係で安くなりました。

以上で、8款「消防費」の審査を終了いたしました。

続いて、9款「教育費」の審査について報告します。

質◇255ページの古座中学校運営委託経費が557万円となっていて、その上の西向中学校管理経費とか潮岬中学校管理経費はずっと安いんですけど、これは何か理由があるんでしょうか。

答◇中学校管理経費ということで、串本町の場合は各学校にまたがる部分を中学校管理経費のほうで出しております。

細かくご説明いたしますと、248ページから中学校費が始まりますけど、備考欄で職員人件費の後に中学校管理経費5,400万円というのがあります。この5,400万円というのは、すべての中学校に係る経費の部分でございます。それとは別に学校単独に配分したある金額が今おっしゃられた西向中学校管理経費等の金額でございます。

古座中学校の運営委託料の案分に際しましては、こういった金額も加算されておりますので、この金額になっています。

質◇263ページの給食センターの関係ですけれども、不用額として206万何がしを返却しております。これは、たしか委託した部分に内容が届かなかったからという説明を受けたわけなんですけれども、恐らく人の確保の部分の返却額だと思います。

206万円といいますと、食の安全を預かるポジションでありますから、大変大きな問題かなと思うわけなんですけれども、その辺につきまして、現状は戻っているのかどうかもお聞きしたくて。どのぐらい足らなくなったのかという部分も説明していただきたいと思います。それと、隣に学校給食運営委員会委員という項目のっているんですけども、ここの業務の内容を説明していただきたい。

答◇人員体制でございますけれど、おっしゃられたとおりの委託料というのは当初計画していたより職員が確保できていない部分でございます。ただ、当初計画していたときと比べて、例えば、学校へ持っていった給食はそこから学校が引き取ってという形やったんですけど、それを給食の配せん室まで運んでいく人を入れてくださいということで、人員体制もいろいろ変わってきました。しかし、その中でも200万円余りの賃金分が確保できないということでございます。

現状も調理員に関して不足しております。休みとかとるときに、なかなか難しい状態になってきております。この間も新聞に広告で募集されていましたが、なかなか人員が確保できない状況でございます。配送する人が緊急のときは調理のほうへ手伝いに入ったりという形をとらざるを得ないという部分になっております。また、田辺市とかにもシダックスの営業所があるので、人員をそちらからも回していただけるようにということも業者をお願いしながら確保していただくように努めたいと思っています。

学校給食運営委員会委員ですけれど、学校給食に関する意見を伝えていただく、また、学校給食について、例えば給食の日数とか金額とかも審議していただいているところがございます。学校給食を行っている学校長の代表、小学校の代表、中学校の校長の代表、その学校のPTAの会長、東牟婁保健所長、議会から議長にも参加していただいております。

質◇余り人員が足らなくなると今勤めていただいている方にも過度の負担がかかって、嫌になってやめていくところを懸念して聞いておるわけです。

今の質問で1点、学校に到着したやつを配せんまで運ぶところも受けましたからという説明がありましたけれども、逆にいったら委託するときには決まっている話であって、その部分は教育委員会からシダックスに付加したのであれば当然付加するという行為であって、初めから決まっている人数の委託業務については、その部分が入りましたから人が足らなくなったんですという説明には少し疑問を感じるわけなんですけれども。その辺の説明を、もう少ししっかりお願いします。

答◇プロポーザルしたときの提案書の中では、そういった業務は含まれていませんでした。実際に業務が始まってから必要となってきましたので、これに対して委託料の増額を行っているんですけど、それも含めた職員体制が当初の提案書の数より少ないという中での減額でございます。

質◇当初入っていないのなら、その人数でシダックスは組んでいませんから、当然この200何万円かの減額して戻していただいているんですけど、その辺の計算は行ったんでしょうか。

答◇提案書の数字と実際に必要となる所要の経費の比較となっております。その中で差額が生じてきたという形です。

差額が生じていますけれど、調理員の置き方につきましても1日おらなあかん職員、パートで済む部分の体制は当初計画していたのとは、実際やっていくと若干変わってきますので、そういったものをシダックスは効率的にやって、でも休みとかの関係で足りない。実際の使った費用が提案書と比べてこれだけ少なかったという中で返戻を求めたものでございます。

質◇人手不足であれば食の安全までというところを大変危惧いたしますので、現在の状況

を。何名に対して何名ぐらい足りないのか、最後の質問をいたしたいと思います。

答◇シダックスのほうから、調理をする際に2人ぐらいおらないと急な休みに対応できないと聞いております。

質◇269ページの笠嶋遺跡の出土品について、展示しているのですが、今、無量寺に預かってもらってあるのやけど、これを町の施設へ移すことを考えたことはないのかな。町体育協会の中にジュニア駅伝チームのあれも入っているのだけど、これはジュニア駅伝に十分活用できるように払うてくれているのかな。できているのかな。町の代表で行きやるんやから、十分にしたいってほしいと思うんやけど、そこらはどうですか。

答◇269ページの笠嶋遺跡出土品でございます。今現在、無量寺へお願いしているんですけど、さきの議会の一般質問でも文化財に、この出土品のご質問をいただきました。その中で教育に使っていくという指摘もいただきました。

できるだけ1つの場所に集めていきたいと考えております。教育課の方針としては1つの場所へ集めていきたい。どういった形になるかわかりませんが、今想定しているのは図書館の位置を見直すとき、どこか遊休の施設になると思いますけど、そちらへ移すときに、同じように文化財についても出土品につきましても1カ所に集めて管理する。そして見てもらえる形にできていけないかなと考えております。

町体育協会281万円の中にジュニア駅伝の分が172万8,000円含まれております。この間もジュニア駅伝の会議がございましたけれど、金額の増という中での苦しいという要望はいただいております。参加をお願いしている方々と協議しながら予算については考えていきたいと思っております。

質◇町の施設にするんやったら、今の保健センターを利用するのはぐつ悪いかな。

答◇できたら図書館と1つにしたいなという形は考えております。

この間、有田川町の図書館を見てきたんですけど、入り口のところに出土品を飾っているのを見て、こういうイメージやなと考えたので。そういった形で図書館へと思っています。

図書館協議会から図書館のあり方についてという答申をいただいているんですけど、できるだけ安心・安全な場所であるということも含まれた答申を受けております。今の保健センターの場所は、その部分であつたら海に近いところなんで適していないのかなとも考えますけれど、流されると、非常に貴重なものが多いので、できるだけ被害を受けない場所に置きたいと考えておりますので、ご了解いただけますようお願いいたします。

教育長答◇埋蔵文化財が何点かあって、それぞればらばらに今、保管されておると。これにつきましては、さきの議会でもご指摘を受けておるところでございますけれども、やはり地元の子どもたちにもそういったものに触れさせてという部分がございますので、この間の校長会でも、縄文時代とか弥生時代の授業をするときには子どもたちにも、串本町にもそういった縄文・弥生式の土器があるんやぞということを教えたってほしいということでお願いはしたんですけども。今の、ばらばらに置いている状態ではなかなか教育に役立てるわけにはいかないのかなと。

できれば1カ所へ展示できれば学校教育にも生かしていけるんじゃないかと考えておりますので。新しい図書館をどこにということも具体的には決まっておりますけれども

も、できれば1カ所に集中して置いて管理をしていきたいと考えております。

質◇図書館の計画はいつぐらいになるのか。

答◇図書館については、新しく建てるといった事業計画は出しておりません。遊休施設を使ってと考えております。ここらあたりは総合教育会議を通して町長部局とも相談しながら、場所・時期を定めていきたいと考えております。

質◇教育関係で、特にこの決算で我々が注目をしてというのは給食の関係です。

初めての試みで取り組んできたわけですがけれども、学校給食の材料費の確保が数字ではこうですが、大体の取り組み順調かあいはどういう状況でしょうか。

あるいは調理の配送関係、あるいは学校での実際の給食という関係はどういうことか。あるいはまた、いろいろ心配されたような子どもたちとの関係、安全の対策、あるいは給食選択の問題といたしましうか、趣向の関係。さらにはまた給食センターそのものでご苦労を願う就労関係者の要望や問題やというような、給食を開始する、初めて取り組んでみる中からいろんな問題と課題が整理をされておらないだろうかと、そういうことが大変気になるところでありますので。

一応給食問題をとらえたところの整備あるいは従業員にしたってかなり、当初採用した人が今日まで、1年間なら1年間勤めていただけた状況でもないだろうと思います。したがって給食にかかわる要員の関係とかいろんな問題を含んで給食事業を進めて、今日までの問題点と課題の整理ができておるのでしょうか。おれば大変心配してきた議会議論も踏まえて機会を得て提示をしていただけたらと思うんですけど。それらについて、ご答弁を求めておきたいと思っております。

答◇おとしから給食が始まって、平成28年度が年度を通してやったわけですが、いろんな課題が出てきたと思います。

安全・安心な食の提供がまず一番かなと思います。その中で昨今問題になっておりましたけれど、異物の混入の中で小さいものでもこちらへ報告してくださいと学校へも伝えておりますので。まっげ一本でも異物が混入しているということで報告を受けております。そういったものも整理しながら、また、調理担当の方にもこういった部分があったということを十分注意しながら改めて、そういうたびに注意しながら努めています。職員も新しく入ってきた方らもございますので、安全確保のための教育も行っていたいております。

最近では、毎朝ミーティングもきっちりしてから仕事に取り組むようにしていただいておりますし、生徒を通しての学校給食に対するアンケートも年2回実施しております。そういった中で課題をとらまえてメニューの改善とか、あとは栄養士が学校へおもむいて配膳するときの注意点の部分を見に行ったりさせていただいております。

また、給食センター長は、田辺市とかの、まず自分らより先に取り組んでいる給食センターを視察しながら、どういったところがうちでできていないかを検証しながら進めております。まだ体制的には不十分かもわかりませんが、今後もそういった取り組みを積み重ねていって、信頼される給食センターの事業に取り組んでいきたいと考えております。

質◇235ページの奨学金のところで、大学への奨学金は新たに11名と言うたんかな、平成28年度は。ほて、所得制限はまだやっているんですね。

ちょっと気になったのが、249ページの委託料。不用額が220万円ぐらい出ているんやけど。これは251ページのエレベーターの保守点検委託料53万円かな。というのは、文化センターが60何万円かでしょ。文化センターが高いので。277ページの文化センターは、2階で62万8,000円。これは2階やし、小学校は3階で。安うできているんで、これは入札か何ぞでうまいことって安なったんかなと。

それと、267ページの成人式です。今回は文化センターでやったんやね。それまでロイヤルホテルでやっていたのを文化センターに。これは実行委員会か何ぞが主催しているんですから、なぜロイヤルホテルから文化センターになったのか。

ロイヤルホテルから文化センターになった場合に、費用的なものはどうなのかな。消耗品費で31万9,000円と出ていますけど、こんな形でいろんなもんが安くなってきているのかなと、お教えいただきたいと思います。

答◇新たな方でございますけれど、申しわけございません、平成28年度からの人の数は失念しておりました。平成28年度の入学奨励金をもらっている方は8名ですけれど、平成28年度からの方は数字を今持っておりません。平成29年度は13名が入学した機会にあらしていますので、若干ふえているのかなと思っております。

249ページのエレベーターでございますけれど、これも精査しておりませんので申しわけないんですけれど、調べさせていただきたいと思います。

成人式については、去年、実行委員会を通しての話の中で文化センターに移ったと聞いております。当然会場の使用料は必要なくなってまいります。ただ、文化センターでやるとなったら難しい問題点も出てきておりますので、今後の見直しも考えていきたいと思っております。

質◇エレベーターの部分は調べてみてください。安いよ、3階建てやのに53万円で。つい文化センターのは2階建てやのに60何万円か要ってるんで、安い方法があるのだったら。そこだけと違うので、いろんなとこに小さなエレベーターがあるんで。

平成29年が13名かな。というのは、毎回聞いているんやけど、ふえてきている。平成28年度に募集を早うしたんやね。各学校に2学期まで要綱の送付をしまして、9月に入ってから受付を始めて9月末まで申込期間としております。平成27年度に比べてその時点で申込者は約倍にふえてきておりますということやけど、平成27年度は11名で、13名と。

このキャパはどのぐらい持っているのかな。予算提案したら何人分持っていて、予算を満額使うてるのかな。満額使うてほしいです。私は前から所得制限をなくしなさいと。都会で大学へ行かす親とこの地域から行かす親との負担は全然違いますので。

昔はなかったんです、所得制限は。あるときに募集をかけたら、いっぱい来たんで、これは何か制限かけなあかんというので所得制限をした。その前にオーバーしたときには審査して、所得段階で役場の職員の方が落ちたり。そういう中で審査会で審査していたので。そのかわり予算内で目いっぱいの人数を使わせた。

予算内で目いっぱいの人数を使えるような形にしましょうよ。上の学校へ行きたくても断念している方は多いです。予算があって使う方が少ないんだったら、金額を上げたっても構わんです。なるべくこの地域の子どもたちに優遇して、親たちの負担を減らすような形にしてほしいというのが。そこらあたりの考えを教えたいと思います。

成人式を、文化センターでするのがいいのか、一生に一回の記念なので安なりゃいいというもんじゃないと思うんで。ロイヤルホテルでやろらという一般質問を私がしたん

です。昔、みなべの町長が初めてやったんですね、南部ロイヤルホテルで。そのときに議員も呼ばない、恩師だけを呼ぼうという形で町長と恩師だけで。記念だから、二十歳になったことを祝おうという形で。議員のそういう話を聞いたので仕方ないという形でやられたのが、みなべ町。それが串本町もやられて。私はこれを文化センターでやって。このときに、わざわざ子どもたちが帰ってくるんで。

実行委員会が文化センターでやりたいといえは拒みませんが、大きなイベントであるし。町の方でぜひやと言う方がおられますけど、公益性の高い事業やと思います。生まれたら絶対に二十歳になるんですから。絶対二十歳になるんですから、対象になるんですから公益性も大変高い。串本町民に生まれて二十歳になる方は全員おるんですから。その都度その都度、いい思い出をつくってあげてほしいなと思います。

副町長答◇奨学金について若干予算の枠の考え方の違いという部分がありますので、ご説明させていただきたいと思います。

奨学金は、高校につきましては非課税というのが対象であります。非課税が新入時で何人あるかというのが予算の編成時点ではつかめません。これにつきましては、該当者が多くなれば補正予算で対応しようということの打ち合わせは奨学金の選考委員会の中で決めておりますから、少なければ増額して対応すると決めております。

所得制限を設けたときも、当然所得制限の範囲内であれば当初予算で計上している人が足りない部分があれば、これも補正して対応しようということの協議を整えております。

もう一つ、なぜ串本町の奨学金について利用が少ないのかということや学校の校長先生の意見も聞きながら協議しましたところ、ほとんどの奨学金は2学期中に申し込むんだという話でしたから、町の奨学金も2学期中にということで今回改めて学校に応募をしていただくように紹介しております。

この決算委員会が済みましたら、来年度の奨学生の選考をすることに決まっております。ですから、もし、このとおり行けば、平成30年度からは当初予算できちんと新年度の入学生の人数等もはっきりできることではないかと考えております。

私たちは、所得制限を導入するとか非課税の世帯に対して奨学金を交付するという部分を決めた時点で、予算が足りなければ人数に見合うように補正措置をしようという選考委員会の中で協議は整っておりますから、そういう予算対応ができるということのご理解をいただきたいと思います。

答◇エレベーターでございます。文化センターも串本中学校も2つとも同じ業者に委託しておりますので、もうちょっと業者に精査していきたいと考えております。

成人式につきましては、新成人の実行委員会の声を聞きながら一緒に考えていきたいと考えております。

質◇平成28年度の取り組みになるわけですが、各学校に2学期まで要綱を送付していますと。平成28年度も2学期で送っているんでしょ。そういうふうに前回聞いています。というのは、2学期に送っても少ない。

昔は大学へ行く子も、生徒数も多かったこともあるんでしょうけど、昔は取り合いになって20人ぐらいの枠があったんじゃないですか、当初。20人ぐらいの枠がたしかあったと思います。

平成28年度予算で、大学・専門学校のほうで枠が何人ぐらいあったのかな。そこを教えてください。

答◇大学の奨学金につきましては、まず申請していただいて、選考委員会で認めた部分について予算化しておりますので、100%支出されるものと考えております。

質◇11人の枠しかなかったのか。

答◇申込者で該当する方が例えば20人おったんやったら20人の予算措置をいたしますし、という形でございます。

質◇当初予算で、幾らでやったんですか。

副町長答◇先ほどの話と一緒になんですけど、たしか平成28年度までは、いつも2月ぐらいに選考しておった。2月で当初計画していた部分も少なかったから再度募集したということもありました。

今年度は、平成29年度からは2学期に募集するという形に変えてきたと思います。ですから、平成30年度からは、きちんと申し込んできた人の予算措置はできるという理解をしていただけたらと思います。

質◇1年違うたあるわ。平成28年度の取り組みになるわけですがと…。

副町長答◇申込者の予算措置は全部するという形で、今、取り組んでおります。高校生は給付という形ですから、これも非課税の部分は再度募集して、非課税の世帯がふえてきた場合は補正で対応する考え方を持っておりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

質◇高校生の分も給付なので、そういう理解はするんです。でも、これは平成28年度の取り組みになりますという答弁をしています、平成27年度の決算委員会で。そやから、その年の取り組みになりますけど、2学期で要綱を送付して行って、9月に入ってから受付を始めているということと言われておりますんで、この時点でもそういうことをやられているということです。

やられているけど13人しかなかったということでもありますので。だから、協議会を校長先生と持っても、早いこと募集をかけようらというてもそんなにない。そんなにない理由は大学へ行く方が少ないんかもわからん。私はむしろ行けない方が多くなったんかなど。有効活用して、今の串本町の経済状態やいろんなことを考えたら。そら所得制限に引っかかってしまっって、申し込めない方もおるでしょう。そういう方も枠があれば予算内で措置してあげることができないかなど。

昔はしてたんですから。昔は所得制限がなかったんですから。旧串本町時代はなかったでしょ、所得制限が。なかったときにはどんどん多くの方が申し込んで、子どもたちを大学に行かせた。それが申し込みが多いために所得制限をしたんでしょ。私は所得制限を撤廃して、予算を決めて、精いっぱい枠、串本町ができる精いっぱいのことをすべきだと思っているんです。教育長、どうですか、考えは。

教育長答◇大学奨学金の考え方ですけども、いろんな考え方が出てくるかと思えます。貸付よりも給付がいいんじゃないかとか、いろんな形の意見が出てくるかと思えます。

今まさに教育無償化ということが叫ばれておるときでございますけれども、国の制度もこの選挙後に、そういった関係で違う形が出てくるかなど私も期待はしておるんです

けども。そういった中でどういった方向がいいのかということについては、もう一回内部で検討して。

確かにおっしゃられますように、我々の地域から大学へ行くのにはかなりの費用がかかってまいります。この奨学金の制度は、ほんまにいい制度ではないかと私も思っておりますので。今後そういった点では検討していく部分も必要ではないかと考えておりますので、今ここでどうしますとか、ああしますと申し上げにくい部分があるんですけども、検討はしていかなければならないんじゃないかと考えております。

質◇私も大学へ2人行かせました。大変でした。学校へ行かそう。ここの地域から、子どもが行きたいと言っても何人の方が行かせてあげられるのか。

そら給付にすれば確かにいいです。給付にすればいいですけど、給付というのは串本町の立場からいうと難しいとあります。だったら幅を広げて、こういう貸付型の奨学金。これは無利子なんです。大変ありがたい。大変いい。有利子の奨学金を借りながら行って、今、自分で返しているような状態の子どもたちもたくさんおります。

今、子どもたちが社会に出て、貧困という問題が出ています。何なというたら、奨学金を返すのに四苦八苦している。結婚もできない、何もできない。そういう社会状態の中で奨学金というのは串本町の誇れる事業であるので、誇れる事業を誇れるようにしましょうよ。今は誇れませんよ。やはり所得制限を外して誇れる事業にして。

償還もよくなってきているんじゃないですか。どんどんよくなってきている。私は償還を見ても、串本町の教育の中で大変誇れる事業であると思うので。枠を超えてきて審査するときには親の所得も考えたらいいですけど、その都度その都度卒業していく子どもたちに何とか。そして、子どもが返している家庭も多いみたいですよ。そういう中で親の所得関係なしに子どもが返している家庭も多いわけで、親の所得を加味するのもおかしい。

これはもう少しじっくりと考えて使えるような誇れるような奨学金制度にしてほしいので。せめて20人ぐらいの枠をとって、毎年貸し付けて、100%返してもらいなことを考えていただきたいと思います。

質◇給食を丸々1年運営して、一般会計から9,600万円ぐらいの持ち出しかな、そういう中で計画どおりであったのか。当初の計画があったと思うので、計画に即して9,600万円ぐらいの持ち出しは、計画どおりってあるのか。導入するに当たっては計画があったわけでしょ。たしか聞いたと思うんやけど、忘れたったので。

そこで、食材費だけは保護者負担という考え方だったと思うのですが、収入と食材費との間に670万円かの差があるんで。途中で食材費が上がったのでその分は保護者負担にしないということがあったような記憶があるんですが、それでこういう形になったんかな。

それともう1つは、古座川町へも出していますよね。古座川町については、これも食材費だけなんかな。その辺はどうなのでしょう。

答◇まず計画どおりかという部分、導入したときの計画というのは手持ちがございませんので比較はできないんですけど、材料費について答弁させていただきます。

材料費につきましては、食材費が上がったというのは野菜の高騰というのもあったんですけど、就学援助費の助成の方については給食費をもらっていませんので、その部分でも差が生じてくるかと思えます。

古座中学校への給食の部分ですけど、これは学校給食センターの運営費に係る部分

も案分させていただいて、負担をしていただいております

質◇ それでは、調理配送業務委託6、200万円については生徒1人当たり幾らという形の中で出てくるのかな。なぜかという、今後は生徒数がうんと減ってくると思うので、そういう形でこの辺が高どまりするということであれば今後かなり固定費で上がってくると思うので、生徒数によって委託料が変わるという制度でなければ今後うんと生徒数が減るでしょ、中長期的に見れば。これは、どういう形の中で委託料を契約されているのか。

答◇ 委託料につきましては、当初に5年ということで契約していると思います。ただ、急激に児童生徒の数も減ってきておりますので、当然つくる給食の数も減ってくると思いますので、そういったことをもう一遍、5年契約の中での話なんですけれど、見直し検討できんかというのは業者と協議していきたいと考えます。

質◇ 今の生徒数は、当初は1,300食かという話やったと思うんですが、今後、中長期的に見てどの程度減ってくるのか。今言われたように、その辺の予測を立てて、今後はこの委託料を見直していただかなければ非常に高どまりする話になると思うので、その辺はきちっと業者と話すような状態になっているのでしょうか。

答◇ 当初1,300食の想定の中でやってまいりましたけれど、児童生徒の数も1,000人を切っていますので、学校の先生らにも給食を出していますけれど、この数はどんどん減ってくるの見込んでおります。

ですから、もう一遍業者と何とか見直しできないかについて協議していきたいと考えております。

以上で、9款「教育費」の審査を終了しました。

11款「公債費」及び12款「予備費」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了しました。

続いて、「歳入」の審査について報告します。

質◇ 41ページ、土地売払収入と建物売払収入という項目が載っているんですけど。土地については稲村の関係かなとは想像するわけなんですけれども、何坪売ってこの金額ぐらいいかなというところと、それから相手が個人名なら守秘義務があると思いますので結構ですけど、団体なら教えていただきたいというのが1点。

それから292万円と3万6,000円。3万6,000円というのは何の建物かなという気もあるんですけど。財産調書にずうっと入って見たんですけども、これはどこで処理されているのかというのがわからないので。この財産を売ったところとなりますので、どこへ処理しているかというのを1点教えていただきたいと思います。

45ページから雑入でございまして2ページぐらいあるんですけども、雑入の項目がこんだけつくるとしたら所管のところ振り分けて収入としてくれたほうが。ずうっと見たんですけども、総務課なら総務課、産業課なら産業課に振り分けていただいたほうが。雑入の項目がざっとこれだけ書かれておりますので。

代表的にお聞きしますと、49ページに旧養春小学校の利用者負担で載っております。

これは所管なら総務課かなと思いますし、この負担金のところの、例えば電気代というのはどういうふう処理されているのかなと思いますので、この1点だけでも。

答◇土地売払収入の相手先と面積でございますが、相手先は個人になっておりますので名前は差し控えさせていただきます。3名でございます。内容は、雑種地が522平米、畑が2,803平米となっております。

財産に関する調書の件でございますが、まことに申しわけございません、記載漏れでございます。本委員会の会期中に修正シールを配付させていただきますので、修正シールにて訂正をよろしく申し上げます。

41ページの土地建物売払収入の建物売払収入3万6,000円の分でございます。これにつきましては、旧清風寮に入居していた方に袋地区にある建物を売却いたしました。

年度は今控えてないんですけど、過去に25万2,000円で売却したんです。ただ、売るときに、その方の事情もありまして、いろいろ話した中で売却額について分割で納付させていただきたいということがありまして、その事情を考慮した上で、月3,000円の年間3万6,000円入れてもろうてます。

財産に関する調書は後ほどという話やったんですけど、そこの処理は売った年に減らせております。

雑入でございますけれども、当初予算のときにある程度仕分けはされておりますけれども、例えばどこにも当てはまらない部分については雑入で受けるしかないの、雑入で受けているのが実情でございます。

副町長答◇土地売払収入ですけど、今、会計課長が申しましたように3名の方ということで。これは有田の稲村の土地のことでございます。

坪当たり3,000円で売却いたしました。たくさん面積を買ってくれている人については畑ということになっておりますし、あと、少ない部分については、し尿処理場をつくったときに道として買った部分の残りを雑種地として登記しておりましたのを衛生組合から町が払い下げを受けまして、それを転売したということで、どちらも坪3,000円でございます。

質◇旧養春小学校の負担金の中には、電気代は含めて徴収しているのかしていないのかというところで。

答◇電気代と水道料金の分は入っています。その2つです。

質◇旧養春小学校の電気代と水道代ほかもあるんやけど、算出方法はどがいにしてこの16万円となっているのか。

14ページのたばこ税。頑張って1億2,500万円も。

予算書へ載ってないので、串本たばこ組合に補助金出してましたわね、昔。出してたんです。なくなっているんですけど。要望もあるみたいなんですけど、何で出さんのかな。変な質問になるんですけど。

47ページの前紙類の売却代金。有価物という形で、昔、議会でも大分もめたときがあったんですけど。この有価物を勝手に持っていつている。今、そういうのがないのかな。一時そういうので、議場でも紙を持っていつているようなことがあったというので。そこらはわかるんかな。

旧養春小学校はこういうふうにお金もらっていますけど、例えばほかの施設で、旧須江小学校はただなんかな。旧和深中学校も、ただなんかな。これ載ってないので、そこらあたり教えてください。

答◇たばこ組合が以前あって、そこに役場から補助金は以前出ていました。五十川さんがたばこ組合の組合長をされ、沼野さんが事務局をされてました。

そこでお2人のほうから、高齢化してなかなか大変なので、活動は自分らができる範囲はするけど補助金をもろうてまで、毎年事業計画書を出して、決算打って役場に補助金申請するのが大変やからもう辞退したいという話がありました。年度は不明です。

旧養春小学校についてなんですけど、雑入の分につきましては、セ・ラ・セゾンが加入してふえた分の電気代と水道料金のみを上げております。それ以外の貸付収入につきましては、旧須江小学校とか旧和深中学校と同じように16款の財産運用収入のほうで入れております。39ページの建物貸付収入の169万6,000円の中に入っています。

古紙類の売却代金についてでございます。古紙類の売却代金については、今現在、町が委託しております収集業者が、町民の皆さんがごみの中に出していただいた古紙を収集した分の売却代金ということでございます。

取られやるかどうかというのは。ステーションに出された古紙を収集して、それを売却しているという格好でございます。

質◇169万6,000円の内訳を。そがいに細かくなくても、さっき言ったところだけ、田原も聞きたいんで。

答◇内訳を言います。旧和深中学校を使っている串本ふれあいネットワークは6万7,000円、串本町教育誘致協議会は旧養春小学校に入ったあるんですけど、8万5,000円。旧養春小学校に入っているハートツリーが7万9,000円。旧錦富保育所を使っています、あいらんどは20万4,000円。旧養春小学校のセ・ラ・セゾンが12万1,000円。旧串本消防署を使っています紀南農業協同組合で96万円となっております。

質◇この算出根拠は、どがいにして算出しよるんか。これは電気代別やね。

それとついでに、たばこの、一たんもらっていたのを断ったというのは、こっちも認識しております。一昨年、担当課長に総会へ出席していただいたときに、これを復活してほしいという形でその会で言ったんですけど。そこらあたり、どうですか。復活してほしいというのは、たばこ組合も人が少のうなり、そして諸事情で収入もごつつう減ってきているんです。たばこの返品にお金を取られるようになって。そういう中で、やはりこういう補助金はいただきたいということなので、一昨年、課長にお願いしたんですけど。

副町長、これどうですか。よう管理せんという形で一たん断って、また管理するから復活してほしいということで言われているんですけど。

副町長答◇補助金が必要であれば、事業計画なり予算なりを出していただくということで補助金の交付をお願いしたいという申請になってこようかと思えます。

交付を受けますと年度末には決算を打って決算報告をいただくという、それが普通補助金の交付申請と。それから決算を打ったときの締めの流れではないかとも思いますので。

答◇旧和深中学校に関してなんですけど、串本ふれあいネットワークだけが入っていますんで、水道代・電気代につきましてはそちらのほうで負担していただいています。それと旧養春小学校の金額の決定なんですけど、平米単価300円という形で計算しております。

各施設いろいろと違う計算方法あるんですけど。

質◇学校給食、これ滞納1万2,300円というのは前年度のを徴収したということやね。今年度また新たに24万9,280円発生して、そういう解釈でいいのかな。これについての徴収というのは、学校がするのか。

それと児童福祉費、これは保育料かな。この保育料に11万8,120円、これ不納欠損処理されています。この不納欠損処理した、どうしても取れない時効とかという要因は何があったのか。そして12万3,500円、これは前からの滞納分か。新たに発生したんか。

水産施設使用料も13万円何がしというのが滞納になってあり。

そして住宅使用料について5,800万円という多額の滞納があるわけですが、今、担当課も非常に裁判所に債務名義もらうなりいろんな形の中で努力されてはいますが、これについても24万2,200円不納欠損処理してある。これは、どうしても取れないという理由。

そして5,800万円の多額の分、この部分について法的には今、頑張っておられるけども、どうしても取れないというところになって、まだ職員1人張りつけて、今後とも一生懸命頑張るのか、もうこの辺でもういたし方ないなということの中で不納欠損処理していくのか。ないものは取れない、これはどうしても仕方ないですよ。私も勤め上やってきましたが、ほとんどが担保物件の処分が終わって、その方々は支払い能力がなかったということで、それ以上は追わなかった。なぜなら労力のむだやから。こういうふうについて回る話であって、現年度分をいかに取っていくかというのに、努力していくのが、私はもう。支払能力あるのにまけたったというのは話になりませんが、いつかどっかで区切りをつけていかざるを得ないのかなと思うので。

それともう一つ、生業資金もそうですよね。600万円何がしかの滞納がありながら、滞納で取れたのが2,000円。これらも含めて、時効とかいろんな形の中で取れないのなら取れないなりの処理をもうそろそろすべきじゃないかと。もうずうっと載ってきている話です。その辺の今後のあり方というか、ほんまに取れるものなのか。資産査定をきちっとして、取れるものは取っていき、もう取れないものは取れないということで、どっかで線引きせなんだら。ただし、現年度分については100%を目指す。そういうのが一番実情に合ったやり方ではないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

答◇25ページの、24万2,200円の住宅使用料の不納欠損であります。これにつきましては、時効の5年が完成し、本人が時効の援用をされたため不納欠損いたしました。ちなみに植松の町営住宅であります。

次に、1人張りつけてということで、今、徴収の職員5名おります。確かに裁判所関係は1人の職員がメインで頑張ってくれていますが、一応5人で取り組んでおります。

その次に、先日なんですけど、去年の決算委員会で、住宅の使用料で死亡されている方どうしてるんというお話がありました。そのときに法定相続人を探して、裁判所に相続放棄しているかの確認をとって行っていますというご報告をさせていただきました。

中間なのですが、先日、そのうちの22名の方に住宅使用料の未納に関する法定相続の通知と相続の調査というのを送りました。今、8件回答が返ってきております。2件

については、おじいさんに当たる人なんですけど、滞納があるのを知らなんだと。裁判所へ行って相続放棄しますというのが2件。あと6件については、分納が2件、あとの方については支払いますという回答をいただいています。

これからのあり方なんですけど、先日も顧問弁護士に相談に行っていました。今までの民事調停のほかに、また違う支払督促というんですけど、収納の方法もありますよというアドバイスをいただいたので、また委員会の中でできましたら専決事項に加えていただいて、都度都度定例会にかけるんじゃないかと、スピード感を持ってやりたい方法も提案したいなと思っております。

現年度分の取り組みであります。徴収率が2.3ポイント上がりまして96.12%になりました。現年度分につきましては滞納が発生して3カ月が経過したら督促であるとか催告であるとか、また連帯保証人がありましたらその方にも同じような案内を通知させてもらって、収納に努めてまいりたいと考えております。

給食の滞納であります。給食につきましては、平成27年度から滞納が発生しているということになっています。今、給食の滞納の督促についてですけれども、毎月滞納があればもう1回納付書を送っているんですけども、3カ月を越えてない場合は電話で督促をして、納付がない場合は訪問をしていくことになってございます。

平成27年度から滞納がある家庭につきましては、1家族2名。平成28年度の滞納が5家族9名ということになっています。今現在ですけれども、平成28年度の滞納分のうち9万6,480円につきましては収納ができていたということになってますけれども、あとは残ってしまっているのが現状です。

ただ、現年度分をできるだけ取っていかなあかんということで、今のうちに残っている部分については督促もしくは訪問して取っていけるように教育委員会で動いているということをお願いしております。

23ページの水産施設使用料についてですけれども、これは去年までは発生してなかったんで、産業課に問い合わせしました。滞納が残ってしまっているんで、今現在どうなっているかとお聞きしたところ、姫の1件分1万7,439円だけ今残っているということで、その部分について、何回連絡しても連絡がとれないということをお願いしております。ただ1件だけ残っているということで、これについては年度内に滞納しないように努力はしていただけると考えてございます。

保育料についてですけれども、串本保育所の1件分について11万8,120円不納欠損しております。この分につきましては、時効が成立したということで滞納整理委員会の中で不納欠損処理をさせていただいております。あと残りにつきましては、保育料が残っているということで今取ってございますけれども、12万3,500円ということで件数にすれば5件分残ってるとということで、これについてはことしも督促をして滞納にならないように努力はしていると聞いてございます。

副町長答◇生業資金につきましては今年度も2,000円だけ入ってきているんですけど、言われるとおり、なかなか難しいのかなと判断をしています。これについては、それぞれの住宅使用料であるとか、ほかの使用料等でかなり、差し押さえ等も含んだ強制徴収をしているわけですから、片一方で借りてそのままになっているのを減額していくことについては若干気が引けるわけです。そういう点については、やっぱりこれについてはもうしばらく置いておきたいというのが私たちの考えなんですけど。

実際は取れないものを置いていて、本当に委員が言われるように何らかの判断をしなきゃならない時期に来ているのかなと思っておりますが、この点についてはもう少し町長とも協議して、どうするかという判断をしていきたいと思っておりますので、もうしばらくご猶予

をいただきたいと思います。

答◇生業資金ですけれども、貸付状況が平成13年度で終わってしまっていて、そのうちの18件未償還があるんですけども、1件につきまして定期償還していただいているということで、その分が2,000円入っているということでございます。

質◇先ほどから言うように、これは経営者サイドというか政治判断で。担当課に任せておいたってなかなか難しいでしょう。そんな中で、やむを得ず不納欠損処理しなければならないという理由さえつけば、していくべきではないですか。

平成13年で貸付終わってあるので、後の方は時効援用したら時効やで。そうですね。まだ援用というのはなかなか、普通の人は余り耳にせんやろうからしないだけであって。そういうことも含めて、請求したところで時効やと言われたら終わりですよね。そこも含めて、一応きちっと当たって、もう返さんというか返す能力もないという形になると、むだな労力という話にもなるでしょうから、その辺をきちっと線引きすべきじゃないですか。

副町長答◇これはまた町長とも協議、検討させていただきます。

質◇15ページの固定資産の関係で、固定資産で不納欠損ということについてはどういう事情なのかなど。あるいは家屋とか土地であったら、土地は消え去るものではございませんし、その辺の事情をお尋ねしておきたいと思います。

答◇不納欠損につきましては、相続人調査をしましたが、相続するものが見当たらない。そして、土地につきましては換価できる場所がない。そのようなことを勘案して不納欠損しております。

質◇そういう場合は、そしたら土地の処理、固定資産そのものはどういうようにされておるのか。あるいは、そうする場合には、町としては当然徴収の権限も存在するものがありますから、当然相談もされて処理されておると思いますけれども、その間のそういう事情等について、いま少し詳しく説明しておいていただきたいと思います。

答◇現年度分については、不納欠損を上げまして即時不納と。土地はあって名義はその方なんですけど、対象者が存在しませんので即時不納と、現年度分についてはそのように取り扱っております。

質◇土地が処分される場合においては、町としてはそれだけ納税していただくところの権利関係について不問にして処理されることはないだろうとは思っているので、固定資産に対するそれだけの権利主張権限は当然存在を思うんですけども、全くそういうところは顧みられず処理されるのか。継承する方がないから処分をする場合は、町の権利もそこで消滅されるのですか。でも土地はなくなってしまうというものでもあるまいし、どうということなのでしょう。

答◇毎年のように即時不納というのはあります。今おっしゃるように、土地はあるんですけど相続される方が見当たりません。戸籍もとりました。その中で親族関係を見ても、その家族の方がおられないんです、承継される方が。それで、毎年同じように不納欠

損とって。

本来の不納欠損なら、まず執行停止という滞納処分を行います。そこでその方の払う財産がないであるとか、滞納者の生活を困窮させる理由があるとか、そんなことで3年間置いておいて不納欠損とするんですが、今回の場合、現年度で固定資産税で不納欠損しているのは、一回言葉で言うと不納欠損なんです。でも相続する人がいないので、その年に不納欠損を行うということになっています。地方税法の中でもちゃんとうたわれておりますので、また根拠法令という部分でお示ししたいと思います。

以上で、「歳入」の審査を終了しました。

続いて、「財産に関する調書」の審査について報告します。

質◇真ん中あたりに電子複写機、これコピー機のことだと思うんですけども、現在13になって、所管しているところが備考に書いてあるわけなんですけど。例えば今回、議会事務局でも1機入れていますし、じゃあ教育委員会はないのかとか、どうも13個と所管数とが合わないの、その辺を説明していただきたい。こちら思うところでも、例えば議会事務局であったり教育課であったり、消防なんかもいろいろあるんですけども、13では当局では足りないと思うんです。ほかはリースになっているんですか、それともどうということなんか説明を願いたいと思います。

296ページの上のほうにコミュニティバスの所管があるんですけども。前回まで企画課が6台と、そのまま持っておったんですけども、今回企画課が5台の、こども未来課が1台ということで計6台になって。1台をこども未来課に振っているんですけども、こども未来課として何か利便があるんやろうか。それともこども未来課が持たなくてはならない何かがあったのでしょうか。

答◇コミュニティバスで分類するのがいいかわからないんですけども、病院のハイエースが1台あったんですけども、それがコミュニティバスになったので要らなくなったんで、こども未来課が学童保育のために使っているというのが現状です。

今、コミュニティバスになっているのに私も気がつかないんですけども、会計課のほうで仕分けでここへ入れていただいているんですけども、これがいいかどうかというのはまた検討したいと思います。

電子複写機について実際の数と合わないのではないかとこの質問を受けましたので、報告いたします。

備品規程により、財産に関する調書に計上する備品は1件当たり50万円以上と定めておりますので、50万円以下の備品については計上しておりません。そのため実際の数と合っておりませんので、ご報告いたします。

質◇行政財産という形で一番重要な管理だと思うんですけど。県は、通し番号のシールを張っている管理していますわね。猿のおりでもシールを張って、平仮名と数字を合わせて管理しているんですけど。串本町もそがいな形で財産管理をされているのか。きっちりと財産管理を。シールを張ったり何かして。そやけど、おりは載ってないな。

答◇特に備品関係へシールを張ったりはしておりません。ただ、土地であるとか建物の移動があった場合につきましては、調書で、これこれのこういう移動がありました、ということで担当課から会計課長のほうへいくシステムになっております。

質◇備品関係は、やはり管理をきっちりせんと。例えばよその町で、学校が廃校になりました。中に備品がいろいろありました。じゅうたんをちぎっていった人、テレビを持っていった人、いろいろあったみたいですよ。

昔、縫製工場にミシンを入れて、あのときはシールを張りましたね。やはり、そういうシステムも考えていかなあかんのと違うのかな。

町の財産をきっちりする。廃棄したら廃棄したで、その番号を。今、データベース化すれば管理できるんで。きっちりデータベース化して細かく管理していかと、多分町の管理している猿のおりは何台あるでしょうかとか、イノシシのおりは何台あるでしょうかと課長に聞いても、わからんような状態と違うのかな。

答◇特に備品にはシールを張ってないと先ほどお答えさせていただいたんですけれど、各課で備品台帳を整理しております。各課で新たに購入したものについては備品台帳につけて、廃棄したものについては、いついつ廃棄という形をとっております。

質◇山林とか原野とか土地もかなり持っておられて、山林については431.8ヘクタール、かなり大きな面積なんです。これの所在地は、それぞれにわかっておるのでしょうか。

答◇すべての場所は、わかります。名義人が串本町である部分についてはわかっておりますけど、どこに何があるというのはわかっておりません。

質◇各財産区においては財産管理委員とかいう話があって、その所在地の境界もよくわかり場所もわかる方が委員になっておりますが、幾らいうたて自分の財産である以上は、それがどこにあって境界はどこぐらいは。そら役場の職員に一々行くとはいわせんけども、そのような地区地区の詳しい方々にある程度、何年かに1回ぐらいは現況確認していく必要があるんじゃないかと思うのですが、どうなのですか。

副町長答◇多分わかっておりませんというのは、全部が全部掌握してないという答弁だったと思うんです。そら担当ですから、ここは串本町のもんですというぐらいの部分は大体わかっていると思います。今の答弁は、すべてにおいて承知しているか承知していないかという質問のように答弁させていただいたと思うんですが、大体はわかっていると思っています。

答◇293ページの普通財産の表の一番上に山林がございます。当年度末の現在高427万5,157平米あります。正直、管財の担当も数年で交代していきます。このすべてを境界どこやというのは、これは正直、物理的には難しいと思います。

今、副町長が言ったように、この地区のどこどこにこういう部分、何番地の町有地があつてというのは、それはこちらですすぐわかるようにしております。

質◇財産管理の関係ですけど、有田区が所有しておった吐生の山林を、町に買い取ってもらいました。そして当時、担当の職員は変わっておりますけれども、谷は広大な山林でありますから、一から十まで全部案内をさせていただいて、手だてをせんらん山林、あるいは間伐等を要するよなということをいろいろと色分けしながら、あの一円の深い谷を1日では済まないほど、ご一緒させてもらったことがございます。

というのは、せっかくかなり成木した木もありますし、役場が世話せんのやったら上

の権利だけはきちっと整理をして、有田の区で世話をしてもらったらいけないかと。長年世話をしてきたんだからと。そして地上権は、山林関係は管理をしてもらうというように手だてをきちっとすべきじゃないかということ再三申し上げました。しますという話だったそうだけれども何もできんはずだなど、今の答弁を聞いて驚いております。きちっと認識をして対応することを求めます。我々は必要であればいつでも協力をして、きちっとしていただきたいという願いを持っておりますから、強調して対応を求めておきたいと思います。

副町長答◇現状、それほど山林に関して手入れはしていない状況であります。また、手入れの必要な部分につきましては、一遍、森林組合の専門の意見をお伺いしながら、どういう手入れをすればいいのか、あるいはもう、これは手入れするよりもこのまま置いとくほうがいいのかというご意見もあろうかと思っておりますから、そこらあたりきちんとして専門家のご意見を聞きながら、山林の育成に努めていければと考えております。

質◇串本町も苦い経験があるんです。例えば、295ページに菌床機械というのが載っているでしょ。発泡スチロールのリユケミカルで、自分のものやら町のものやらわからずに処分したという苦い経験あります。だから私はきちりと管理を。縫製工場は管理しましたよ。売ってしまったら困るのでシールを張りましたよ。

町のもんやらどうやらわからん。これへ調書と張っておいたら、すぐ理解できるんですよ。どうもアバウトにすべきじゃないような。町民の大切な財産ですからね。県は、きちんこういうことをやられています。一つこう、やっていく方向で考えたほうがいいんと違うかな。

また、菌床は頑張ってくれているけど、いつか何かあったときに、自分のものやら町のもんやらわからんようになって、処分したときにああいう事例が出てくる可能性も多いです。うちは書面でありますけど、串本椎茸株式会社にはこういう書類を渡してきちん管理していただいているのかな。できてないでしょ、多分。そら書類渡したとしても。

だから、そこらあたりもう少しきちんとした、データベース化して、そして一目でわかるような県のようなことをしていく必要があると思うんですけど。

副町長答◇菌床の工場につきましては、今、大勢の従業員の方がおられますから、私たちとしてはどちらかといえば、今の備品をつけて上で払い下げするほうがいいんじゃないかという考えを持っています。そういう部分が可能かどうかという部分を含めて、担当課とそれから県の機関と協議させていただきたいと考えております。

水産加工共同作業場は、そういう形で無償譲渡をしてきました。菌床につきましても、今、事業所が継続してやってくれているんですし、町内の方も勤めておられるということから考えて、できれば町の手から外して企業に管理していただくほうがいいんじゃないかという判断をしていますので、また担当課と、それから県とも協議して決めていきたいと思っております。

質◇菌床という意味じゃなしに、すべての財産です。すべての財産に、だれの持ち物か。役場の中でもリースやらリースと違うやらわからんような状態になっているような中で、シール1枚張ればいいんですから。役場の所有で通し番号まで打ってデータベース化できるので。そういうことしなかったために、発泡スチロールでああいう事件が起きたんですよ。

いつ何が起きるかわかりませんよ、ほかのところで。勘違いして持って帰ったり、勘違いして自分のものやと理解したり。いろんな建物いろんなものを使ってもらってるんですよ。家賃をいただいて、貸しているんですよ。その建物の中にも財産があるですよ。

例えば旧和深小学校や旧養春小学校に。旧養春小学校などにも町の財産が多分あると思います。だから、そういうのを管理していく、シールなり張って行って通し番号を打つという県のようなシステムを築くべきだと私は思うんですけど。

答◇今、提言をいただきました。各課、庁議、課長会議等ございますので、そちらでも一応各課長の意見を聞いてみたいと考えます。

以上で、「財産に関する調書」の審査を終了しました。

歳入、歳出の審査を全て終了し、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第111号 平成28年度申本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第112号 平成28年度申本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第113号 平成28年度申本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第114号 平成28年度申本町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第115号 平成28年度申本町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第116号 平成28年度申本町串本財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第117号 平成28年度申本町潮岬財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇歳出のところで、管理会参与謝礼と書いてあるんやけど、これは何やったか説明を求めます。

答◇潮岬財産区特別会計の9ページに、報償費で管理会参与謝礼12万円となっております。これにつきましては、潮岬区の中での平松区であるとか各区がございます。そこから基本的に財産区の委員が1名出てきてくれております。ただ、財産区の委員が7名で、8区あって、委員に入っていない区からオブザーバーという形で出てくれております。その方の謝礼でございます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第118号 平成28年度串本町出雲財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第119号 平成28年度串本町田並財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第120号 平成28年度串本町和深財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第121号 平成28年度串本町古座地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第122号 平成28年度串本町西向地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第123号 平成28年度串本町田原地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第124号 平成28年度東牟婁郡公平委員会特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

- 議案第125号 平成28年度串本町病院事業会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇病院が合併してからまれにみる最悪な年度であったように思うんですが、原因はいろいろにしても入院患者の減少と外来患者も大幅に減少してある。その辺が病床の利用率、そしてまた外来収入の減少をもたらした。平成28年度については、確かに企業債の償還が一番ピークを迎えてあるということもあるけども、それ以上に今言ったところが原因であると思うんです。今後は、現実的に、3億5,000万円の一時的借入金自体を返していけるのか。

そしてもう一つは、会計基準が変わった。水道会計と同じ企業会計であるにもかかわらず、企業会計が変わることにおいて算入猶予やとか、そしてまた企業債の翌年度の部

分について、算入免除または猶予とされてありますが、同じ企業会計である水道会計と同じような形をとっていくのか。

水道会計ではこんなことをせずに、翌年度の企業債の償還も流動負債の中へ入れてあるんです。言いわけめいたようなことを書いてあるのは病院会計だけです。その辺は同じ企業会計の中で統一されていくのか。どうなんでしょうか。

答◇企業会計の水道事業との比較といいますか、運用の仕方が違うという部分につきましては担当から話をさせていただくとしまして、一時借入金を返していけるのかという件につきましては、そのように鋭意努力しております。

外来患者は、やはり戻ってきません。ただ、病床の稼働率がふえておりまして、まだ半期が終わったところですが、半期で3,000万円ほどの増額になる見通しでございます。その他もろもろのプラスになる要素がありますので、何とか平成29年度は一時借入金を2億5,000万円以内におさめたいと。徐々に返していきたいと考えておる次第です。

企業会計の制度改正についてですけれども、平成26年度に改正されております。水道会計とその時点から同じ運用をしておりますので、異なった運用は行っていません。企業債の翌年度償還分につきましても流動負債に計上しております、異なった取り扱いは行ってございません。

質◇説明書の中で、免除すれば、企業債の償還については強制ではないですよと書いたあるやろ。あとの分については、発生してあるんやから猶予してあげますという話やけども、そら2年とか3年以降には必ず入れなければならないという話なんで、それであれば企業債の償還もこれに入れていくということで我々は判断すればいいということなんですわね。

それであれば流動負債から流動資産を引いたところ、不良債務が2億5,000万円ぐらいになるのかな。そういう中では、前からずっと、入れなかったころはかなりの黒字というか、流動資産のほうが上回っていたんですが、数字にあらわした解消策というか、今後はこういうふうにして、売上をこう保ち、また経費もこのようにして減らしていくという事業計画書(案)は口頭で言われてもなかなか難しいところがあります。なぜかという、今までも改革プランが何回か示されて、そのとおりに全然なつてこなかった。

県から示されて、計画プランを出しているわけでしょ。それと実績と比べてみるとかなりの乖離があつて、一向によくならない。その中身は、前にもリハビリに力を入れていく。そして作業療法士でしたか、それらを入れることによってこれだけの収益改善になりますと我々は文教厚生常任委員会に出されたことがあるわけですが。ところが平成28年度でいうと、内科と整形リハビリテーション科が非常に落ち込んである。我々に説明したことと真逆の結果に終わつてある中で、平成28年度は一体何が原因でそのようになったのか。

そういう総括さえきちっとされてない中で、そして今までも何回もそのような計画を立ててきてありながら、ただ県や国から言われたから数字を合わせただけに過ぎない。そういう結果に終わっているわけですから。

そして、先ほどから言われる一時借入金も、これ平成28年度は当初予算で2億5,000万円なんです。ところが3億5,000万円も結果として多く借り入れなければならない。さっきの書類審査を見たわけですが、その中でも平成28年11月から急に資金繰りが悪くなって、2億円を借り、そしてまた平成29年3月17日に平成29年

4月10日を償還期限として25日間、1億5,000万円を水道会計から借りてある。これらの急に悪くなる資金繰りは一体何が原因なのか。

これは年度末に一般会計から入れてもらうのかな。たしか4億円ぐらいだと思うんで。仮にそのお金が来るまでかなり厳しくなるのであれば、もっと早い機会に入れてもらうなり、そしてきちっとした会計基準に戻すということを念頭に考えるべきではないかと。3億5,000万円、法に違反しているということはわかっているんでしょ。それらが結局4億円入れてもらうことによって一時借入れが年度末にのってこないような形になるのであれば、一般会計とも話をしてきちっとしていただくのが。法は順守しなければならんと思うんで、その辺もきちっとしてもらうように一般会計とも話をすべきじゃないんですか。

答◇一時借入金の問題解消について町当局と、今もちろん鋭意検討はしているんですが、それを何とか本来あるべき一時借入金の形にもっていければと考えております。

平成28年度は、整形リハビリテーション科が当初説明していたときよりもかなり落ち込んだと。一体理由は何なという話がありました。こんだけ大きく落ち込んだ理由は、正直明らかでございます。お一人の整形外科の先生が、くしもと町立病院を退職されたことが一番大きいです。ほたら、ほかの先生はできないんかということではなく。

この先生は、私らははたで見ているだけでも、体は大丈夫かなと。ずっと病院へ泊まり込んで、家へも帰らずに診察・診療、泊まりをずっとされてきました。手術もばんばんしてまして、本当に収益的にはありがたい先生であったんですが、ご記憶の方もいらっしゃるかもしれません。プライベートな問題で、当時議会でも一部の議員さんから、こういう非常識なドクターを置いていいのか、という話がありました。それを否定するものではございませんが、この先生がいなくなることによって億単位での減収になることは私どもも管理者も予想していたところであります。

法的には問題ないにしても倫理的にどうかということで本学のほうに相談をかけましたところ、そしたら、もう串本町にはおらせられんねということで、大阪に異動になった次第でございます。その先生がいなくなったことによって大きく減少したということだけ、もちろん総括ではございませんがご報告させていただきたいと思っております。

質◇ここにも一時借入金の不適切な財務処理との関係についてと出たら、なるほどな、うちのは不適切やなど。

資料の中でどうも気になるのが3ページの、入院収益が下がって、ここで整形の問題やいろんな問題がある中で院外処方に移行したと説明されておりました。院外処方へ移行した中で、給与費がなぜ昨年と同じなのか。院外処方に移行した目的の中に給与費を下げようという形のもんであったんじゃないか。そこも加味されているんじゃないかと。薬価差益が低いんで私はもともと院外処方にしようらと長いこと訴えてきましたけど。そこらあたり教えていただきたい。

それと、整形の問題は数字で見ると確かに大きいです。整形だけじゃないでしょ。やはりうちの一番の看板である内科は。整形はそういうふうに掌握されているんですけど、内科はどういうふうに掌握されているんか。先生が帰られたんかな。いろんなことがあったんかな。うちの看板の内科が、どういうふうに掌握されたあるんか。

7ページの資料の中で読影の関係ですけども、いろいろ説明していただいてちょっとはわかってきたんですけど、読影というのは患者依頼なのか、それとも先生が。くしもと町立病院で写したんやけど、私はよう診んからよそで診てもらおうかという形で。これの費用に関してはくしもと町立病院が、串本町がもっているんでしょ。そこらあたり確認だけ。

答◇院外処方に出して給与費が変わらないのはなぜかということでしょうか。

院外処方に出して、だから余剰人員があるから首を切るということは当然してございません。院外処方に出すことによって薬剤師が楽になるやないかと。余剰になってくるんじゃないかとひょっとしたら思われるかもしれませんが、その分、服薬指導なり、今は抗がん剤治療、化学療法のほうに力を入れておりました、その部分でいうと給与費が変わらないと。人員が変わっていないので給与費は基本的には変わらない。ただ、給与費については前回の1,800万円の超勤問題がございます。それも入っていますんで、実質はもうちょっと下がってくる状況でございます。

内科はどういう理由かということですが、これについては先生が変わってということもございませんので、実際に外来、入院される患者さんが少なかった。その理由は何かという、前回の議会でもこれは推測でしかないんですが、人口の減少であったり、あるいは健康志向による医療機関へかかる患者さんが少なかったということが一番多い内科に影響したのかなと考えておりますが、これは定かではございません。

読影に関しましては、この費用は全額当院もちでございます。間に業者を通じてなんですけども、大阪大学に読影を依頼しております。

くしもと町立病院のドクターがよう診んという語弊があります。例えば頭であったり心臓であったりCT、MRIを中心に読影をかけております。少しでも医療ミスのないようにという判断のもとでこれだけ読影をかけている状況でございます。

質◇そしたら薬剤師の数は今、何人おられるんですか。そして、服薬指導を始めたという形で。私も服薬指導をどんどんやろうやないかと長いこと訴えさせてもらいました。なかなか服薬指導に移らなかった。やり始めて、服薬指導でどれだけ収益を上げているのか、そこらあたりざっくりで結構なんで教えてください。

薬の販売というんかな、3億6,000万円ぐらい減ったとか言うたんかな。そんなことを説明しなかったですか。仕入れも3億何千万円と言われたかな。薬価差益が少ないんですね。聞いたら、収入がほとんどないという形で。余りもうからないのが院内処方であったんで。そしたら服薬指導でどのぐらいの収益を上げて。

そして前も問題になったんですけど、多分串本町は院内処方ができないような状態だったんでしょ、薬剤師の人数で。下手したら違法行為になるような形で。これも議会で何遍も募集しています、募集していますとやっていたんで。

いけば今まで院内処方でも法律で定められた人数がおって、要らなくなって定年退職して増員しないという形ではなかった。そういう中で今、薬剤師が何人おって、服薬指導でどのぐらいの収益を上げ出したのか教えてください。入院患者が少ないんで服薬指導も少ないんかな。

答◇薬剤師は現在3名でございます。

服薬指導による収入は年間およそ100万円から200万円。そんだけしかないのかと思われるかもしれませんが、その分手厚い、今まで看護師に手伝わってもらったようなことも薬剤師がしておりますし、先ほど申し上げましたが化学療法に力を入れているという状況でございます。

質◇今、3名の薬剤師がおられるという形で。3名だったら院内処方はオーケーなんでしょ、ほんまは。2コンマ幾つやったと思うんですけど。

今現在、院外処方にしました。そして、くしもと町立病院の規模で必要な薬剤師の数は最低で何名なんですか。

答◇2名でございます。前回、院外へ出す前は3名ということで。

質◇資料を見ながら思うんですが、一人頭の単価。これについては確かに病院の外来患者が減ったから売上が減ったというんやったらわかるけども、単価というのはこの場合、考えられるのは院外処方によって材料費が減るという中で、ところが内科は一人頭の単価が7,567円も減ってあるんですね。

外科からは2,700円、外来がですよ。そして整形は3,800円。ところが極端に減ってあるのが泌尿器科の1万1,608円。一人頭の単価が。薬代だけが減ったというのであればわかるんですが、こんなに泌尿器科は薬ばかり出すのかな、一人1万1,000円も。平成28年度は1万2,407円で、平成27年度は2万4,015円。

だから、本当に中身をもっと精査してみやんと、くしもと町立病院の本当の悪いところは見えてこない。悪いところが見えてこなければ直すこともなかなか難しいでしょうし。いずれにしても要因をすべて洗い出して今後の経営を、数字をもって、一体どこをどう改善すればよくなるということに向けていかなければ3億5,000万円の一時借入金の解消にもならんでしょ。

流動負債の一番の要因は一時借入金の3億5,000万円であると。頑張っって今年度は2億5,000万円にしたいという話やったのかな、一時借入金。ところが、当初予算ではもう既に4億円であるという。当初予算を見てもろうたらわかるけども、一時借入金を4億円で組んであるんですね。最高限度が5億円かな。

だから、言われていることと出してきた当初予算の内容とは全く逆の。3億5,000万円はおろか4億円で膨らむという形で数字上出しているわけですから、ここは真剣に考えていかなかったら。くしもと町立病院は串本町という自治体の中で最も重たい組織になるということを経験全体で共有する必要があるんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

答◇外来の診療単価が大きく減っているということですが、これは患者さんの状況によって変わる部分もあるんですが、多くは長期投与が認められてきた。本来最低でも1カ月に一度は診察していただいて、1カ月分のお薬をお渡しするのが理想なんです、最長3カ月まで認められております。

今、ご指摘のように、いよいよこんだけ収益が下がってきたら、3カ月投与をいきなり1カ月投与ということにはならないかもしれませんが、2カ月投与に。それは患者様のためということもあるんですが、今まで3カ月間、先生に診てもらってなかった部分を、2カ月に1回は必ず来てくださいという格好にしていけば当然収益が上がってきます。ただ逆にその分、費用面の負担は患者様、町民の皆さんにお願いしていかないと、何がいいのか事務長として悩んでいるところでございますが、そうもいってられない。

開業医の場合は、3カ月投与は余りないという話を聞いています。必ず1カ月に1回は来てくださいという話になっているようでございますので、当院でも投与期間を短縮していければと考えております。

当然委員ご指摘の、真剣に考えていかなあかんのと違うんかという話もちろん重々理解するところでございます。ふだんより真剣に悩み苦しんでいろんなことを考えておるつもりでございますが、ますます力を入れてまいりたいと考えております。

質◇売上の部分もそうなんです、今度は事業管理費。総合管理か何かにしてあるわけで

すが、総合管理にすることによって、くしもと町立病院の入札参入業者が減ることがあり得るということを業者から聞いたんですが、もっと個別管理にして、それぞれに清掃なりいろんな形の管理があるわけですから、それらの部分も含めて競争原理がきちっと働くような、参入業者がもっと多くなるような形をとらなければ費用と売上と両方で考えていかなければよくならないと。

100万円や200万円減らしたと胸を張って言っていますが、その程度では。類似の病院と比べて管理費がどうなのかという比較もきちっとしたことがあるんでしょうか。そこら辺もきちっとしていかなければ、売上ばかり上げていくということについてはなかなか。それもしなけりゃならんですよ、しなきゃならないが、両面で考えていくということ。客観的に、どっか似たような病院も含めて比べて、うちはどこで費用がよけ要っているのかと。その辺はきちっと調べてあるのか。

大きな病院であれば総合管理はメリットがあるけども小さな病院では余らないと。先ほども言ったように、参入業者が少ないんです。参入業者が少なければ、それなりに談合もあり得ると。もっと真剣に考える必要があると思うんですが、どうでしょうか。

答◇まったくもって、おっしゃるとおりでございます。総合管理の弊害というのは承知しているところでございます。

管理業務に関しては、当初は総合管理ということで電話の交換手、警備、設備、清掃ひっくるめて1つの業者をお願いしていたところですが、これも分割して、警備に関しては別の業者。これはガチンコの入札でございます。実際に、それで別の業者がとったということもございます。

それから、全体的に個別のほうがいいんじゃないかということですが、個別になるとそれはそれで弊害がありまして、例えば台風時に停電になります。警備の者は一晩じゅういます。それまで総合的に管理していた場合は警備の者が同じ会社の者と連携をとり合って、1年365日、24時間どんな時間でも、設備に問題があったときには警備の人間が行って対応していたというのもあるんですが、業者が別になりまして、警備の者は、いやいや、設備はうちとは全然関係ないですよ。ですから、夜は全然対応できませんというときに、例えばせんだっての台風とかの場合に、設備・電気系統に問題があったときには、そこからまた設備の会社の者を呼び出さなきゃいけないということで、これがまた大変時間がかかる。総合的に管理していれば、すぐにその警備員ができたのにというのも実際あるのが事実でございます。ただそれよりも金額の安いところということで、分割して入札して結果が今の状態でございます。

どんどん入札すればいいんですが、せんだって来た業者は、今、実際契約している業者なんですけども、逆に入札してくれと。今、3年契約でやったあるんやけども、こっだけ最低賃金が上がってきたら当初の契約どおりではもう無理ですと。よその業者とやってもいいから、とにかく入札をしてくださいという話で。ただし、その場合には今の額より下がることはございませんということも言われて。

今、最低賃金がどんどん上がってくる中で委託料がどうしても人件費の部分で上がってくるのが非常に私もどかしいところでございます。そういう中でいうと、業者と信頼関係、何でも安かろう悪かろうということにはならない、信頼をおける業者をお願いしたいということもあって…。

そういうことで日々悩んでおります。

質◇いろんな要因があるんでしょう。あるんでしょうが、今言われたようなことの中で、経費がこれ以上削れないというなれば、あと残されたのは営業でどんなにして収益を上

げていくかということしかないですよ。口頭でものを言われるよりもきちっと計画書に、これだけよくなりますという数字を出してくださいよ。

しかし、今までも数字を出してもらったけども、その数字を何一つクリアしてこなかった。なぜ数字が達成されなかったのか、それらの要因については何ら議会に報告がない。そして今後こうしますということもない。それでは組織として経営内容がよくなるはずがない。

本当に病院内で危機意識が共有されてあるのか。まず自分らが同じ目的に向かって進まなければ経営なんてよくなりませんよ。しかし、今のこの数字を見れば、早急に対策を講じて計画を練る必要がある。

常々言っているように、そんな猶予はないと思うんで、もっと違うところからメスを入れていただいたらどうですか。コンサルという。そのコンサルもついただ単に計画を出してくるコンサルではなしに、本当に達成度が言われてある計画に沿っていつているのか。日々検証に来るようなコンサルでなければならぬと。高島病院やったかな、あそこへ我々が視察に行ったときにそう聞いてきたんで。そういうところにお金を入れて改善できていくんやったらいいけど、ただ単にお金を入れて何の改善にもならなかったというたら費用のむだ遣いになるんで、その辺も含めて議会にきちっと示す必要があると思うんで。いつごろこうしますという話は、きちっとしてください。

答◇今、この場で、いついつまでに、こうします。改善計画を出します。このようになります、というのは申し上げにくいんですが、とにかく来年度変わります。大きく何かが変わると考えております。今はその内容を申し上げられないんですが、私ども職員一同、来年度に向けた大きく変わることに関して当然期待しております。

委員の皆さんにも期待をしていただきたいし、その期待にそぐわないような格好で計画を上げていきたいと思っております。

質◇例えば内科で人数が減った理由は健康志向と人口減少と言われていましたけど、来院者とかのデータから、想像でしか言えないというのはそのとおりだと思うんですけど。

今、ビッグデータというのが盛んに言われています。例えば国民健康保険で、だれが、どこの病院へ行ったとかというデータを持ってきて詳しく分析すれば、いろんなデータが出てくるのかなと思うんです。だから、ビッグデータというかITを使ってもっといろんなデータを集めたら原因も明らかになってくると思うんで、そういうのも検討してみてください。

答◇とりあえず串本町でできることは国保の関係のデータを住民課から、提供いただけるかどうかはわかりませんが、とにかく資料づくりに努めまして、分析をしたいと考えております。

質◇先ほど委託先であったり購入先でガチンコの入札でというお答えがあったところがあります。この最終ページに建設改良工事となっておりますけども、恐らく器具の更新に関して設置があるから建設改良工事という項目でのせてきたのかなと思うわけです。

実際私も病院は一時借入がどんどんふえとるという中で、ほかの病院の実績といたしまして、こういう取引先をかえることによって減額したという病院も近隣でも実際ございます。

先ほどガチンコの入札と言いましたけれども、病院の器具類云々には特殊性がありまして、うちはこれ以上できんよとってほかが乗り込んでこないというか、世の中のチ

チャンピオン性みたいなのを引かれて、1回取引したところしかなかかなか取引しない。それは持ちつ持たれつのところがありますから、そうになってしまうんですけども。本当に安いものか高いものか、同業者のメーカーは乗り込んできませんから、このように財政危機になりますとなかなかやりにくいところですけども、その辺までメスを入れていかなければならないかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

答◇7ページの建設改良費の内訳は、確かに医療機器に関する、保守にしても購入にしても入札はもちろんしております。ただ、とるところは決まってくるような。

業者によって専門分野がございます。こういう器械が欲しければこの業者が強いというのがこの業界がございます。それを打破するといえば語弊がありますが、くしもと町立病院単独で入札をかけても、なかなか厳しいです。

ですから、まだ構想段階ではありますが、新宮市からすさみ町までの病院がまとめて入札をする。そして単価を落としていくというのも経営改革の一つの目玉としております。ただ、新宮市立医療センターであったり那智勝浦町立温泉病院、すさみ病院が、当院もそうですけども、一緒にスクラムを組んでできるかという部分がありますので、それに向けてとにかく進めていきたいと考えています。

質◇私も病院や他の自治体云々をいろいろ調べておるんですけども、その中で実際やったところがあります。ただ、元付き合っておったメーカーに嫌われたもんで、一晩で入れかえなくてはならなかったということで実施してやられたところもあります。

病院の器具は、特殊性がありますから、なかなかメーカーが落としてくれないのが世の中の実情であります。そこら病院事務長が言われましたように、広域で組めばそれだけ安くなる。広域で組めば、くしもと町立病院のここがこのメーカーにかわるということがスムーズにいくと思います。

もちろん入れてくるほうもあるんですけども、改革を行おうとすればこの辺もメスを入れていかないと、委託先、購入先も高いか安い、ほかにもっと同じメーカーでも安く入れておる部分がないか調べて、うちはここまでしてくださいと。してくれなかったら、ほかに入れてくれるメーカーがありますというところまでメスを入れていただきたいと思うんですけども、その辺は。

答◇おそらく同じ答弁になろうかと思えます。

実は非常に大きな広域での医薬品の共同購入の話がございました。平成29年の年度当初でございます。それは西日本全体をカバーしたような医薬品の共同購入の話であったんですが、果たしてそれに乗っていくべきかどうか。

県内の自治体病院の事務長あるいは院長が協議をして、和歌山県内の自治体病院は共同購入に参入しませんでした。といいますのも、中心になったのが岡山の病院でございまして、そこは1社あるいは2社で医薬品をまとめて業者に発注すると。それで入札で落とせなかったところとは一切取引しませんという内容でした。実際それで単価が下がる可能性はあったんですが、いかんせん和歌山県は岡山から遠く離れて、新宮医療圏は特にその中でも一番末端でございます。

その大手の業者が入札をとりました。串本町で何か災害がありましたら、こんだけの医薬品が要ります。すぐに手配してください、といったときにでも新宮周辺に落札した業者の営業所がなければ、いやいや、そんな小さい病院はなかなか相手にできんよなというような判断をされると、本当にいざというときに大変困ることになるということで、県内では5病院ぐらいがそれに参入したような話がありますが、8病院、9病

院は共同購入から外れております。

そういうふうには全体で何か入札をしていこう、単体ではしないという動きが日本全国ありますので、とにかく新宮市からすさみ町までの病院が意思の疎通を図って、とにかく崩せない牙城を崩していきたいと考えております。

歳入、歳出の審査を全て終了し、討論がありました。

反対討論◇地方公営企業法第29条一時借入金、これについては年度末にすべてを返さなくてはならない。そしてまた、1年に限って返せなかった額だけ1年に限って借り入れることができる。しかし、それは他の借り入れをもって償還することはできない。これに明らかに違反している。

そして、この一時借入金は、平成26年、平成27年に2億円ずつ、そしてまた、平成28年には3億5,000万円、そして平成29年度の当初予算についても4億円という借入金を年度末に計上することになっており、これが常態化してある。そして、平成29年度には企業債の償還が約9,000万円楽になるにもかかわらず4億円を年度末に一時借入金の残高を残さなければならないということは、約9,000万円の企業債の償還が楽になるにもかかわらず経営が改善されないというのは非常に問題がある。その辺の解消策は何ら議会に示されておりません。

そういう意味からも法を遵守すべく義務がありながら、それを履行されないのは問題がある。そういうことから私はこの認定には反対をいたします。

反対討論◇確かに法にのっとって処理をしていない。そして歳入歳出予算の財源となっているという形が。

これは苦渋の選択というか、そういう形でやられていたのも理解ができるんですけど、今回の会計を見ている中で毅然たる態度で私たちも示さなければならない。今予算にこれは委員としてずっと認めていくわけにはいかない。法も守られていない。そして病院経営にも大きくかかわってくる。そして財源のような扱いをされています。一時借入金という不適切な財務処理という形で、私もいろいろ勉強させていただく中で大変不適切な扱いだと思えます。

採決をとり、賛成少数で、本決算は不認定と決定いたしました。

○ 議案第126号 平成28年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇流動資産の中に1億5,222万9,242円の未収金があります。そして、附属資料の3ページに平成28年度未納額が8,162万8,336円。未収金というのは、請求出したけどもまだもらってないというのが未収金ですね。未納額というのは、これは滞納額ということですか。どうもこちら辺の説明で、よくわからなんだんやけど。

そして、この貸倒引当金8,160万何がしの中に2,000万円の恐らく取れないものがあるでしょうと。そういうようなものが未収金、要するに流動資産の中に隠されておれば、これは粉飾やないかということで会計基準が変わって、きちっと計上しなさいということの中で出てきた話でしょ。ということは、2,000万円取れないのであれば、一括に落とすとか落とさないとかという話よりも、取れんもんを資産計上すること自体が粉飾決算ですよ。

なぜかという、病院がかなり厳しい経営状態やけども4,000万円の貸倒引当金を流動資産の中に計上してあるでしょ。同じ特別会計であるならば、やはり会計基準をきちっと合わせなければ、おかしい。その辺は一遍に上げて、未収金からそれを引かれたら、あんな答弁も慎むべきやと思うんやけど。会計は明朗にしてくださいよ。その辺の考え方はどうなのか。

そして資本的収支の中に、収入に国庫支出金が666万円の予算額に対して273万4,000円決算額で出て、360万何がしを返したんやと。そういうことやね。返さざるを得ない。これは不用額が出たから、要するに入札した結果、非常に安く落札されたということの中でこういうような事態が起きたんかな。その下の支出についても、建設改良費についても不用額が3,900万円ほど出たあるんで、そういう理解でいいんかな。

そして、この流動負債の中に5億円の短期貸付がありますよね。3億5,000万円は病院に貸し付けてありますが、あと1億5,000万円はどこへ貸し付けたあるんかな。そんなお金があるんやったら、企業債の明細書の中に4.8%やとか4.3%というような高い金利の部分の返していくほうが。こんな折に高い分、要するに運用利回りがそう回らない部分の中では債務の圧縮ということも考えていかざるを得ないんじゃないかなと思うんですが。

これは、今のうちに、仮に返さないにしても借りかえというのができないんでしょうか。4.3%やとか3.1%とか、今借りたら0.どれぐらいで借りられる、そんな状態でしょ。この財政投融资、そして地方公共団体金融機構資金、これらは繰上償還を認めていただけるんかな。今の市中銀行、要するに縁故債であればそれらが認められるんで、できたら政府系の金融機関で借りないほうが金利の変動があったときに有利になると思うんですが。

その辺もあわせて考えたほうが、今後資金繰りが楽になるんじゃないかと思うのですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

答◇未収金の件です。平成26年4月1日の会計基準見直しにより、貸倒引当金の計上が義務づけられました。それに伴い移行時における債権についても区分分けして、それぞれ合理的に見積もった額を引当金として計上し、後年度における貸倒発生に備えることとなりました。しかし、串本町の水道事業では、移行時前日以前の債権については従来どおり過年度損益修正損で処理して、平成26年度以降分については貸倒引当金として計上することとしまして、平成28年度末で354万1,553円を積んでおります。

平成28年度については、不納欠損の520万9,620円のうち505万3,770円を過年度損益修正損で処理しております。過年度未収金につきましては、約7,000万円ありまして、うち回収不能分が約2,000万円。それと先日の説明では漏れたんですが、貸倒が懸念される債権というのが1,200万円ほどあると見込んでおります。

今後については、委員のおっしゃられるように貸倒引当金として計上していきたいと考えておりますが、昨年からの未収金につきまして、さまざまな調査を行って精査している状況です。今年度は300万円の予算の中で精査して、判明してきたものについて貸倒引当金に計上していきたいと考えております。

国庫支出金の666万6,000円に対する決算額が273万4,000円ということで減額になっている分ですけども、これは補助金が満額つかなかったのが原因です。短期貸付金については、病院事業会計と一般会計にも貸し付けしております。

企業債の償還については、平成24年度に旧有田簡易水道分の企業債の償還、金利が

高かったんで一部償還させてもらいました。その手続も非常に煩雑で、なかなか国にも認めてもらいにくいような状況の中で償還しましたけれども、また今後そういう部分も検討していきたいと考えます。

質◇未収金、貸倒の考え方というのは、やはり取れないものは資産査定をきちっとして上げていくと。その後、仮に収入として入った場合は、雑収入か何ぞで上げたら別にどうってことないわけですから。だから、未収金の査定はきちっとすると。

そして、先ほど言われた補助金を受けられなかった金額のほうが大きいのか。

ということは、水道課が悪いんかな。国が悪いんかい。その辺もきちっとしていかなければ。

そしてもう一つは、そんな貸し付けがあるんやったら耐震構造には、要するに全国平均は約4割弱、うちは1割ちょっとの状態の中で、地中へ埋まっているからというて、見えないからいいわという話にはならんと思うんで。剰余金が6億円ある中で、6億円の中で5億円貸したあるんかい。それは本当に返ってくるんかい、病院から。

病院はどんなにして返すん、返す金らないで。返しようがないがな。返したったら資金繰りら絶対つかへん。一般会計から補うたってもらわなんだら、返しようがあらせん。そらもう、人どころやないと思うで。

それらも含めて、副町長ときちっと話をして、一般会計に保障してくれるんか聞いてみたら。

答◇今の件につきましては、また当局の副町長らと相談させていただきます。うちとしては、できたら貸したものは返していただきたいと考えております。

副町長答◇それは貸しているんですから返してもらわないと、水道課そのものも危機的な状況になってきているんですから。一般会計で補てんする部分は補てんもありましようし、病院はどっかで借りてきて済ますもんは済ますという考え方でないと、水道課そのものも会計やっていけないと思います。

先ほどの起債の償還の分ですけど、繰上償還できる部分とできない部分とあるんです。国からの、郵便局なんかの資金を借りている部分については許可がおりないんです。そういうことで、若干利子が高いんですけど払わざるを得ないということで、2つとも繰上償還できない部分が残っている状況です。

質◇の1億5,000万円は一般会計へ貸してあって、それが残高に載ってあるということは、一般会計は一時借り入れで借りたあたのか。

それであれば一般会計も。ほんじゃ、一般会計は5月31日で全額返したということかい。

返したんやったらいいよ。出納閉鎖は5月31日なんで、それまでに返したんやったら。タイムラグあるのはいたし方ないけども、またくしもと町立病院みたいななんかと思うて。

いずれにしても、6億円しかない金を5億円も貸したるて。たった1億円しか残ってないという話やろ。そういうことについては、今後は考えていかざるを得ないんじゃないかな。もし何かあって老朽管が破裂し、本当に金が要るようになれば、会計がたちまち回らないというようなことも考えられるんと違うんかな。早急に返してもらおうほうがいいんと違うんかな。

答◇一般会計の借り入れですが、一般会計は3月末に一時的に、3月31日から4月5日まで基金から資金を運用していますけども、基金は出納閉鎖がございませんのでその借りている基金を一たん戻して、その基金を翌年度へ繰り下げるという事務をします。その関係で6日間だけ一時借入金で水道課から借りて、4月5日に既に返しております。

質◇貸倒引当金については、来年度からきちっとした取れる分、取れない分というのを精査して、取れない分については貸倒引当金で計上していくと、それでいいのかな。

答◇精査してきっちり出てきた分について積んでいきたいと考えております。

質◇18ページに土地売却で3,529万4,220円というのが記載されています。たしか和歌山県へという説明だったと思います。また21ページに、これの分筆費用も水道課で持っておる記載になっておりますけども、どこを売ったのかな。

答◇サンゴ台の病院の道を隔てた反対側にある県の職員住宅と庁舎の分でございます。

質◇この報告を受けながら、従来田子の水源がああいう状況でございました。あれは長年濁水で、そういうことだけで対応できなったら災害時の関連も考えて、二色水源の強いところから有田の稲村までそこから来ておりますから、ずうっと一円を接続して対応するほうが将来的にも経費的にもベターじゃないかというようなことをいろいろ言ってきましたが、なかなかそうはいかない状況で。一気にはいかないんだなと理解しておりますけど、この報告では田子へは旧田並簡易水道からの何をジョイントしましたというような報告ですけれども。

江田まで行って、江田から接続してないんやね。将来そういう構想で対応していける考えを持ったのかなと推察したんですけれども。それじゃ今、田並から江田までということのようすけれども、そういう構想について、全然計画外というか配慮に存在しておらないという現況なんですか。

答◇今回の田並から江田にかけての接続につきましては、江田のお宮さんから田子のドライブインの間での漏水が著しくありまして、その部分についての漏水調査を何度もやっておりますが、なかなか漏水箇所の測定には至っておらなかったもので、その部分を再度やりかえるよりは田並水源から引っ張って、一たんあその部分を切って、一応江田方面の水道の供給を持っていこうという計画がありましたので、そっちのほうへ今回。全体をつなぐというよりは神社からドライブインの間の漏水を抑えて有収率を上げたいという目的がありましたので、そういう格好で進めております。

全体的につなぐというのも確かにいい案なんですけども、今のところはそこまでの計画はまだ持っておりません。

以上で審査を終わり、本決算は承認すべきものと決定いたしました。

○ 議案第127号 平成28年度串本町国民宿舎事業会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇平成30年度、要するに来年度で企業債の償還が終わるわけですが、ここもかなり老朽化してあるんで、今後ここは今までどおりずっと町の持ち物としてやっていくのか。

下は財産区のもんであって非常にややこしいところもあるんで、課長に聞くよりも政治的なものもあるんでしょうが。

前はまだましやけど後ろはかなり傷み込んだあると思うんで、その辺は非常に頭の痛い問題やと思うけども、どう考えたあるんかな。

答◇確かに施設そのものは、かなり傷んではきております。ただ、あらふねリゾートにおきましては、かなり入り込みがふえているような状況であります。今現在、町が進めているプロジェクト、また、進めようとしているプロジェクトの中でさらに入り込みがふえると予想しております。

土地そのものが財産区ということの中で大型共同作業場のように無償譲渡してというような方法は厳しい状況ではありますけども、ただ、古いといっても主要な部分については、例えばボイラーであったり空調設備は徐々に直していっております。本体につきましても、前面の大ホールのところであったり向かって左側のホテル部分は以前に改修工事をしておりますので、とにかく町とすればできる限りそれを活用して。

町が直営でやっていたときの国民宿舎は、本当に落ち込んだときには年間6,000人台ぐらいまで落ち込んでいたのが今現在1万2,000人ぐらい来ていただいています。さらに入り込みがふえるという見込みですので、継続して町としてはやっていきたいと考えております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

〈田嶋町長への総括質疑〉

町長への総括質疑については、平成29年10月24日（火）串本町病院事業会計歳入歳出審査の後、一般会計及び特別会計の質疑の中で出されたものなどを参考に、下記の項目について質疑を行いました。

- くしもと町立病院の一時借入金の解消及び今後の病院経営について
- 串本給食センター給食調理員の人員不足の改善について
- 財産管理について（帳簿整備及び現況把握）
- 長年取り組まれた事業の成果の検証及び見直しについて

【町長説明】

- 串本町立病院の一時借入金の解消及び今後の病院経営について

これに関しましては、先ほど決算審査特別委員会で議論をしておりました名田病院事務長の答弁を聞かせていただいたところでありまして、総括して事務長が答弁をさせていただいたとおりの内容で今現在動いているところであります。

病院経営というのは大変厳しくなっている。その要因の中には人口減少というのが大きくあります。そしてまた、高齢化という問題もかかわってくるわけでありまして、

国民健康保険と病院事業の会計の健全化は反比例するとよく言われておりますけれども、今回顕著にあらわれてきておるところがありまして、串本町民の方が病院にかかる1年間のお金というのは、平成27年度におきましては、1人の方の医療費が34万2,000円だったんですけども、平成28年度におきましては31万円まで下がってきております。人口が減るのはもちろんでありますけれども、1人の方の医療費が3万円近く下がってきておるといえるのは、もちろん、くしもと町立病院だけではなくてすべての病院で、病院にかかっていないということが顕著に数字としてあらわれてきておる。

議会でもご存じのように、国保が黒になるなんて考えたことがなかったわけでありまして、今そういった予想もしないような状況が生まれてきておるところであります。そういった中、それをただただ見ているわけにはいきませんので、先ほどから議会で議論いただいたような健全化に努めていかなければならないということでありまして。

整形リハビリテーション科の先生が帰られたことによって大きく減収になったという答弁を、先ほど名田事務長からさせていただきましたけれども、来月、近畿大学の東田病院長という、病院のトップの先生にくしもと町立病院へ来ていただくことになりました。

今のくしもと町立病院の先生方の状況とか、そしてまたもちろん今の病院の財政状況等を一度検証していただきたいということであり、今回見ていただくことになっております。近畿大学の病院のトップでありますから、その方が串本町に足を運んでいただくということで、我々もいろいろと現状の話をさせていただきたいと思っております。

それともう1つ、抜本的な改革が必要だということ为先ほどの議論の中でも言われておりました。私も思っておるところでありまして、今、前地管理者も本当に管理者としてよく頑張ってくださいしております。我々も信頼を置いているところでありまして、やはり医師免許を持っておる方が管理者になられるのが一番医者の方の状況もわかるし、そしてまた、そこで管理していただけるような方がもしおれば、我々は本当に望ましいなということで考えておるところでありまして、これは議長ともご相談をいろいろとさ

せていただいておりますけれども、今、近畿大学においても、そういったところも前向きにご検討をいただいております。

先ほど名田病院事務長のほうから、もう少し待ってくださいと言っていたのは、そういったことも含んでであったと思いますけれども、そういったところも踏まえて、そういう管理者に来ていただいたときには大きく変えていけるのではないかと考えておりますので、少し時間をいただけたらありがたいなと思っておるところであります。

○ 串本給食センター給食調理員の人員不足の改善について

これにつきましては、串本町議会におきましてもいろいろとご議論をいただいております。実際のところ、36人からの職員を雇うということでしたところ、それが計画どおりにいっていませんでした。そのいっていませんでした原因としたら、やはり職員間での大きな亀裂が生まれていたという現状が実際にありました。そういう中で新しく職員採用をしようとしても、来てくれる方がいないというのがずっと続いておったところでもあります。

私は、このことを受けまして、うちが委託をしている会社でありますシダックスの学校給食の事業本部の本部長を呼びました。和歌山県の所長レベルではこの話ができないということで、シダックスの本部の諫山本部長に、これはあなたとこの責任だということで、ちゃんと職員間の健全化をしてくれということで話をさせていただいたところでもあります。

現状につきましては、13校に対し、1日1,080食を配食しているということでもあります。当初の計画では、総括責任者以下副責任者すべて入れて36人体制で進めていくということになっておりますけれども、平成29年10月1日時点では33人ということで、3人減ということでもあります。

計画どおりに人員が、今も達していないという状況でありますから、やはり食の安全・安心を管理するには適切な人員配置をちゃんとしてくれということを今なお話しているところでもあります。

以前大きくトラブルになった職員間の亀裂は、今はもう随分となくなってきたということでありまして、朝礼におきましてもいろいろな質問が出たり、また笑い声が聞こえているということでもありますから、私たちも今そういう状況を見守っているところでもあります。

もう一つご質問いただいていたんですけれども、だんだんと学校も統合されてくる、そしてまた生徒数も減ってくる中で、この業務が以前よりも軽減されてくるのではないかと。そういったことによって委託金額の見直しもしていくべきじゃないかというご質問もいただいたように聞きますけれども、私たちも当然そのように考えております。

例えば36人という人員設定の中で、年間6,400万円からの委託費を払っておるわけでもありますけれども、それに満たなかった人件費に関しましてはもちろん返してもらおうということで今回200万円ぐらい返ってきたと思うんですけれども、全体的な費用が軽減されることに関しましては、またそこらは十分見直しをシダックスとしていきたいと考えているところでもあります。

○ 財産管理について（帳簿整備及び現況把握）

まず備品についてであります。

備品の記載に関し、議会事務局の複写機が記載されていないのはどういうことかということでご質問をいただいたと聞いております。これに関しましては、庁内の備品については各課にある備品台帳にて管理をされておりますけれども、リース契約の場合は町

の備品ではないため、財産に関する調書には記載はされておられない現状であります。しかし、質問のあった議会事務局の複写機は購入した備品でありましたが、購入金額が50万円以下のため、決算による財産に関する調書には記載されておられない状況になっております。

記載は50万円以上からということになっておるようであります。ちなみに、備品に関しては取得価格が10万円以上、そしてまた耐用年数が2年以上というものが備品ということで記載をしていくことになってございます。

次に、県は備品に必要事項を記載したシールを張っているが、町もそのような取り組みを考えてはどうかというご質問をいただいたということであります。

確かに購入したときにはすぐにわかるわけでありませけれども、年月が過ぎていくと段々と管理も手薄になったりとか、いつ買うたものかなとなってくる。そういった中でシールに何年度に買ったとか簡単な記載をしていくことによって以後の管理も大変やりやすくなるというのは十分考えられることとあります。これは1回私のほうから検討するよということ各課に指示を出したいと思っておるところであります。

次に町、総務課町有財産担当者は、町有の山林すべての境界を把握しているのかというご質問をいただいたということとあります。

町有名義の土地、山林を含むものにつきましては理解をしておるところでありますけれども、すべての土地の境界は把握できていないというのが現状であります。必要に応じて隣接者との立ち会いのもと境界の確認をさせていただいておるところであります。

現在ご存じのように、高速道路の関係によりまして、その場所の土地の測量とか地籍調査をいろいろとしておるところでありますけれども、最終的に地籍調査と地籍測量に関しましては、町内のすべてでしていくものであると考えておりますので、今は優先的に高速道路ということになっておりますけれども、おいおい少し時間はかかりますけれども、最終的には全町的な把握をしていくことに努めていきたいと考えているところであります。

○ 長年取り組まれた事業の成果の検証及び見直しについて

事業の成果につきましては、長期総合計画に基づき3年ごとに町づくり3カ年計画として成果目標と事業の実績、成果目標の達成状況を議会にも配付させていただいておるところであります。

また、見直しについては、昨年度に、平成28年度から平成37年度までの10年間の長期総合計画を作成したところであり、基本計画の前期5年間が終了する平成32年度に見直しを行う予定としておるところであります。加えて平成27年10月に作成した串本町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも平成31年度を目標にして、具体的施策と重要業績評価指標、いわゆるKPIを議会にも報告しており、この12月議会には検討した補正内容を提案する予定としておるところであります。

長年取り組まれた事業の成果ということで、この中には、いつも議会でご議論をいただいております磯根再生事業も十分含まれた中での質問かなと考えますので、これについても少し答弁をさせていただきたいと思っております。

平成28年度も和深地区における藻場造成事業、外的駆除及び追跡調査として串本海中公園センターと委託契約を締結して事業を実施したところとあります。近年、水揚げの大幅な減少や漁業従事者の高齢化及び減少等、漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況になってきております。

その対策の一つとして、稚貝稚魚等の放流や磯根資源の保護・維持・回復による地先資源の充足に向けた取り組みを長年行ってきたということとあります。県水産試験場、

漁業関係者等ともしっかりと連携をし、その知見を得ながら事業の検証をしていきたいと考えています。もし専門機関が、成果なし、と判断をした場合におきましては、事業そのものの見直しも検討してまいりたいと思っております。

現在、ご存じのように、事業費といたしましては県が120万円、そして町が240万円を出してこの事業をしております。過去ずっと300万円の事業費でやってきておりましたけれども、やはり議会のご指摘もいただく中で追跡調査もちゃんとしていかなければならないということでありましたので、60万円追跡調査等にお金を入れて360万円の事業ということで、これは海中公園にお願いをしております。

内容につきましては、テングサの植栽や、またヒトデの駆除も行ってございまして、年間4日間で4,000匹ぐらいのヒトデの駆除も現在行っているところであります。

先ほどからご答弁をさせていただいた中で、地先資源ということで、最近このことがものすごく漁業組合からも話をいただいております。というのは、漁業者がだんだんと高齢化してきてなかなか遠くに魚をとりに行く状況になっていない。また、とりに行っても魚がない状況の中で、もうちょっと地先の資源をふやしてほしい。その一つとして築いその事業をしてもらえないかという強い要望をいただいております。投石ということでもあります。今回漁業組合が平成27年度におきまして、大きな黒字を出されました。そういったものを活用して、していきたいと。しかし、この事業に関しましては全体の22.5%は町が出さなければならないということになってきますので、幾ら漁業組合が大きな黒字を出したからといって町も22.5%出してくださいということにはなかなかかなりにくいですよという話もさせていただいたんですけれども、最近漁業組合においては、こういった藻場事業であったり地先事業に力を入れてくれという要望をいただいております。

先ほど申し上げました漁業組合の築いそ事業等に関しましては、今後どういうふうに町として考えていくかは、まだ決定はいたしておりませんが、また議会にご相談することもあったと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、町長の説明のあと質疑を行いました。

質◇病院事業についての町長からの説明があったわけですが、確かに国保とは連動してくるんです。しかし、連動しているから病院の赤字は容認できるという話ではないですね。それはそれ、これはこれです。そういう中で、これはやはり改善していかなければなりません。

そして、先ほどから言われた築いその話。これについてはもう長い間、磯根再生事業の中でやってまいりました。もう沖へ出て行く漁業ではありません。しかし、海の状況というのは非常に変わってきてある。

昔は非常に貝とりが盛んで、この貝とりはエビアミと違って後に仕事が残らない。とってきたらすぐに金になって、ウエットスーツだけきちっと洗って干せば、もうそれで仕事が終わる。非常に収益率の高い事業だったのですが、ところがいそ焼けによって本当にここの資源が減って、今はもうエビでの生計、売上高が非常にふえてある。

そこで、これ以上自然がいそ焼けの状態であるならば、何ぼ藻場を再生しようと植えたところで、自然になかなか勝てない。こういう部分もあるので、今後は投石等ですね。もう貝をあきらめてエビのほうに力を入れていくということも。成果のあるものに力を入れていかなきゃならないわけで。そういうことですね。要するに漁師の方々の所得の向上は当然図っていく中で、自然にはなかなか勝てないので、これだけ長い間事業を続けてきても余り成果がないので、そういうところへ変えていく必要は私はある

んじゃないかなと。

成果、費用対効果はやはり検証していかなければならない話であって、それを合理的に今の実情を踏まえて、何に投資すれば一番成果が上がるのかということの中で進める必要があると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

町長答◇言われるとおりでと思います。

病院に関しましては、国保がよくなったから病院はどうでもということとは決してないとは思いますが。両方ともいい形になっていく必要があるかと思えます。やはり患者の皆さん方が来ていただきやすい、また信頼のおける病院をつくっていくというのが一丁目一番地だと考えております。

先ほども少し申し上げましたけれども、近畿大学の力がなければどうにもならない状況に来ておりますので、本当に近い将来の確固とした管理者、そしてまた、東田病院長等のご尽力を一層いただく中での健全化を図っていきたくと思っております。

漁業に関しましては、本当に高齢化をしてまいりました。先日も組合長とも少しお話をしたんですけれども、組合員を脱退される方が大変ふえてきたと。魚をとりに行っても燃料代にもならないよという方がふえてきたということでありまして、遠くへ行くのはなかなか厳しい、もう近場でどうにかするような漁業に大きく転換していかなければならないという話をされておったところであります。

費用対効果ということを委員は言われましたけれども、全くそうでありまして、費用対効果があるものをちゃんと検証しながらこれからの漁業を進めていかなければならないでしょうし、それに対して町もそこを見分けてバックアップをしていかなければならないと考えております。

今まで長年続けてきました藻場の関係に関しまして、再度検証したいと思えます。先ほども言いましたように、県等とも話をして、本当にそれだけの実績等が上がっていないようであればこれは勇気を持って、やめるんじゃなくて方向を変えるということも大事なのかなと思えます。その辺は十分今後も検証していきたいと思えます。

質◇近畿大学の病院長をお呼びして、くしもと町立病院の現状を見てもらうということだったと思うんですけど、ちょっとわからないところがあるんで教えてほしいんですけど。病院長というのは経営には詳しいんでしょうか。院長というからにはお医者さんだと思うんですけど、例えば専門のコンサルとかのほうは経営という点では詳しいのかなと思うんで。病院長は、それも詳しいんでしょうか。

事業の見直しは3年ごとにやっているという話でしたけど、毎年事業の見直しという報告書というんですか、1年で始めてすぐやめるというのは。軌道に乗るまではやるということもあるかもしれないんですけど。報告書は毎年つくるべきだと思うんですけど、そういうのはつくられているんでしょうか。

町長答◇病院におけるコンサルということも必要だと思います。外部の目を見ていただくということも大事かと思うんですけど、コンサルが見る病院の見方というのは、どうしても数字をベースにしてものを見るということが考えられます。

東田病院長は、委員が言われました、病院の中で、学長とか上はおりますけれども先生のトップの方でありまして、もちろん経営にも精通している。そして医師を指導する立場におられる方ですから、そういった部分からでの病院の改善が、この方の力によって大きく変わってくるんじゃないかなと思えます。

先ほど名田病院事務長が答弁させていただきましたけれども、1人のお医者さんがいるとないで1億円違ってくるという世界でもあるわけなんですよね。そういったことも踏まえる中で、東田先生のような方に来ていただいて、先生に激励してもらおうというか、今のくしもと町立病院の状況を皆わかってくれよ、と一言言ってもらうことによって違ってくる部分もありますんで、私らは今回大きく期待をしておるところでありまして、またそこから次期の管理者にも大きくつながっていくもんじゃないかと思っています。

いろいろな事業の見直しにつきましては、事業検証は都度都度、もちろん小さな形ではしていきます。しかし、一定事業というのは継続をさせた中で検証していかなければならないということもありますんで、3年等の見直しという大きな見直しをしながら、また、年々こういうふうにしたらいんじゃないかというような小さなところは常に検証しながらいく必要があると思います。

質◇今回の決算委員会に出席させてもらって、ちょっと調べればもっといいようになるような事業がいっぱいあったと思うんですけど。毎年、成果と費用とを、書面というか事業ごとにこういうのを出すというのを決めてやれば、そのときに書いてたら、これはどうなっているんだろうと調べて、それではっきりすることもあると思うんで。そういうのをやったらどうでしょうか。

町長答◇基本的には毎年やっていく必要があるかと思っています。しかし、事業自体の見直しというのは、そんなにころころ変えていくべきものではないと思います。

書面に書けるもの、例えば数字であらわせるものは、ある意味簡単かもわかりませんが、何かのレンタルをすることになって、1年間これだけレンタルできましたとかいう数字はすぐに出せますけれども、そこから起こる波及効果等々に関しましては、やはり一定の期間を見ないとわかりにくいといった事業もいろいろありますので。

事業の大きな見直しは3年で、そしてまた年々少しずつ改善するところは改善していくという形が一番いいんじゃないかなと考えています。

質◇年々改善するところで、例えば引きこもり者の施設で引きこもりから復帰した人数を把握していないとか、南紀園とか百々千園とかでも出している金額ほどは入居者がいないということはデータを見たらわかることだと思うんです。議員から言われることじゃなくて当局がそれをちゃんと調査して、事業ごとに評価をするべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

町長答◇例えば百々千園に何人の方が串本町から入所しているなどというのはすぐに、当然我々もわかっているところでもあります。委員は、こういったシステム、施設の成り立ちをまだ十分理解されていないところがあるかと思っていますけれども、その辺の理解をした中でのご質問をいただけたら、もっと深いご答弁をさせていただけるのかなと思います。

これは長い歴史の中でそれぞれの施設、串本町はある時期に西牟婁郡から東牟婁郡に変わりましたんで、当初西牟婁における広域の百々千園というのがありまして、また今度東牟婁に変わって旧古座町の負担分を、例えば東牟婁で持って南紀園という施設に加入したと。

これは連合体でやっているわけでありまして、例えば単純に入所者が5人しかいないですよ。町から出しているお金はこっだけです。これ費用対効果からいったら全然だめや

と。それで、こういうふうになるかも知れませんが、それじゃ、それぞれの町がこれからいかにして共同体をつくっていかうかといわれている中ですべてがおじゃんになってしまうとか、お互いその辺は協調し合いながらいかなければならない部分もあるかと思えます。そういった部分も十分ご理解をいただく中で、また今後の人数の費用対効果ということにも触れていただけたらなと思えます。

質◇ 800万円払って5人しか入っていないからやめろというわけじゃなくて、例えば決まりで800万円払うとなっているんだしたら、5人じゃ少ないから、自分らが費用を払っている分の人数をもっとふやすように努力をすとかいう検討は。議員から指摘されて検討しますということになっていますけど、当局としてそういうところは気づかなかったんでしょうか。

町長答◇ 委員はその辺を勘違いされているのかなと思えますけれども、串本町の枠は、例えばうちから、あなた百々千園へ行きなさい、南紀園へ行きなさい、というもんじゃないんですよ。それぞれの個人の問題でもなってくるわけでありまして、いやいや、あちらのほうまでよう行かんよと。ずっと順番があっても、例えばにしき園へ入りたいから順番を待っておくよとか、いろいろな条件の方々がおられる。しかし、町として必要なのは、行きたい方々がおられたら、その枠をちゃんとキープしていく。

幾ら行きたいといって手を挙げてでも、いやいや、串本町の枠はないですから、行けませんよ、ということにはなり得ないわけでありまして、そこらは個人の問題にもなってくるわけです。私どもから行きなさい、と勧めるもんでもないわけでありまして、その辺は地域の共同体で施設を運営しているということでありまして、決して町がその辺を全然理解してないということではありません。

質◇ 病院の関係ですけど、医師の関係もあったんでしょう。でも私は外的原因が一番大きいと思えます。人口減なんて初めからわかっていることですから。議会で私以外の議員も、何名も人口減が来るということで、病院を建つ前から人口減に備えていこうと言われておりましたし。

今回近畿大学のトップが来られるんですか。やはり先を読んで、どんどん進めていく。先手を打つような形じゃなかったら。高速道路が病院の横へ来ますよ。ますます患者が減る予想ができますんで。

きのうもやっていました、遠隔の診療。看護師が患者のどこへ行って、タブレットでお医者さんと診断するようなこともやられる時代が来るという形で、きのうもやりましたんで。近大のトップが来られて話を聞くのもいいでしょうし、そして外的要因も加味して病院をどう経営していくか。

一つお聞きしたいんですけど、管理者が先生になるのかな。条例をつくるときに、私はこれを言うた記憶があるんです。医者が管理者になったらどうなるんですか、条例上。給料問題ですけど。質問したときには答えが余り返ってこなかったんですけど。こういうこともあり得るだろうと思ったんで、あのとき言ったんです。医者が管理者になった場合に給料体系は管理者の給料になるのか、それを教えてください。

給食です。職場の雰囲気が悪いとかいろいろ言われております。それもあってでしょう。あるんでしょうけど、給食に私たちが口を挟めるかどうかわかりませんが、時給なんです。時給は、串本町は口を挟めんと思えます。思えますけど、最低賃金じゃないですか、ここは。そんなことを聞いたような気がするんですけど。同じ給料でもっといいところがあればいいところへ行くし、給料が高かったら。需要と供給の話なんで、こちら

あたりはどのような話をされているのかな。時給とかは。

それと、事業計画と検証という形で、これが一番重要なことで一般質問でもやらせていただきました。

今後、KPIを取り入れていくと言われていたんですけど、KPI確かに目標と検証という形で、前回の橋杭岩で初めて出てきましたね。こういう形で足がかりになっていくんでしょうけど、やはり投資する。そして、この事業がどういうふうに波及をしていくのか。

もういろんなところで、県単位じゃなしに市町村単位でも産業連関表を活用しているところがありますから。検証していくというのなら産業連関表を取り入れていくようなことも必要じゃないのかな。どんどん予算規模も小さくなってきていますんで、投資効果を見るのなら。そこらあたり、お教えてください。

町長答◇くしもと町立病院であります。病院本来の形と外的な要因が大きく左右してくる。これは人口減少しかり、そしてまた委員の今言われた高速道路が、6年半ぐらいにはと今言われておりますけれども、病院の真端にインターチェンジができる環境が今つくられようとしております。これが病院に与える影響がどのように出てくるかということをも十分検証していかなければならない。

例えば、よその病院に行ける環境ができたからと、くしもと町立病院に来ていただけないようになるような病院は今からつくるべきではないですし、幾ら交通網が整備をされても、くしもと町立病院に来ていただけるような充実した病院をつくり上げていくのが今後大事であろうと思っております。

給食の関係であります。人を募集してもなかなか来てくれない時期がずっと続いておったところでもありますけれども、当初計画したよりもまだ3人から少ないわけでもありますけれど、一応以前よりはよくなってきたかなと思います。そこには賃金の問題があるんじゃないかとお指摘をいただいたところでもありますけれども、最低賃金を上げまして、今ご指摘いただいておりますところも改善をしたところでもあります。

投資効果に関しましたら、これから今まで以上に投資効果について重要視される場所であるかと思っております。すべての事業において、投資効果を十分に検証する中で事業実施を今後とも進めていきたいと考えているところであります。

質◇医師が管理者になったら、どないになるんか。

答◇水口委員がおっしゃるように今の串本町の管理者の給与は条例でうたわれておりまして、定額でございます。その条例の中には医師がなった場合という項目はございません。

ただ、医師が管理者になる云々というのは、候補者もまだ決定していない状況でございますが、そういうことも十分考えられますので、12月議会あるいは3月議会で、もし医師が管理者になった場合に対応できる条例改正をと今は考えております。

質◇私は条例をつくるときにそれを指摘したんです。絶対ありますよと。そういうのが考えられますから、つくるときましようという形で指摘したんです。

病院も先読みしようというのは、今、紀南病院へ行ったら串本町の方でいっぱいです。もうすみ分けを見据えなあかんような病院じゃないですか、くしもと町立病院は。道ができてくるときに、すみ分けを。くしもと町立病院の役割は何なという形ですみ分けていかなあかんような。幾らいい医者が来られても。そら近畿大学のトップが来られても、

やはり外的要因が大きく商売を左右しますんで。私はむしろどんどん先を見据えてすみ分けを。くしもと町立病院の担わなければならない科、そういうところ。そういう状態に来ていると思うんで、今の数字を見ていると。

最低賃金は県が上げたんですね。県が最低賃金を上げて、それへのただけのことでしょ。そういうことを言うてるんじゃない。県が上げて最低賃金を上げたということは市場も上がっているんです、全部。市場も上がって、ただ労働力に見合う賃金と。ほたら、ここやったらしんどいし、害的なもんがあるからよそのほうがいいなという形で行くのが常なんです。高校生でもそうですよ。ぱっと見て、どこは10円高いとか、20円高いとか。

最低賃金を上げたのは、県が最低賃金を上げたからみんな軒並み上がったんでしょ。何遍募集してもパートの方が来られないということであれば、そこらも見直す。これは串本町が言えるんか知りませんが、上げることはシダックスの経営にもかかわってくるんで。

充足してもらって、安心・安全な給食を提供するために。人だけじゃなしに、人のつき合いだけじゃなしに。

言われてたのは、十分精査するという形で産業連関も研究していくべきだと思うんです。串本町の役場には優秀な方もたくさんおられるんですから。串本町に初めてやれというわけじゃないんですから。

産業連関表に当てはめていって、こういうふうになりますと足がかりでもつくったらどうですか。K P I を今後やられるということなんで、それも期待はしていますけど。

町長答◇最低賃金の関係であります。委員が言われたとおりなんですけれども、以前までの給食センターに関しましてはお金の問題も確かにあったんですけれども、少し感情的な部分の中にあったんじゃないかと。その理由のほうに来ていただける方が少ないということにつながっていたんじゃないかなと思っています。その辺、少し改善ができてきたところでもありますんで、もう少し様子を見ていきたいと思います。

そして賃金を上げたとしたら、シダックスのほうからいきなり町のほうに管理費を上げてくれと言ってくるかと思っていますんで、町もこれ以上の負担はなかなか厳しいということでもありますんで、シダックスの管理のもとに職員さんの方々の管理もちゃんとしてほしいということを強く徹底して言っていきたいと思っています。

病院もこれからどこまでのすみ分けになるんかわかりませんが、これだけ道路網が発達してくるとどこの病院にも行ける。高速道路が串本町までつながったら、今は国立南和歌山医療センター云々と言っていますけれども、それこそ和歌山、大阪という話が出てくるんじゃないかなと思いますんで、そういう意味ではすみ分けということになるんでしょうか、その辺も十分考えながらこれからの病院運営・経営にかかっていると思います。

質◇最後にすみ分けという形でアバウトに言ったんです。

私は診療科目だと思うんです。診てもらえるところがあつたら、よそで診てもらってもいいんじゃないか。診療科目の必要科目を見直すときに来ているんじゃないかなと。だから、近畿大学のトップが来られたときに、果たして眼科が。

ここ何日か前も白内障の話になったんですけど、眼科は皆さん田辺市へ行かれていますよね。眼科はどこ、何々はどこ。私は診療科目も。近大のトップの方が来られたときに串本町の状態、そして近隣の病院の位置づけを話して、ご理解いただいて、すみ分けをきっちり見据えていく必要があると思いますんで。そこはよろしく願います。

質◇病院は、報告されたように現在の体制あるいは病院の窓口対応ということでは努力をされてもこういう状況ですという決算の状況報告でありますけれども、幸い町長も、近大から先生にお出でいただいて、経営そのものも病院管理者そのものも力添えをいただいて考えていきたいという課題認識をされて具体的に展開されるということでありまして、これには大いに賛意を表すところでありますけれども。

我々も、これだけ病院も取り組んできた経過を踏まえて、コンサルに1回診断を仰いで、ぜひ串本町の住民にこたえる病院を構築していこうじゃないかという点を強調してきたところでありますので、ぜひ過去の議会の議論も踏まえてせっかくの機会には近大の協力も得たらと思うわけですが、決算の報告を聞きながらもその点については大変努力をいただきながらも成績の芳しくない状況もあります。そういうことも当然予想されることであるから、診療科目あるいは先生の配置の科目についても十分近大にもご協力をいただいて、対応していく必要があるんじゃないかということを常々から思っておるわけで。

その辺については過去の議論も十分皆さんのことも参考にさせていただいて、町挙げて病院対策を考えていくと。ひとり病院だけが決算の状況を踏まえて心配をいただくような状況ではないんじゃないかと。あるいはそういう経過も経験も経てきた存在じゃないかと思うんで、そういう機会にぜひ病院経営のあり方について取り組んでいただけたらと思うんです。

添えて、そういうことに関連をして、来月6日から、特に文教厚生常任委員会で仲江委員も強調されて病院関係のことを勉強に出かける予定にしております。さらに振り返って、以前に議会で岩手県の遠野病院を研修に赴いたことがあります。

その機会に、その院長は東北大学の出身の方で、広い地域と過疎化の土地を踏まえて、病院だけで居座って診療というような時代ではないし、地域課題ではないのかと認識をして、機材の備わった診療の車を整えていただきましたと。これについては国の方針の抵抗等もあって大変難しかったけれども、過疎地における今日の診療体制で国にも協力をしていただいて、診療車ができ上がりましたと。そして高齢者の方々を訪問して、診療することにいたしましたと。強調したゆえに私みずから診療に携わりましたと。その結果、病院を訪れてくれる人、あるいはまた、来て診療していただきたいという要望等多くに支えられて、地域のために大きく貢献できておりますと。

これからの過疎地における病院のあり方、診療のあり方、そういう点は病院の中で整えて、来てくださいというだけでは十分こたえられないんじゃないかなと。いかに技術のいいお医者さんがお出でてくれても、訪ねたいと思っても患者さんが訪ねられないような環境状況が今日の日本の過疎地における実態じゃないかと。したがって、その状況に対応できる病院づくりを心がけないと、努力しないと、というお話を聞いて勉強させていただきました。

詳しく報告しながら今日までもそういう点についての取り組み方を強調してきたところでありますけれども、できるだけそういう努力の知を学びながら、お互いの今日状況に対応していただけたら町民としても非常に歓迎されるとこじゃないかと。

病院をつくるときの状況と6年なり7年という短期間であっても、それだけの経過の状況変化は非常に激しい状況でありますから、それらを踏まえて十分対応していくために、せっかく近大からも派遣をしていただいて、串本の病院、地域の医療体制について積極的に配慮いただける機会であればなおさらのことです。今日までの積み上げの意見を踏まえてぜひ対応していただけたらと思うんで、絶好の機会だろうと思うんで、それらについて強調して町長の答弁を求めておきたいと思っております。

町長答◇病院経営に関しましては多くの委員の皆さん方からご質問をいただいております。

先ほどからもご質問いただきましたように、大きく経営も厳しくなってきたということもあり、また時代の流れの一つの大きな過渡期を迎えているんじゃないかなと思います。そういった中で、いかに病院を健全化させていこうかということ、この手法にはいろいろなやり方があるかと思うんです。

議会の中でもご質問をいただきました赤字診療科についてですけれども、例えば産婦人科と小児科、これは収入と支出の差し引きをしますと2科で3, 229万5, 946円、これだけの赤字が出ておるところでありまして、極論からいいますと、この2つの科がなかったら3, 000数百万円が赤字にはならないという単純計算になってくるわけでありまして、時代の、今回の選挙等を見ている中で、子育てに力を入れていく方向が示される中で、この診療科を切っていいのかと、今いろいろな複雑な部分が出てくるわけでありまして。

先ほどから何回も申し上げておりますけれども、今、新たな管理者の要請も、町からもお願いをしておるところでありまして、そういった方が決まったならば、こういったことも議題に上げて、地域性とか町の流れ等をお話する中で一番のいい改善策を見出していきたいと思うところであります。

質◇今日まで議会の中でもいろいろと病院対応については議論をされておりますし、病院の事務当局あるいは現場の皆さん方も大変なご努力をいただいても、これは地域の環境とか条件とか、そういう変動によって状況は変転していくと思いますので、そういう点に対して、今、設置している診療科についても十分検討して、整理をするところは町民にも理解と協力を得て対応し、強化していかなければならない点については強化をしていくと。高齢化や条件等に伴うた対応は当然のことだろうと思います。

じゃないと、町民に期待をされる、町民に安心していただける病院にはならないんじゃないかと思っておりますので、ぜひその点はしかと押さえて、近畿大学のご協力を得なければ病院は今日存在してないわけですから、ぜひ近大にも理解を得るような、町長として町としての働きかけをより一層、我々議員としてもそうですけれども、ともども、できればそういう機会には先生方のご意見も直接我々も耳にしながら、また問答しながら町民のために安定した病院経営を目指して取り組んでいくような配慮を強く求めておきたいと思っております。

病院は大いに皆さんからもいろいろ意見がありますから、そういうことで端折って重要なところだけを強調しておきます。

いろいろな事項の中で築いそ等についての答弁がありました。私も一般質問で提起をした機会にも強調しておいたわけですが、串本町の沿岸漁業の今日の主はイセエビが一番、串本の地域の生産高からしても、あるいは魚価の評価からしても大変高く位置づけられておるところであるし、期待をするところだろうと思うんです。そういう中で水産試験場等にいろいろ聞いてみましても、築いそは石や投石はできると。しかし、イセエビですれば稚魚の放流が条件になると。しかし、稚魚の確保がなかなか容易ではないと。この近くでは稚魚の生産について研究所を設け取り組んでおるところは伊勢に存在しますと。しかし、近くはそういうところからでなかったら確保できないので、稚魚の確保が容易ではないと。したがって、できれば優秀な養殖漁場等がある紀南の串本町の位置は、県の水産試験場もありますし、和歌山県の稚魚の養殖場を串本町に創造していただけたらどうかと。立派な養殖場もあるし、そういう運動を町として提起をし取り組んでいくことが地域の漁業、特産であるイセエビの生産に大きな貢献をする課題にな

るのじゃないかと。

そういうありがたい提起もいろいろ聞いておりますので、今後ぜひそういう点にも及んで地域のイセエビ生産についての検討方の素材にしていけたらと思いますので、改めてここに強調して町長の取り組みを求めておきたいと思います。

町長答◇イセエビ等の稚魚の養殖場という発想は初めて聞いたところでありまして、この辺私は詳しくなくて、余り生産がされていないのでしょうか。その辺わかりにくいんですけども。まず今の実態がどういう状況なのか検証してみたい、調べてみたいと思います。

それと、病院に関しましては、現状を見ながらいろいろと精査しながら現状を十分把握する中での病院経営をしていかなければならないと思います。

今まだ確定はしておりませんが、近い将来来ていただける可能性がある管理者等とも十分その辺の話をしたいなと思いますし、本来なら全権委任した管理者が、私がこういう答弁をするよりも管理者がするものなのかなと思いますながらも答弁を今しているところなんですけれども、その辺も十分考えながら今後の運営に当たっていきたいと思います。

以上で、町長への総括質疑は終了しました。

《書面審査》 平成29年10月24日（火） 午前9時～

決算審査特別委員会最終日の朝一番に、下記の項目について、地方自治法第98条第1項の規定による書面審査を行いました。

- 1 企業会計の一時借入れと資金運用に関する事項
- 2 磯根再生事業に関する事項
- 3 土木建築等指名業者に関する事項
- 4 政務活動費に関する事項

【審査結果】

- 1 企業会計の一時借入れと資金運用に関する事項
 - 企業会計の一時借入れについては、3月31日に全額返さなければならないという第29条の規定からすれば、平成28年11月29日から平成29年4月10日、明らかに年度を越えて行くのに、こういう借入れを2回繰り返している。2億円と1億5,000万円。133日と25日。書面で確認をする。
- 2 磯根再生事業に関する事項
 - 特に指摘事項なし
- 3 土木建築等指名業者に関する事項
 - 特に指摘事項なし
- 4 政務活動費に関する事項
 - 個人の活動と政務活動との区分が不明確な部分があったとの指摘があった。

以上、書面審査を終了いたしました。

以上が決算審査特別委員会へ付託された、議案第110号 平成28年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第127号 平成28年度串本町国民宿舎事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの18件の審査の経過並びに結果であります。

よろしくご決定のほどをお願い申し上げまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。